

生 駒 市 の 環 境

《令和6年度版》

生 駒 市

<はじめに>

この生駒市の環境《令和6年度版》は、令和5(2023)年度における市の環境状況、環境関連計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした年次報告書である。

以下に、本市の環境施策に係る計画(第3次生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン、生駒市 SDGs 未来都市計画)の令和5(2023)年度の進捗状況を示す。

※文章中で(※)のある用語は、83ページ以降の資料編に用語の解説を記載している。

項目	基準年	目標数値			実績値
		令和5(2023)年度	令和12(2030)年度	令和32(2050)年度	令和5(2023)年度
温室効果ガス排出量削減率	平成18(2006)年度	(※2) 21.2%	35%	70%	(※1) 27.2万t-CO ₂
		(※2) 25.6万t-CO ₂			
1人あたりCO ₂ 排出量	平成18(2006)年度	(※2) 2.16 t-CO ₂	—	—	(※1) 2.30t-CO ₂
緑地面積の割合	平成29(2017)年度	47.90%	—	—	—
遊休農地活用事業で利用されている農地面積	平成29(2017)年度	57,285㎡	—	—	59,579㎡
下水道普及率	平成29(2017)年度	73.5%	—	—	73.0%
家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量	令和元(2021)年度	405g	—	—	431g
再エネによる発電容量合計	平成29(2017)年度	35,145kW	—	—	32,655kW
資源循環コミュニティステーションの設置	令和2(2020)年度	2か所	—	—	3か所

(※1)令和4(2022)年度の実績値。

(※2)実績値が令和4(2022)年度の値であることから、令和4(2022)年度の目標値を記載している。

<令和5年度の主なポイント>

1. 脱炭素化に向けた取組

生駒市は、令和5年4月に、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現に貢献する施策として、令和12(2030)年度までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを目指す脱炭素先行地域に選定されたところである。

本市の脱炭素先行地域事業の特徴は、自治体新電力「いこま市民パワー株式会社」や「複合型コミュニティ(まちのえき)」といった本市の特徴的な事業を組み合わせる「市民参加型脱炭素まちづくり」である。

令和5年7月29日には、この脱炭素先行地域事業について市民等に広く周知し、今後の協力や参加を促すため、脱炭素シンポジウムを開催した。

また、公共施設や民間施設、住生活エリアへの太陽光発電設備の最大限の導入を目指すため、発電事業を推進するための特別目的会社である合同会社いこまサンライフを令和6年3月に設立した。

2.省エネ家電等買い換え補助金の交付

令和5年8月から令和5年10月にかけて、物価高騰の影響を受けた市民生活を支援するとともに、地域の活性化を図るため、市内の店舗で一定以上の省エネ性能を有する家電等買い換えた世帯を対象に、対象経費の一部(購入金額の20%、上限3万円)を補助する事業を実施した。補助金交付実績としては、エアコン631台 17,200,000円、冷蔵庫499台 14,907,000円、テレビ58台 751,000円、ガス給湯器79台 2,289,000円であった。

3.空き家対策に関する取組

平成30年に策定した生駒市空き家等対策計画に基づき、官民連携で空き家の賃貸・売却を支援する「いこま空き家流通促進プラットフォーム」や老朽家屋等の解体支援等、市独自の空き家対策を実施してきた。その結果、平成28年に1,444棟あった空き家が令和5年に1,306棟に減少した。

また、空き家の地域での活用を支援するため、空き家を借りたい人の想いを家主に届けてマッチングするプロジェクト「恋文不動産」について、令和4年度に事業を開始し、令和5年度に初めて1件マッチングした。地域の交流の拠点として空き家を活用するなど、住居以外の目的での空き家の利活用も進められている。

4. 食品ロス削減に向けた取組

生駒市は、食品ロス削減の促進として、市役所とたけまるホールでフードドライブ(食品を必要とする人々に対して支援を提供することを目的とし、食品や食料品を集めるために行われるチャリティーイベントやキャンペーンのこと)を積極的に実施している。

令和5年度には、日本郵政グループ(日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険)協力のもと、市内全郵便局でフードドライブを開催する「郵便局 de フードドライブ」を実施し、令和6年1月22日から31日までに377点 78kgの食品を回収し、生駒市社会福祉協議会へ寄附した。

目次

第1章 総説

1 生駒市の概要	1
(1) 生駒市の位置	1
(2) 土地利用	2
(3) 人口	2
(4) 気象	3
2 環境行政の概要	4
(1) 環境行政の組織体制	4
(2) 生駒市環境基本条例	4
(3) 生駒市環境基本計画	5
(4) 環境モデル都市アクションプラン	5
(5) SDGs 未来都市計画	6
(6) 生駒市エネルギービジョン	6
(7) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	7
(8) 生駒市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	7
(8) ゼロカーボンシティ宣言	8

第2章 生駒市の環境施策

1 環境目標の進捗状況	9
(1) 温室効果ガス排出量削減率	9
(2) 緑地面積の割合	10
(3) 遊休農地活用事業で利用されている農地面積	10
(4) 下水道普及率	10
(5) 再資源化率	10
(6) 家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量	11
(7) 再エネによる発電容量合計	11
(8) 1人あたりCO ₂ 排出量	11
(9) 資源循環コミュニティステーションの設置	11
2 環境施策の取組	12
(1) 創エネルギー・省エネルギーの推進	13
(2) 環境まちづくりの主な取組	14
(3) 廃棄物対策	23
(4) 公共交通対策	28
(5) 生活排水対策	30
(6) 自然環境・生物多様性	33
(7) 環境美化の推進	36
(8) 環境教育・環境啓発	37
(9) 生駒市環境マネジメントシステムの運用	39

第3章 生駒市の環境の状況

1 大気汚染・悪臭	42
(1) 大気汚染に係る環境基準	42
(2) 大気質調査	42

(3) 光化学スモッグ	48
(4) 酸性雨	49
(5) 悪臭に係る規制	51
2 水質汚濁	52
(1) 水質汚濁に係る環境基準	52
(2) 河川の水質	55
(3) 地下水及び河川の水銀調査	60
3 騒音・振動	63
(1) 騒音等	64
(2) 特定工場等・特定建設作業	72
(3) その他の騒音規制	77
4 苦情受理件数	78
5 有害化学物質等対策	79
(1) 有害大気汚染物質	79
(2) ダイオキシン類	79
(3) アスベスト	81
(4) 土壌汚染対策	81

第4章 資料編

1 用語の解説	83
2 令和5年度測定データ	91
(1) 大気質	91
(2) 河川水質	93
(3) 生駒市清掃センター	102
(4) エコパーク21	104
3 施設概要	107
(1) 生駒市清掃センター	107
(2) エコパーク21	108
(3) 火葬場	109
4 生駒市環境基本条例	110
5 環境行政の沿革	116
6 令和5年度環境関連経費決算額	119

第1章 総説

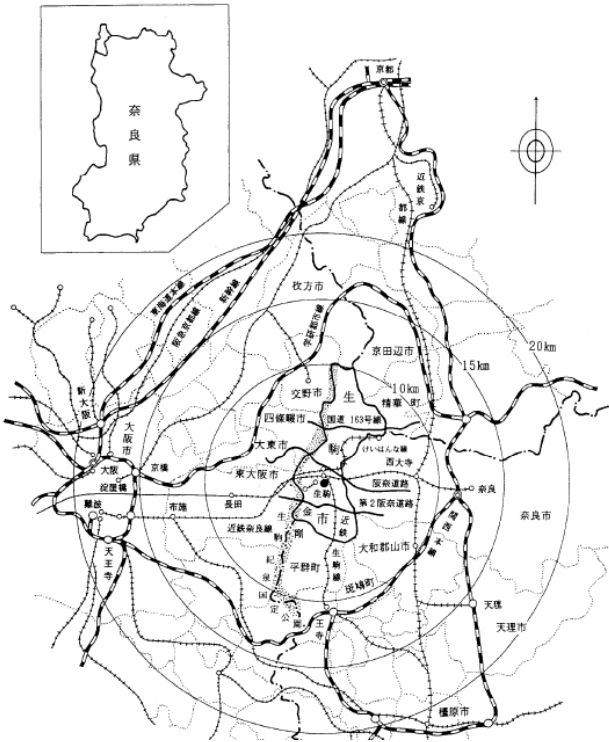
1 生駒市の概要

(1) 生駒市の位置

生駒市は、奈良県の北西端に位置しており、市域は東西 8.0km、南北 15.0km と南北に細長い形状となっている。面積は 53.15km² と奈良県の総面積の 1.4% を占めている。

市域は、西に生駒山(標高 642m)を中心とした生駒山地、東に矢田・西の京丘陵が南北に併走し、北に富雄川、南に竜田川が南流し、それぞれ富雄谷、生駒谷を形成している。市境は、北に枚方市、東に京田辺市・精華町・奈良市・大和郡山市、南に斑鳩町・平群町、西に交野市・四條畷市・大東市・東大阪市に接している。また、大阪市中心部から約 20km、奈良市中心部から約 13km と近接した距離に位置している。

図表1 生駒市の位置図



図表 2 生駒市の地勢

面 積	広 ぼ う			海 抜	
	周囲	東西	南北	最高	最低
53.15km ²	60km	8.0km	15.0km	642m	77m

図表 3 市役所の位置

所 在 地	東経	北緯	海拔
生駒市東新町 8-38	135度42分	34度41分	136.44m

図表 4 市域の変遷

	年 月 日	総面積 (km ²)
生駒郡北生駒村	明治 30 年 4 月 1 日	13.91
生駒町制施行	大正 10 年 2 月 11 日	13.91
南生駒村編入合併	昭和 30 年 3 月 10 日	27.15
北倭村編入合併	昭和 32 年 3 月 31 日	52.58
生駒市制施行	昭和 46 年 11 月 1 日	52.58
国土地理院改訂値	令和 元年 7 月 1 日	53.15

(2) 土地利用

生駒市は、市域全体が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は総面積の約 4 割を占めている。用途地域区分では住居系用途が最も高い割合となっており、特に第一種低層住居専用地域の割合が高く、全体の半分以上を占めている。一方、商業系用途(近隣商業地域、商業地域)及び工業系用途(準工業地域)の占める割合は低くなっている。

図表 5 都市計画用途地域

区 分		面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域		5,318.0	100.0
市街化区域		2,149.8	40.4
市街化調整区域		3,168.2	59.6
用途地域	第一種低層住居専用地域	1,234.2	57.4
	第二種低層住居専用地域	5.7	0.3
	第一種中高層住居専用地域	112.9	5.3
	第二種中高層住居専用地域	6.8	0.3
	第一種住居地域	460.1	21.4
	第二種住居地域	15.3	0.7
	準住居地域	15.9	0.7
	近隣商業地域	90.0	4.2
	商業地域	39.5	1.8
	準工業地域	169.4	7.9
合 計		2,149.8	100.0

(注)令和6年7月19日時点 都市計画決定面積

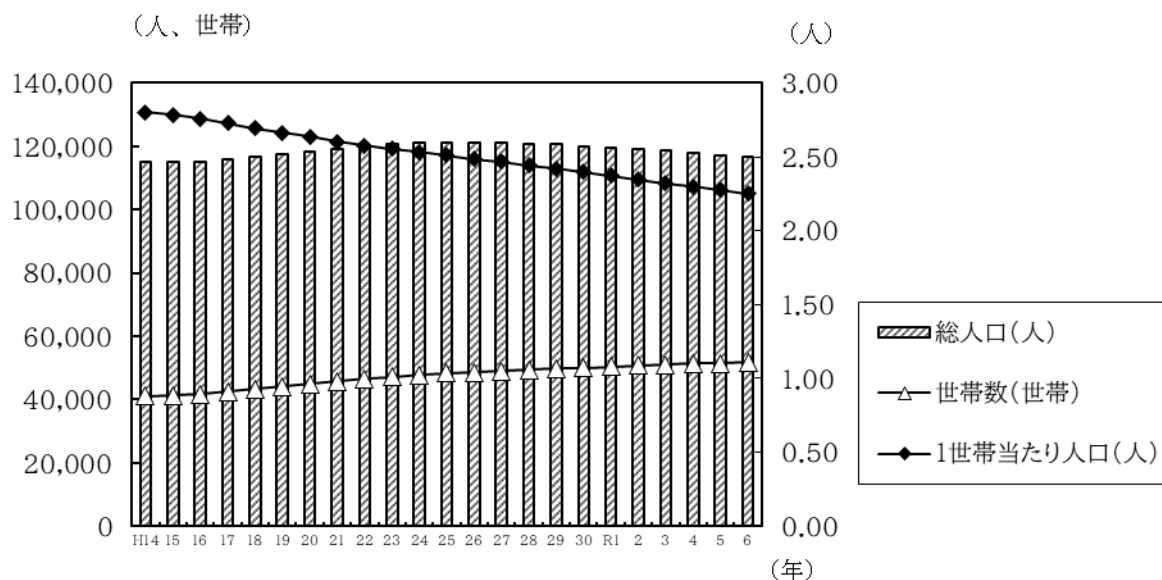
(3) 人口

生駒市の総人口は、令和6年10月1日現在で 116,617 人である。これまでの推移を概観すると、平成 14 年に初めて減少傾向に転じてからは、平成 16 年までほぼ横ばいで推移し、平成 17 年から微増が続いていたが、平成 26 年に再び減少に転じた。人口規模は奈良市、橿原市に次ぎ、奈良県下で第 3 位となっている。

一方、世帯数は一貫して増加を続け、令和6年10月1日現在で 51,820 世帯である。なお、1 世帯当たりの人口については、減少を続けており、2.25 人となっている。

図表 6 生駒市の総人口及び世帯数

(注)世帯数及び人口は、住民基本台帳による



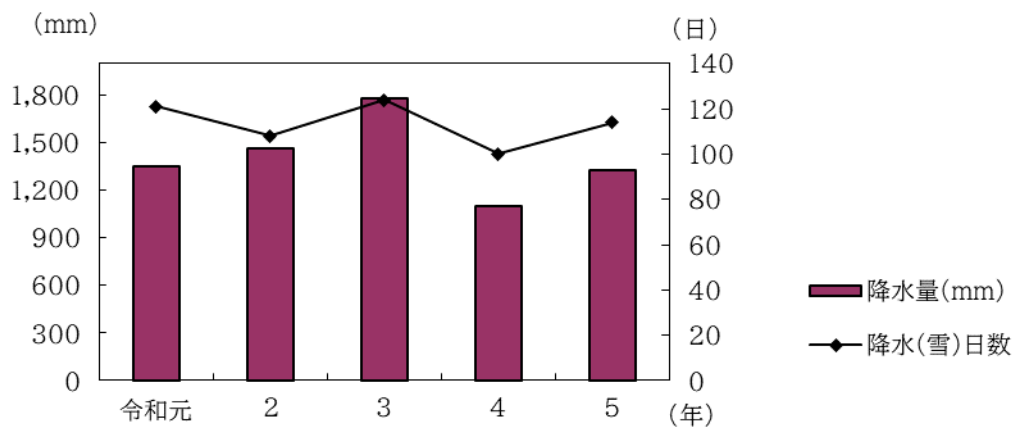
(4) 気象

生駒市は、年平均気温が17℃程度で比較的温暖な気候であるが、最低気温と最高気温の格差が大きい典型的な盆地気候である。降水量は、年によって変動があるが、概ね1,000～1,500 mm程度で推移している。

図表 7 生駒市の気象

		令和元	2	3	4	5
気温(℃)	平均	16.2	16.3	16.1	16.1	16.8
	最高	37.5	38.2	36.3	38.0	38.6
	最低	-2.6	-3.2	-3.2	-2.9	-2.3
降水量(mm)		1,352	1,464	1,783	1,096.5	1,329.5
降水(雪)日数		121	108	124	100	114

図表 8 降水量及び降水(雪)日数

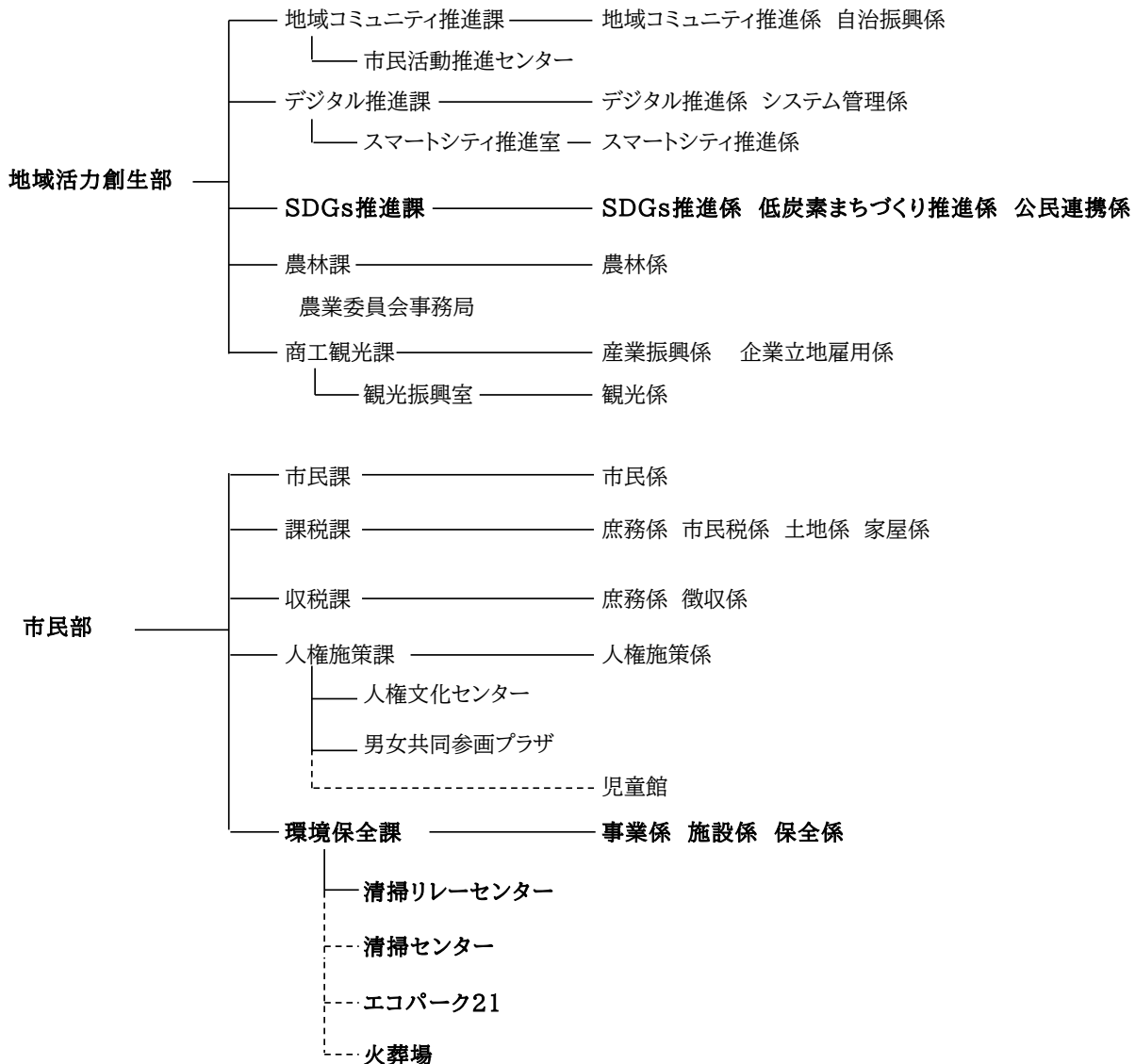


2 環境行政の概要

(1) 環境行政の組織体制

環境行政の範囲は多岐にわたっているが、生駒市では、地域活力創生部に所属する SDGs 推進課と市民部に所属する環境保全課が中心となって所管している。組織体制は、以下のとおりである。

図表 9 環境行政の組織体制(令和5年4月1日現在)



(2) 生駒市環境基本条例

生駒市環境基本条例は、地球環境問題(*)など新たな環境課題にも対応していくために、生駒市の環境の保全及び創造を進める環境行政の基軸として平成 11 年 3 月に制定されたものである。

この条例は、循環型社会の構築、人と自然との共生、地球環境への配慮などを通じて、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の保全・創造に努め、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受できることを基本理念として、市民・事業者・行政の責務と役割、環境施策の方向性などについて明らかにすることにより、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としたものである。

(3) 生駒市環境基本計画

生駒市環境基本計画は、生駒市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、生駒市の環境の保全及び創造を総合的・計画的に推進するための計画である。平成 21 年 3 月に策定された第 2 次計画の計画期間が平成 30 年度で終了することに伴い、平成 31 年 3 月には第 3 次計画を策定した。

第 3 次計画は、「豊かな自然と市民力を活かし、持続可能な未来を築くまち いこま」の実現のため、第 2 次計画の成果と課題を踏まえた上で、近年の大きな課題となっている脱炭素社会への移行や、循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応することを目指して策定した。また、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の総合的な視点から取組を展開することも目標としている。

(4) 環境モデル都市アクションプラン

生駒市は、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に、大都市近郊型の住宅都市として全国で初めて国から選定された。環境モデル都市は全国で 23 都市が選定されているが、奈良県では初めての選定で、近畿でも京都市、堺市、神戸市、尼崎市に続く選定となる。

選定をうけて平成 27 年 1 月に第 1 次となる生駒市環境モデル都市アクションプランを策定。平成 31 年 3 月には、第 1 次アクションプランの計画期間満了にあたり、基本的な考え方と目標を継承した第 2 次生駒市環境モデル都市アクションプランを策定した。

環境モデル都市に求められる役割は、低炭素型の都市像の創出という役割を超え、あらゆる社会課題と向き合う新たな地域モデルの実現という、より広範なものになりつつある。第 2 次アクションプランでは、国が推進するSDGs(持続可能な開発目標)の考え方を取り入れ、「まち」「ひと」「経済」の三側面から取組を再整理した。本市が誇る市民力を最大限に活用しながら、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルとの実現を先導することを目指している。

① 将来像と削減目標

○ 将来像

市民・事業者・行政の“協創”で築く低炭素“循環”型住宅都市

○ 温室効果ガス(*)排出量の削減目標(基準年:平成 18(2006)年度)

将来像の実現及び世界に先駆けた低炭素“循環”型住宅都市のモデルの構築を目指すことを踏まえ、中期目標、長期目標を掲げている。

・中期目標:令和 12(2030)年度 35%削減

・長期目標:令和 32(2050)年度 70%削減

② 目標達成のための 3 つの柱

○ 環境がまちをつくる

○ 環境がひとを育てる

○ 環境が経済を循環させる

③ 地域の活力の創出などの効果

○ 社会的効果

・移住者の増加・人口の構成比の変化

・住民へのサービス、まちの暮らしやすさの維持・向上

・取組への市民・事業者の参加による市民力の向上

○ 経済的效果

・人的交流及び経済の循環

- ・交流人口・移住人口の増加
- ・以上による雇用創出、経済波及の効果

(5) SDGs未来都市計画

生駒市は、「経済」・「社会」・「環境」の3側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、国からSDGs未来都市に選定された。

選定をうけて、令和元年10月には「生駒市SDGs未来都市計画」を策定し、令和3年度末に、KPIの時点修正のための改定を行った。

生駒市では、環境モデル都市として推進してきた取組をさらに発展させ、「いこま市民パワー株式会社(以下「いこま市民パワー」という。)」を核として、再生可能エネルギー拡大によるエネルギーの地産地消の推進、市内産業の活性化、収益の還元による地域課題の解決、市民のまちづくりへの参画の促進など、「経済」・「社会」・「環境」に関する課題に対応し、「日本版シュタットベルケ(※)モデル」の実現を目指す。

(※)シュタットベルケとはドイツにおける、電気、ガス、水道、交通などの公共インフラを整備運営する公社のこと。複数のサービス提供を1つの事業体で行うことで地域密着の公共サービスの提供を目的としている。

(6) 生駒市エネルギービジョン

生駒市エネルギービジョンは、環境基本計画の方針やこれまでの活動の経緯と成果、地域の実状を踏まえながら、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの高度利用、省エネルギー対策の促進に関する施策を体系化し、共通の目標のもとに整理・特化した生駒市におけるエネルギー施策の基本的な方針である。

① 行動目標(令和12(2030)年度の都市イメージ)

『エネルギーを賢く利用し、安心・安全で持続的に成長できる都市』

② 計画目標

	短 期 (平成30(2018)年度)	中 長 期 (令和12(2030)年度)
市域のエネルギー消費量削減割合 (平成18(2006)年度比)	5%	20%
太陽光発電の普及率(※) (平成23(2011)年度(4.8%))	16.5%	30%
電力需要見込みに対する太陽光発電 による自給率	-	15%

※太陽光発電の普及率は、設置件数を一戸建て件数で除したものである。

③ エネルギー施策の基本方針

- コンパクトなまちづくりとライフスタイルの転換
- 住宅など建物のエネルギー性能向上
- 再生可能エネルギーの導入加速化
- 安心・安全なエネルギー環境の構築

(7) 生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき策定される計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものである。

本計画の策定にあたっては、「第 6 次生駒市総合計画」及び「第 3 次生駒市環境基本計画」、また国や奈良県が策定する計画と整合を図っている。

本計画は、令和3年度を初年度とし、10 年後の令和 12 年度を最終目標年度として策定した。なお計画期間内でも、中間年となる5年を経過する令和 7 年度を目途に計画の見直しを行うこととしている。

削減目標値

家庭系ごみ排出量を 10.7%削減、事業系ごみ排出量を 10.5%削減する。さらに、人口減少による 4.6%の自然減を足して、ごみ排出量 15.3%削減する。

	基準年度(t) A (令和元(2019)年度)	人口減少のみを 考慮した排出量(t) B※ (令和12(2030)年度)	人口減少による ごみ減少量(t) C=A-B	人口減少による ごみ減少量(%) D=C/A	最終目標年度(t) E (令和12年度)	施策の実施 による削減量 F=B-E	施策の実施に よる削減率 G=F/A	削減率 D+G
ごみ排出量	33,780	32,224	1,556	4.6%	28,610	3,614	10.7%	15.3%
家庭系ごみ排出量	24,759	23,618	1,141	4.6%	20,951	2,667	10.8%	15.4%
事業系排出量	9,021	8,606	415	4.6%	7,659	947	10.5%	15.1%

※人口減少のみを考慮した排出量は、令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は変わらない前提として、将来予測人口(見込みの数値)と年間日数から算定。

(8) 生駒市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

生駒市は、令和4年度までは生駒市環境基本条例第19条に基づく環境マネジメントシステムの運用や省エネ設備及び再生可能エネルギー発電設備の導入等により、市自らの温室効果ガス排出量の削減等に取り組んできたところである。令和6年3月には、市内最大規模の多量排出事業者としての自覚を一層強く持ち、温室効果ガスの削減の取組を加速するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条第1項に基づき、生駒市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定した。

① 対象とする範囲

ア 対象組織

市長部局(上下水道部局含む)、教育委員会、消防本部、各行政事務局、市議会事務局

イ 対象施設

アの組織が所有権又は賃借権を有する施設及び設備

② 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の5種類

※ パーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素は本市の事務事業で排出されないと考えられるため対象外

③ 削減目標

令和12(2030)年度までに生駒市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比50%以上削減

④ 目標達成に向けた取組

削減目標の達成に向け、以下4つの基本方針のもと計画的・効率的に取組を推進する。

ア 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 設置可能な公共施設すべてを対象とする太陽光発電設備の導入 など

イ 使用電気の脱炭素化の促進

- ・ いこま市民パワーと連携した市内の再エネ電気の公共施設での利用拡大
- ・ 公用車の更新時の次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車等)の導入 など

ウ 省エネ設備等の導入促進

- ・ 公共施設の新設・建替時の ZEB 化目標
- ・ 照明設備の LED 化(順次更新) など

エ 職員のエコオフィス活動の推進

- ・ 働き方(ワークライフバランス・DX)も含めた職員一人ひとりのエコオフィス活動のさらなる徹底

(9) ゼロカーボンシティ宣言

近年、猛暑や豪雨災害など、気候変動による影響は深刻さを増しており、2018 年に公表された IPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)特別報告書で、気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050 年頃に CO₂ 排出量を実質ゼロにする必要があることが示された。この目標達成に向け、小泉進次郎環境大臣から、自治体での取組の重要性と拡がりへの期待が表明され、2050 年排出量実質ゼロへの参画が促された。

本市は、この呼びかけに賛同し、令和元年(2019 年)11 月 25 日に、2050 年までに CO₂ 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行った。また、奈良県においても令和3年3月30日に宣言が行われている。「ゼロカーボンシティ生駒」の実現に向け、環境モデル都市及びSDGs未来都市としての取組をさらに加速させ、幅広い分野で総合的な取組を展開するほか、環境問題を切り口にしたまちづくりで「地域循環共生圏」の具体化に取り組むこととしている。

令和2年10月には、国により、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル宣言が実施されている。ゼロカーボン宣言地域は、令和6年6月28日時点で全国1112自治体であり、その後も拡大している。

(※)環境省の公表資料「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体 2024年6月28日時点」より

<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

第2章 生駒市の環境施策

1 環境目標の進捗状況

生駒市では、環境施策に係る計画（第3次生駒市環境基本計画、第3次生駒市環境モデル都市アクションプラン、生駒市SDGs未来都市計画）の成果を測る指標として、温室効果ガス排出量削減率、緑地面積の割合、遊休農地活用事業で利用されている農地面積、下水道普及率、再資源化率、家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量、再エネによる発電容量合計、1人あたりCO₂排出量、資源循環コミュニティステーションの設置数を採用し、進捗状況を確認している。

※下記の各環境目標の基準年度については、各計画の策定年度に応じて設定している。

※下記の達成率については、基準年度に対する数値となっている。

(1) 温室効果ガス排出量削減率

市域全体での二酸化炭素排出量を、平成18(2006)年度の排出量と比べて、短期目標として令和5(2023)年度に21.5%、中長期目標として令和12(2030)年度に35%、令和32(2050)年度に70%削減することを目標としている。

令和4年度のCO₂排出量は、産業部門の排出量が前年度比0.1万t-CO₂減、民生家庭部門が前年度比0.5万t-CO₂減、民生業務部門が前年度比0.4万t-CO₂減、運輸部門が前年度比0.1万t-CO₂増、廃棄物部門が0.2万t-CO₂増となった。全体として、前年度から0.8万t-CO₂減の26.8万t-CO₂となった。

住宅都市である本市においては、民生家庭部門からの排出量の割合が多く、家庭を対象とした取組の実施が、CO₂排出量削減に大きく貢献すると考えられる。

目標項目	目標		平成18 (基準年度)	令和元	2	3	4	令和5 (目標)	達成率
二酸化炭素 排出量削減 率	平成18(2006)年度比で、 令和5(2023)年度21.5%、 令和12(2030)年度に35%、 令和32(2050)年度に70% 削減する。	(※3) 二酸化炭素 排出量 (万t-CO ₂)	32.5	(※2) 28.5	(※2) 27.8	27.6	(※1) 27.2	25.6	76.8%
		削減率	—	12.3%	14.5%	15.1%	16.3%	21.2%	

(※1)直近の値が令和4年度の数値(暫定値)となっている。

(※2)小売電力事業が全面自由化され新電力の参入が本格化する平成28年度から、関西電力等の旧一般電気事業者が担っていた送配電部門が一般送配電事業者に分社化される以前の令和元年度までの期間については、新電力事業者による電気供給量も含む市域の総電力消費量の把握が困難であったため、令和2年度の実績に基づき、資源エネルギー庁が公開しているエネルギー消費の推移を用いて電力量を算出した。また、都市ガスについては、全面自由化された平成29年度から、市域の総消費量を把握することができなくなったため、電力・ガス取引監視等委員会が公表している都市ガス販売量に新規小売事業者が占める割合等を用いて算出している。

(※3)CO₂排出量は、電気、ガス等の消費量に各CO₂排出係数を乗じて積算するものであり、実際の排出係数は年度毎に変動するが、各年度の二酸化炭素排出量の算出には、施策の成果によるCO₂排出量削減効果を適切に表現するため、平成22年度のCO₂排出係数を用いて算出している。

(参考)部門別二酸化炭素排出量

部門		平成18 (基準年度)	令和元	2	3	4
産業部門	(※3) 二酸化炭素 排出量 (万t-CO ₂)	3.8	3.4	3.2	3.4	3.3
民生家庭部門		12.5	12.7	13.9	12.7	12.3
民生業務部門		10.6	6.3	5.3	6.2	6.0
運輸部門		4.8	5.8	5.1	5.0	5.1
廃棄物部門		0.8	0.3	0.3	0.3	0.4
合計		32.5	28.5	27.8	27.6	27.2

(2) 緑地(※)面積の割合

市域における緑地面積の割合を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に47.90%とすることを目標としている。緑地面積の割合については、近年の人口減少やデジタル技術の進歩等の観点から、指標の妥当性が低下しつつあることを鑑み、令和5年度は測定を行わず、今後新たな指標の設定を検討する方向性である。

目標項目	目標	平成29 (基準年度)	令和元	2	3	4	5	令和5 (目標)	達成率
緑地面積の割合(%)	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に47.90%を目指す。	47.85	47.87	47.87	47.91	47.91	—	47.90	120.0%

(3) 遊休農地活用事業で利用されている農地面積

遊休農地活用事業で利用されている農地面積を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に57,285㎡とすることを目標としている。令和5年度は59,579㎡となり、目標を達成できた。

目標項目	目標	平成29 (基準年度)	令和元	2	3	4	5	令和5 (目標)	達成率
遊休農地活用事業面積(㎡)	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に57,285㎡を目指す。	49,689	50,406	55,077	55,401	57,875	59,579	57,285	130.2%

(4) 下水道普及率

下水道普及率を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に73.5%とすることを目標としている。令和5年度は73.0%となり、目標を達成できなかった。

目標項目	目標	平成29 (基準年度)	令和元	2	3	4	5	令和5 (目標)	達成率
下水道普及率(%)	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に73.5%を目指す。	69.8	71.4	71.8	72.2	72.6	73.0	73.5	86.5%

(5) 再資源化率

再資源化率を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に28.8%とすることを目標としている。近年の電子化の進展により特に紙類の資源化率が低下しており、令和5年度は21.3%にとどまり、目標を達成できなかった。

目標項目	目標	平成29 (基準年度)	令和元	2	3	4	5	令和5 (目標)	達成率
再資源化率	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に28.8%を目指す。	23.0	22.1	21.0	20.8	20.8	21.3	28.8	-29.3%

(6) 家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量

家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量を、令和元(2021)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に405gとすることを目標としている。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大や、同感染症の5類感染症移行に伴う社会経済活動や生活様式の変化によって、令和5年度の排出量は431gとなり、目標を達成できなかった。

目標項目	目標	令和元 (基準年度)	2	3	4	5	令和5 (目標)	達成率
家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量(g)	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に405gを目指す。	441	454	446	440	431	405	27.8%

(7) 再エネによる発電容量合計

再エネによる発電容量合計を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に35,145kWとすることを目標としている。発電容量は年々増加しているものの、令和5年度は32,655kWと、目標は達成できなかった。

目標項目	目標	平成29 (基準年度)	令和元	2	3	4	5	令和5 (目標)	達成率
再エネによる発電容量合計(kW)	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に35,145kWを目指す。	25,245	27,135	28,934	29,929	31,324	32,655	35,145	74.8%

(8) 1人あたりCO₂排出量

市域における1人あたりCO₂排出量を、平成18(2006)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に2.16t-CO₂とすることを目標としている。排出量は年々減少しているものの、令和5年度は2.30t-CO₂と、目標は達成できなかった。

目標項目	目標	平成18 (基準年度)	令和元	2	3	4	令和5 (目標)	達成率
1人あたりCO ₂ 排出量(t-CO ₂)	平成18(2006)年度を基準とし、令和5(2023)年度に2.16t-CO ₂ を目指す。	2.78	2.38	2.34	2.34	(※) 2.30	2.16	77.6%

※直近の値が令和4(2022)年度の数値となっている。

(9) 資源循環コミュニティステーションの設置

日常の「ごみ出し」における資源回収スペースと交流・滞在スペースを併設した「資源回収・コミュニティステーション」について、令和2(2020)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に2ヶ所とすることを目標としている。令和5年度は3ヶ所となり、目標を達成した。

目標項目	目標	令和2 (基準年度)	3	4	5	令和5 (目標)	達成率
資源循環コミュニティステーションの設置数(ヶ所)	令和2(2020)年度を基準とし、令和5(2023)年度に2ヶ所を目指す。	2	3	3	3	2	150.0%

※まちのえきのうち、資源ごみの回収を伴う交流拠点を「資源循環コミュニティステーション」として目標設定し、進捗管理を行っている。(第2章2(2)②参照)

2 環境施策の取組

(1) 創エネルギー・省エネルギーの推進

① 公共施設への太陽光発電システムの設置

市の施設へ太陽光発電システムを設置することによって、温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーの導入を促進している。

生駒市は、市内 21施設に太陽光発電システムを設置している。21施設のうち5カ所(エコパーク21、小瀬保健福祉ゾーン、南こども園、学研高山地区、やすらぎの杜優楽)は、市民出資による市民共同太陽光発電システムとして、一般社団法人市民エネルギー生駒により設置・運営されている。なお、やすらぎの杜優楽の5号機は、令和3年11月に新たに設置されたものである。一般社団法人市民エネルギー生駒は、令和5年10月で10周年を迎え、設立10周年記念イベントとしてシンポジウムを開催した。

一部の施設では、施設内に設置した大型ディスプレイで、リアルタイムでの発生発電量や発電の仕組み等の情報を提供することによって、地球温暖化の防止への啓発を実施している。

やすらぎの杜優楽に設置した太陽光発電パネル(市民共同太陽光発電所5号機)



図表 10 各施設の発電量

設置施設	設備容量(kW)	設置年月	発電量(kWh)				
			令和元	2	3	4	5
北コミュニティセンター	30 20	H14.11 H29.2	20,939	※	10,772	11,009	10,659
優楽	5	H13.10	3,317	3,060	2,942※	※	※
RAKU-RAKUはうす	3	H13.4	1,469	1,455	1,171	1,257	1,055
俵口小学校	10	H16.1	※	※	※	※	※
生駒中学校	20	H21.2 (10kW) H22.3 (10kW)	※	※	※	※	※
図書会館	20	H23.3	19,850	20,106	19,144	15,038※	※
南コミュニティセンター	4	H25.1	4,866	4,916	4,723	4,862	4,744
エコパーク21	50	H26.3	60,587	61,118	59,899	61,046	59,547
生駒市消防署北分署	15	H26.4	18,917	18,845	19,867	19,090	19,922
生駒駅前図書室	10	H26.4	11,690	11,850	11,085	11,608	11,715
あすか野小学校	37.4	H27.4	43,072	43,633	42,276	42,955	41,667
生駒市立病院	10	H27.6	11,896	11,649	13,337	11,994	13,945
生駒台幼稚園	20	H27.8	22,766	23,544	15,966	16,143	17,597
鹿ノ台中学校	100	H27.9	80,545	112,892	99,954	122,610	122,345
桜ヶ丘小学校	30	H27.10	36,526	37,199	36,512	44,112	37,476
小瀬保健福祉ゾーン	56	H28.2	69,335	71,118	67,082	71,599	69,682
市役所本庁舎	49.9	H28.3	55,170	54,256	52,508	54,105	53,414
南こども園	58	H28.3	70,269	70,423	68,457	68,659	66,484
生駒北小中学校	79.3	H29.3	110,456	110,404	90,704	108,713	106,429
学研高山地区	85	H29.11	100,335	102,690	98,890	100,683	99,308
やすらぎの杜 優楽	90	R3.11	-	-	37,063	107,153	105,174
合 計 発 電 量			742,005	759,158	752,352	872,636	841,163

※表示パネルの故障等のため欠測(一部欠測を含む)

山崎浄水場

② 山崎浄水場への小水力発電設備導入

上下水道部山崎浄水場では、水源として井戸水の他に県営水道水を購入しており、今まで使用していた減圧弁の代わりに水車で減圧するとともに発電機を回して発電する小水力発電システム(発電出力 40kW)を



導入し、平成 25 年 3 月から稼働した。上水道の水流を利用した小水力発電では、全国で初めて固定価格買取制度(FIT)を利用し、発電した電力の全量を売電している。

図表 11 山崎浄水場の小水力発電量

	令和元	2	3	4	5
年間発電量(kWh)	349,019	340,249	341,678	349,091	358,626

(参考)生駒市の水道需要量

	令和元	2	3	4	5
給水区域内居住人口	119,281	118,621	118,139	117,629	116,819
年間総配水量(千 m^3)	12,071	12,281	12,021	11,903	11,817
年間有収水量(*) (千 m^3)	11,680	12,005	11,846	11,689	11,476

③ 自然エネルギー等活用事業

家庭における効果的な脱炭素化を図るため、太陽光発電システムと住宅用エネルギー管理システム(HEMS)に、家庭用蓄電システムまたは V2H を組み合わせる一体的な導入に対して補助金を交付した。

a 太陽光発電システム設置補助事業

市民一人ひとりの環境問題への取組意識を高揚し、クリーンエネルギー利用による環境活動を推進・誘導するため、平成 14 年度から住宅への太陽光発電システムの設置に対する補助を実施している。

補助事業の詳細については、固定価格買取制度(FIT)の運用状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行っている。補助金額は、1kW あたり 2 万円とし、8万円を上限としている。

図表 12 太陽光発電システム設置補助件数

	令和元	2	3	4	5
補助件数(件)	53	64	78	31	48
累計	1,690	1,754	1,832	1,863	1,911
補助対象システムの出力(kW)	268.1	352.3	439.8	173.5	290.2
累計	7,361.9	7,714.2	8,154.0	8,327.5	8,617.7

b 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)(*)設置補助事業

一般家庭等でのエネルギー使用の効率化及び電力需要の抑制を図ることを目的として、平成 27 年度から住宅用エネルギー管理システム(HEMS)の設置に対する補助を実施している。補助金額は設置に要した経費とし、1 万円を上限としている。

図表 13 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)設置補助件数

	令和元	2	3	4	5
補助件数(件)	28	28	37	53	23
累計	140	168	205	258	281

c 家庭用蓄電システム設置補助事業

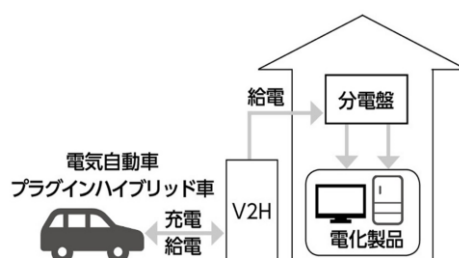
一般家庭等でのエネルギー利用の効率化及び環境意識の向上を促進するとともに、非常時に備えた電力確保等を図り、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与することを目的として、平成 28 年度から家庭用蓄電システムの設置に対する補助を実施している。補助金額は、家庭用リチウムイオン蓄電

システムは1kWh あたり 1 万円とし、5万円を上限としている。また、V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システム(※)は 1 件あたり10万円としている。

図表 14 家庭用蓄電システム設置補助件数

	令和元	2	3	4	5
蓄電池補助件数(件)	67	73	100	55	70
累計	188	261	361	416	486
補助対象システムの容量(kWh)	437.7	445.3	688.7	406.9	572.1
累計	1142.6	1587.9	2276.6	2683.5	3255.6
V2H補助件数(件)	1	1	2	1	4
累計	2	3	5	6	10

図表 15 V2H システムの仕組み



④ 住宅省エネルギー改修工事補助事業

環境負荷低減のための住宅省エネルギー改修工事を行う市民を支援し、環境負荷が少ない住環境の創出を図ることを目的とし、平成 25 年度から補助制度を実施している。補助金額は対象工事費用の 3 分の 1 とし、市内業者が工事を行う場合は 50 万円、市外業者の場合は 30 万円を上限としている。

図表 16 住宅省エネルギー改修工事補助件数

	令和元	2	3	4	5
補助件数(件)	30	28	27	25	8
累計	215	243	270	295	303

⑤ 地球温暖化対策のための国民運動

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、「CO₂を減らす(Decarbonization:脱炭素)」、「環境に良いエコ(Eco)」を含む「デコ」と、「活動・生活」を組み合わせた新しい言葉である。国は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするため、環境省が中心となり、2023 年 8 月 29 日に「デコ活宣言」をした。住宅都市である生駒市でこれらの取組を効果的に進めるため、国民運動として推進される「デコ活」の趣旨に生駒市も賛同し、2024 年 4 月に「デコ活宣言」を行った。

(2) 環境まちづくりの主な取組

① 地域エネルギー会社「いこま市民パワー株式会社」による事業促進

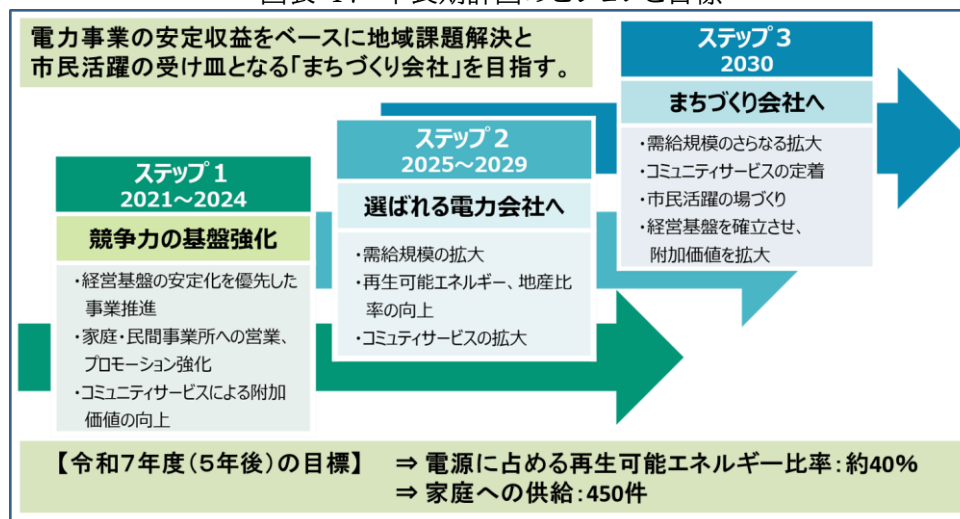
地域エネルギー事業を通じ、他の行政サービスや施策と連動しつつ、収益を活用しながらコミュニティサービスを展開することで、市民生活の質の向上と安心して暮らせるまちづくりに繋げていくことを目的として、

市・事業者・市民団体の共同出資で平成 29 年 7 月に設立し、いこま市民パワーを核としたまちづくりをすすめている。

令和2年 11 月には、いこま市民パワーにより、令和3年度から5年間の中長期計画及び 10 年後の長期ビジョンを掲げた「いこま市民パワー中長期計画 2021」(以下「中長期計画」という。)が策定された。

中長期計画においては、経営基盤の安定化を優先した事業推進を継続しつつ、再生可能エネルギー比率の向上及び収益の地域還元を着実に実施することで、電力事業をベースに地域課題解決と市民活躍の受け皿になるという将来ビジョンを設定するとともに、再生可能エネルギー比率や電力供給件数等の事業目標が明確化された。

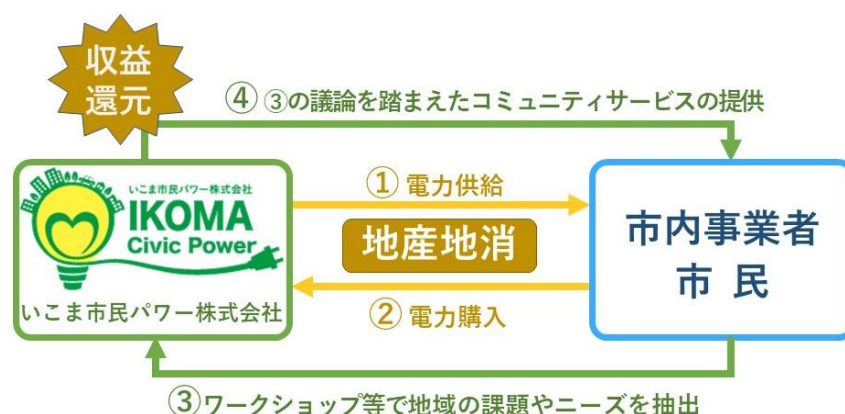
図表 17 中長期計画のビジョンと目標



a 事業の目的

令和4年3月には、生駒市内で新たに木質バイオマス発電所の建設を推進している TJ グループホールディングスが新たに株主に加わり、電力事業の体制強化が図られた。令和4年4月には、生駒商工会議所会頭がいこま市民パワーの代表取締役役に就任し、生駒商工会議所との緊密な連携に加え、民間経営者の視点を取り入れることで、地域の課題解決に向けて、市民力の受け皿となる「まちづくり会社」として展開する体制を整えた。引き続き再生可能エネルギーの地産地消、収益の地域還元、コミュニティサービスの実施等により、経済面・社会面・環境面の向上を目指し、取組を進めている。

- 【経済面】電力小売事業による域内資金循環促進及び雇用創出
- 【社会面】コミュニティサービスによる市民の生活利便性向上、地域課題解決及び市民活躍の場づくり
- 【環境面】域内再生可能エネルギー電源の優先的調達及び開発による再生可能エネルギーの普及促進



図表 18 いこま市民パワーの事業イメージ

b 事業内容

令和5年度は、市内公共施設、民間事業者及び一般家庭への電力供給とともに、再生可能エネルギー電力調達の継続・拡大により、引き続きエネルギーの地産地消の促進が図られた。

○電力供給(令和5年度)

全国的な電力需給のひっ迫や卸電力市場価格の高騰により、小売電気事業者にとって安価な供給電力の確保が困難な状況が続いていたが、令和5年度には一定の落ち着きを見せ始めたことから、民間事業者3件への新たな電力供給を開始したほか、一般家庭向けの電力供給は68世帯へ拡大した。

図表 19 いこま市民パワー電力供給先

供給先		件数(件)	供給量(MWh)
公共施設		78	13,055
	高圧	47	12,434
	低圧	31	621
民間事業者		55	2,010
	高圧	8	1,301
	低圧	47	709
家庭		68	264
合 計		201	15,329

○電源調達(令和5年度)

令和5年度は、前年度に引き続き、生駒市の太陽光発電及び小水力発電のほか、市民エネルギー生駒の太陽光発電、株式会社グリーンパワー大東のバイオマス発電からの電力調達を継続するとともに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT 制度)に基づく買取期間を満了する一般家庭に設置された太陽光発電の卒FIT 電気の買い取りを実施した。買取価格については、関西電力より高い基本料金に設定するほか、生駒市民やいこま市民パワーとの電気契約者に該当する場合に、買取価格を加算することで、買取拡大を図っている。

また、令和3年11月に運転開始した市民エネルギー生駒の市民共同太陽光発電所5号機は、PPA 事業スキーム(第三者所有モデル)(*)により、FIT 制度に頼らずに実現した初めての市民共同発電所であり、いこま市民パワーの電源として活用している。FIT 制度に基づく買取価格が年々低下し、FIT 制度による売電収益を期待して事業化することが困難になっているなかで、FIT 制度を活用しない開発事例については、他地域への展開できる事業モデルとして期待される。

卸電力については、供給の安定性、価格、再エネ比率等を踏まえて、株式会社 UPDATER(旧みんな電力株式会社)から調達しており、調達電源に占める再生可能エネルギー比率は高い割合になっている。

図表 20 いこま市民パワー電源調達

		調達先	調達実績 (MWh)
バイオマス		グリーンパワー大東	2,097
太陽光	市所有 (6施設)	あすか野小学校	645
		生駒台幼稚園	
		桜ヶ丘小学校	
		生駒市役所本庁舎	
		鹿ノ台中学校	
		生駒北小中学校	
	市民共同太陽 光発電所 (4基)	1号機・エコパーク21	
		2号機・南こども園	
		3号機・小瀬保健福祉ゾーン	
		4号機・学研高山地区	
	家庭	卒 FIT	400
小水力		山崎浄水場	359
その他		UPDATER から卸電力調達	12,669
合 計			16,170

○登下校見守りサービスの実施
コミュニティサービスとして、平成31年1月に市内全小学校で導入された「登下校見守りサービス」について、新入生の無料期間を延長するサービス拡充が継続された。



ICタグ



通過する際の校門のイメージ

登下校見守りサービスとは、IC

タグを携帯した児童が受信アンテナを設置した校門を通過する際に、あらかじめ設定しておいた保護者のメールアドレスに校門通過情報がメール送信されるもので、子どもの登校時の到着の確認や、下校時の帰宅時間の目安が分かり、子どもの安心・安全を確保する取り組みになっている。

いこま市民パワーは、各校を通じて各家庭にサービス利用を呼びかけ、令和5年度には、1,023 名中 149 名で約 15%の児童に利用された。

○エコタウンまちづくり応援補助金

令和5年度から開始した「エコタウンまちづくり応援補助金」の募集を継続して実施し、前年度に引き続き 2 団体への支援を行った。これは、自治会が取り組む地域の課題解決に向けた事業で、脱炭素、省エネ・節電、資源循環など地域住民の環境意識の醸成にも寄与する事業を応援するものであり、複合型コミュニティづくりをはじめ、より幅広い取り組みを支援できる枠組みである。



まちのえきの様子

○置き配バッグ「OKIPPA」購入支援

置き配バッグ OKIPPA は玄関先に折りたたんだ置き配バッグをぶら下げておくことで、不在時も郵便物を受け取ることができるものであり、生活利便性向上やウィズコロナ時代の新たなライフスタイルへの適応、再配達による雇用時間や配送に伴う CO₂ の排出削減に寄与する取組として、継続して実施された。

○市民向け啓発事業

生駒市が主催する、くらしのブンカサイにおいて、市民エネルギー生駒とエコネットいこま、いこま市民パワーとの共同により、ソーラーカー工作教室を実施し、環境意識の啓発を行った。

○自治会の不要品等の販売代行

自治会等が回収した家庭の不要品等を、オンラインショップ等で代行販売するリユース品として有効活用できるよう支援するサービスの実施に向けて自治会との協議を進めた。

② 複合型コミュニティ(まちのえき)づくり

生駒市は、日常的に歩いて行ける集会所等の施設を、世代を超えて楽しく集う場として、自治会・住民が主体となって運営する交流拠点である「複合型コミュニティ(まちのえき)づくり」を推進している。まちのえきでは、地区ごとのニーズや地域課題に応じて、農産物の移動販売、キッチンカーによる買い物支援、健康づくり、本や不用品の回収・交換、資源ごみの回収・リサイクルといった様々な取組が展開されている。身近にまちのえきがあることで、地域住民が車で遠方まで出かける必要がなくなり、クールスポット(ホットスポット)としても機能している。令和5年度は、新たに4自治会におけるまちのえきが立ち上がり、令和5年度末時点で計12地域で取組が実施された。

また、地域の買い物や見守り支援、地域のにぎわいづくりに資することを目的とし、外出のきっかけとなるような移動販売・出張型サービスを提供する事業者・団体を地域への移動販売等サービス導入の協力店として登録し、利用者とパートナーズのマッチングを支援する「生駒市移動販売等導入支援事業」について、令和5年度から運用開始し、令和5年度末で登録事業者数24事業者、自治会からの利用件数26件となっている。

図表 21 まちのえきの取組状況

取組地区	取組モデル	取組拠点	取組概要
萩の台住宅地 自治会 (令和2年度から)	ごみ出し × 交流	自治会館 緑道	令和元年度の実証実験として、毎日排出される生ごみを肥料化できる装置を中心に、簡易なカフェなどを複合化し、ごみ出しのついでに交流するきっかけづくりを実施。現在は資源回収(廃油、ペットボトルキャップ、パウチフィルム等)を実施している。
西菜畑町自治会 (令和2年度から)	ごみ出し × 交流	自治会館 広場 畑	常設型の資源ごみ回収ステーションと図書室サービスを中心に、イベントとして本の読み聞かせ会やお菓子作り教室を開催。日曜日には健康体操やサロンを定期開催し、ごみ出しと複合化した取組を行っている。
ひかりが丘自治会 (令和2年度から)	ごみ出し × 交流	自治会館 公園	多種多様な資源ごみを回収する場を中心に、カフェや不用品交換コーナー、子ども向けの漫画図書室を併設。多世代を呼び込むために健康教室や子ども向けの駄菓子屋等と同時開催している。
さつき台南自治会 (令和2年度から)	図書 × 交流	自治会館	新たに本棚を設置し、住民から本の寄贈を募り集会所に図書室を開設。簡易なカフェがあることでリラックスして滞り、健康体操や健康マージャンの開催などと合わせて実施することで、集客力を高めている。
鹿ノ台北1～3丁目 自治会 (令和2年度から)	サロン × 交流	自治会館	これまで使われていなかった部屋をサロンの部屋に整備し、健康体操や健康マージャンの際に交流の場として開放。また、土日の午後にも近隣住民の自由な集いの場としてオープンしている。
ローレルコート 萩の台自治会 (令和2年度から)	買物 × 交流	自治会館 広場	自治会館と前の広場を交流拠点として整備し、買い物支援活動「にぎわいマルシェ」として地元野菜の移動販売や住民が育てた野菜の無人交換場の設置等を実施。
北小平尾自治会 (令和3年度から)	シェア畑 × 交流	畑(元耕 作放棄 地)	耕作放棄地を開墾し、畑を基軸として各種イベントを定期開催(収穫祭や小屋づくり等のDIY、朝市など)。自治会員や他地域からサポーターを募り、多様な主体で運営している。
白庭台自治会 (令和4年度から)	子育て × 交流	自治会館 公園	地域の子育て世帯が集える環境づくりとして、集会所に幼児向けのプレイルームを開設。定期的な野菜の販売や近隣公園へのキッチンカーの呼び込み等と組み合わせながら、「地域の子育て」拠点として活動を広げている。
生駒台自治会 (令和5年度から)	買物 × 交流	自治会館	世代間交流の促進及び自治会館の有効活用に向け、買い物支援やキッチンカー等を活用したイベントを定期開催。自治会館の内外を有効に活用し、多世代が集まれる取組を実施している。
小瀬町自治会 (令和5年度から)	カフェ × 交流	自治会館	旧村住民と新興住民の交流が不足しているという課題を踏まえて、多様な方が参加できるカラオケ、卓球、健康麻雀を開催すると同時にカフェも実施することで世代間交流を促進している。
獅子ヶ丘自治会 (令和5年度から)	カフェ × 交流	自治会館 多目的広 場	自宅から出て交流し、楽しく寛げるサードスペースの開設及び住民間でのコミュニケーションの促進に向け、自治会館や近隣多目的広場を活用した取組を実施。陶芸、写真、木工品等の教室や餅つき大会などを実施。
東菜畑1丁目自治会 (令和5年度から)	カフェ × 交流	自治会館	自治会館を活用して、多様な方が参加できるイベントを開催。カフェやいきいき100歳体操、バザーや等の取組や、子どもが集まれるプレイルームも解説。

※まちのえきのうち、資源ごみの回収を伴う交流拠点を「資源循環コミュニティステーション」として目標設定し、進捗管理を行っている。(第2章 1(9)参照)

③ 環境モデル都市及び SDGs 未来都市推進協議会の運営

a 設立の目的

平成28年2月、市民、企業、大学等研究機関、関係団体、行政機関等が協働し、生駒市環境モデル都市アクションプランに掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組を促進すること等により、温室効果ガスの大幅な排出削減とともに、「市民・事業者・行政の協創で築く低炭素循環型の住宅都市」の実現を図ることを目的として環境モデル都市推進協議会を設立した。令和元年7月にSDGs未来都市に選定されたことを受け、同年10月に策定した生駒市SDGs未来都市計画の推進を図ることを目的に、令和3年2月には、協議会に高齢者施策及び子育て支援の分野の団体を構成員に加え、環境モデル都市及びSDGs未来都市推進協議会と改称した。

令和5年度は、会議を1回開催し、現状の生駒市を取り巻く課題とそれを踏まえた今後の環境モデル都市及びSDGs未来都市の取組のあり方等について意見交換を行った。なお、本協議会は、生駒市環境審議会との対象分野の重複を解消し、事務の効率化を図るため、令和5年度をもって解体することとした。

b 協議会構成員

生駒市環境モデル都市及び SDGs 未来都市推進協議会 構成員一覧

(敬称略)

学識経験者	大阪大学大学院工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授 下田 吉之
団体	エコネットいこま
	一般社団法人市民エネルギー生駒
	生駒市自治連合会
	生駒商工会議所
	生駒市農業振興協議会
	生駒市社会福祉協議会
	いこま育児ネット
企業	関西電力株式会社
	大阪ガス株式会社
	近鉄不動産株式会社
	奈良交通株式会社
	株式会社南都銀行

④ 地域の主体との連携・協力の推進

a いこまSDGs アクションネットワークの運用

令和3年10月7日、生駒市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、目指すゴールや生駒市の地域課題の解決に向けて連携することで、SDGsの達成や持続可能なまちづくりを推進することを目的に、いこまSDGs アクションネットワークを設立した。SDGsの幅広い観点から環境活動の推進を図ることとしている。

令和5年度も引き続き、SDGsにまつわるセミナー、会員同士の交流促進を図るマッチングイベント、SDGs推進事業補助金を活用した会員の事業からプロジェクトの成果や実績等を共有するための成果発表会を開催するなど、会員への支援を継続している。令和5年度末時点での登録団体数は103団体である。

b SDGs推進事業補助金

多様なパートナー同士の連携・協力により、複数のSDGsゴールにまたがる取組が自律的に発展することを目指し、2者以上の団体が連携して行うとともに、複数のSDGsゴールの達成に貢献でき、市民のSDGsに関する意識の向上など市域のSDGs推進に資する先導的な事業を支援するSDGs推進事業補助金交付事業を令和3年度から開始した。

SDGsの17のゴールのうち、特に環境に関連するゴールは、7.11.12.13.14.15があげられるが、令和5年度に補助金を交付した5件すべての事業が、これらのゴールのうちいずれかに関連するものであった。

○竹のみりよくはっけん！たけあそびワークショップ

<関連するSDGsゴール>

3「すべての人に健康と福祉を」／11「住み続けられるまちづくりを」／15「陸の豊かさも守ろう」

<概要>

地域の竹林整備を行っているいこま里山クラブと地域に根差した事業所として地域課題に取り組む社会福祉法人いこま福祉会が共催し、竹の性質や魅力を伝えることで子どもたちに竹を身近に感じてもらう。

らうことを目的に、市内の小学生を対象とし、幼竹を用いたメンマづくり、竹のおもちゃづくり等の竹に関するワークショップを開催した。

○生駒市やさしい切りかたプロジェクト

<関連するSDGsゴール>

2「飢餓をゼロに」／4「質の高い教育をみんなに」／12「つくる責任、つかう責任」／17「パートナーシップで目標を達成しよう」

<概要>

貝印株式会社の「やさしい切りかた辞典」を学習ツールとして活用し、食品ロスにおける『過剰除去』をテーマとした学習プログラム「やさしい切りかた教室」を奈良北高等学校普通科1年生（280名）を対象に実施した。過剰除去問題の認知向上、解決に向けた行動の促進につながった。

○Re 祭来る（リサイクル）～みんなもできるSDGs～

<関連するSDGsゴール>

11「住み続けられるまちづくりを」／12「つくる責任、つかう責任」／17「パートナーシップで目標を達成しよう」

<概要>

日本郵政株式会社の衣料品を再生紙にリサイクルする取組のリソースを活用し、市内で回収した衣料品を資源化する取組。衣料品の回収は近鉄百貨店生駒店で実施し、回収時にSDGsテーマのイベントも併せて開催し、市民の意識啓発も図った。

○IKOMA 米粉プロジェクト

<関連するSDGsゴール>

3「すべての人に健康と福祉を」／9「産業と技術革新の基盤を作ろう」／10「人や国の不平等をなくそう」／11「住み続けられるまちづくりを」／12「つくる責任、つかう責任」／15「陸の豊かさも守ろう」／17「パートナーシップで目標を達成しよう」

<概要>

次世代に向けた持続可能な農業の提案や仕組みづくり、市域の農業支援を目的とし、米粉を活用したレシピ開発、商品の販売、マルシェ、セミナーなどのイベントを通じ、市民に対し地産米粉の活用推進を図った。

○いこまのみんなで作るクラフトコーラプロジェクト

<関連するSDGsゴール>

3「すべての人に健康と福祉を」／8「働きがいも経済成長も」／12「つくる責任、つかう責任」／13「気候変動に具体的な対策を」／15「陸の豊かさも守ろう」／17「パートナーシップで目標を達成しよう」

<概要>

市内のネットワーク会員同士の産学連携により、6次産業化の取組み事例の創出を目指す事業。機能性の高い野生種スイカを市内で栽培。当該スイカから栄養分を抽出し、コーラシロップを製造。学生が商品名や販売用のラベルデザインを考案した。

⑤ 公用車への電気自動車・超小型モビリティの導入

ガソリン車に比べ二酸化炭素排出量が55%削減できると言われている電気自動車の普及は、地球温暖化防止及び大気汚染防止対策に向けた取組の一つとして重要である。また、電気自動車は蓄電池としての機能もあるため、スマートハウス等と一体となった自立拠点・需給調整機能等の役割が注目されている。

令和5年度には、電気自動車2台、超小型モビリティ2台、PHV1台を公用車として活用した。超小型モビリティ2台は、健康課が実施する乳児家庭全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」等に活用している。

超小型モビリティ



図表 22 超小型モビリティ利用実績

		令和元	2	3	4	5
1号機	走行距離(km)	570	104	125	68	248
	走行回数(回)	56	8	31	10	26
2号機	走行距離(km)	605	193	185	73	41
	走行回数(回)	64	23	27	16	7

⑥ 電気自動車用急速充電器の運用

電気自動車の普及を推進するため、一般社団法人次世代自動車振興センターによる急速充電器設置工事に係る補助事業を受け、市役所、図書会館、北コミュニティセンター、南コミュニティセンター、エコパーク21の5ヶ所に急速充電器を整備し、運用している。



電気自動車用急速充電器

図表 23 電気自動車用急速充電器利用実績

		令和元	2	3	4	5
市役所	充電量(kWh)	701.6	501.5	424.2	345	181.9
	利用回数(回)	163	112	120	87	46
図書会館	充電量(kWh)	1,163.2	1,088.7	476.3	444.4	436.6
	利用回数(回)	224	225	123	107	112
北コミュニティセンター	充電量(kWh)	1,385.6	1,265.6	1,826.6	1,622.3	489.9
	利用回数(回)	245	232	356	362	164
南コミュニティセンター	充電量(kWh)	884.5	782.5	247	190.9	155
	利用回数(回)	207	211	58	60	40
エコパーク21	充電量(kWh)	381.1	273	399.9	338.8	272.9
	利用回数(回)	77	56	95	97	72

⑦ いこま空き家流通促進プラットフォームの運営支援

不動産や建築など7業種の不動産流通に関わる専門家からなる「いこま空き家流通促進プラットフォーム」を平成30年5月に設立。「どこに相談していいのかわからない」「相談したけど受け付けてもらえなかった」など、様々な不安を抱える空き家所有者に専門家が寄り添い、一つ一つの物件に対してオーダーメイドで対応方針を提案し、空き家の流通を促進している。令和5年度は、24件の空き家を取り扱い、10件の売買・賃貸借契約に至った。

図表 24 いこま空き家流通促進プラットホーム実績

(件)

	令和元	2	3	4	5
取扱物件数	30	22	22	16	24
売買または賃貸借契約件数	16	9	20	16	10

⑧ 戸建て住宅賃貸化促進奨励金の交付

市内の戸建て賃貸住宅の充実を図るために、省エネルギーや耐震、バリアフリー、水回り設備など、100万円を超える改修工事を行い、賃貸した所有者に対し、1件あたり50万円の奨励金を交付する事業を令和4年度から開始した。令和5年度は4件の交付を行った。

図表 25 戸建て住宅賃貸化促進奨励金の交付実績

(件)

	令和4	5
交付件数	1	4
累計	1	5

⑨ 恋文不動産

空き家の地域での活用を支援するため、空き家を借りたい人の想いを家主に届けてマッチングするプロジェクト「恋文不動産」を令和4年度から開始した。令和5年度に小瀬町の空き家で開催した物件見学会には、11組の活用希望者が参加。家主に活用プランと想いを伝えるマッチングパーティーで、3組の活用候補者の中から1組が活用に選ばれマッチングした。

(3) 廃棄物対策

① ごみ処理

家庭から排出されるごみは、資源ごみ5種を含む7種に分別し、委託業者によって定期的に収集を行っている。

清掃リレーセンターはごみ中継施設として整備したが、現在は市民・事業者から持ち込まれたごみの受け入れを行っている。受け入れたごみは圧縮してコンテナに積替処理して生駒市清掃センターへ輸送される。

生駒市清掃センターは、ごみを焼却処理する施設である。環境に配慮し、燃焼ガスの余熱を回収し、隣接する生駒山麓公園施設への熱供給なども行っている。なお、施設の処理能力は220t/日(110t/日×2炉)である。

図表 26 生駒市の家庭ごみ収集の形態

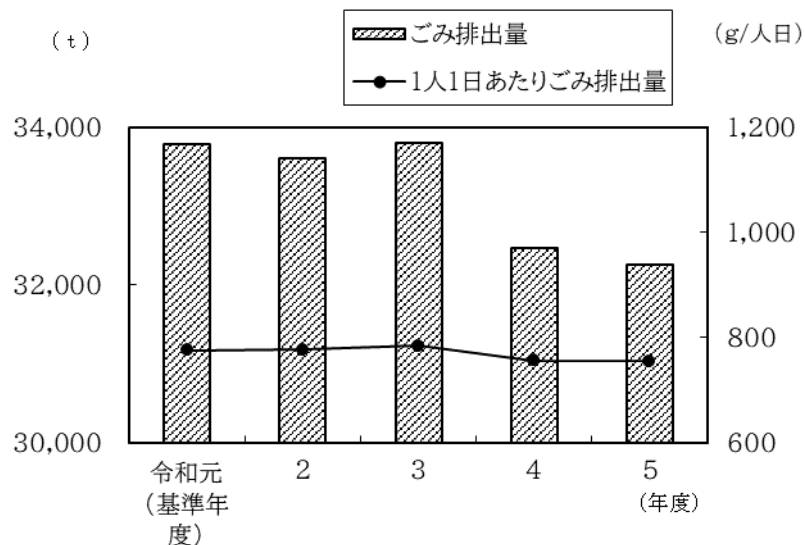
種別	回数	備 考
燃えるごみ	週2回	月・木曜日、火・金曜日、水・土曜日の3ルートで収集
資源ごみ	プラスチック製容器包装	プラマークがついたプラスチック製の容器と包装
	小型電化製品・金属	
	びん・缶	
	ペットボトル	
	われもの	食器類(せともの)・ガラス製品
	有害ごみ	乾電池、電球、蛍光灯・蛍光管、水銀の体温計、鏡
大型ごみ、燃えないごみ	電話リクエスト	大きさが30cmを超える可燃物と全ての不燃物
大型電化製品・金属	インターネット予約	45ℓまでの袋に入らない電化製品・金属

② ごみ排出量

家庭から出るごみについて、その量に応じてごみ処理に係る費用の一部を排出する者が負担する仕組みである家庭系ごみの有料化を平成27年4月から開始したことにより、令和5年度の市域のごみ発生量は、34,677tまで減少した。市民1人1日あたりの平均ごみ排出量については、令和4年度より1.6g減少し、家庭系ごみの市民1人1日あたりの平均ごみ排出量は、1g減少した。

図表 27 ごみ排出量

区分 \ 年度	令和元 (基準年度)	2	3	4	5
総人口(人)	119,281	118,621	118,139	117,629	116,819
ごみ発生量(t)	37,055	36,373	36,444	34,963	34,677
ごみ排出量(t)	33,778	33,603	33,796	32,461	32,260
家庭系ごみ(t)	24,757	25,344	24,947	24,077	23,935
事業系ごみ(t)	9,021	8,259	8,849	8,384	8,325
1日平均排出量(t/日)	92.5	92.1	92.6	88.9	88.1
1人1日あたりごみ排出量(g/人日)	775.8	776.1	783.8	756.1	754.5
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(g/人日)	568.6	585.4	578.5	560.8	559.8



③ ごみ焼却量等

排出ごみの大部分は焼却処理され、最終的に焼却残さと不燃成分の埋立てにより処理される。令和5年度は清掃センターの工事の影響により、燃えるごみの一部を市外の施設で処理したため、焼却量が減少している。

図表 28 ごみ焼却量・埋立量

区分 \ 年度	令和元 (基準年度)	2	3	4	5
焼却量	31,131	31,386	32,312	30,731	27,848
焼却残さ埋立量(生駒市清掃センター)	2,725	2,861	2,792	2,824	2,534
ごみ埋立量(清掃リレーセンター)	230	233	224	167	169

④ ごみの性状

排出ごみの性状については、可燃ごみとして生駒市清掃センターに搬入されたごみについて、乾燥重量における成分組成を調査している。組成については、各年度とも紙類の割合が最も高く、おおよそ減少傾向にある。可燃成分と不燃成分で分けた場合は、可燃成分が9割以上を占めている。

図表 29 ごみの組成

(乾燥重量比%)

区分	組成 \ 年度	令和元 (基準年度)	2	3	4	5
可燃成分	紙類	36.6	34.0	37.4	35.6	34.1
	繊維類	4.0	6.2	3.5	4.6	6.1
	木・竹類	14.6	10.9	11.5	10.9	13.2
	厨芥類	14.2	16.4	13.3	15.6	13.1
	プラスチック	23.9	24.4	24.1	26.3	27.0
	ゴム・皮革類	0.9	0.4	0.3	0.6	1.6
	雑物類	3.4	3.5	3.4	2.4	2.4
不燃成分	金属類	1.3	1.9	2.4	2.1	1.1
	ガラス・陶器類	0.2	1.1	1.0	0.2	0.9
	土砂・石類	0.7	0.5	0.4	0.2	0.3
	雑物類	0.2	0.2	0.3	1.3	0.1
その他		0.0	0.5	2.5	0.0	0.0

⑤ 重点的に取り組んだごみ減量・再資源化の項目

a ごみの有料化について

「ごみ半減プラン」の重点施策の1つとしている家庭ごみの有料化について、平成23年5月から「生駒市ごみ有料化等検討委員会」での検討、「ごみ半減トライアル計画」によるごみ減量取組の実践を経て、平成25年12月に市長と市議会に報告書を提出した。

市は、平成26年3月定例市議会に平成27年4月1日からの家庭ごみ有料化導入を提案し、議決された。その後、実施までの1年間で、自治会説明会やリーフレット、ポスターの配布、また平成27年2月には、おためし袋の全戸配布などを実施し、有料化に向けて周知徹底を図った。

平成27年4月から家庭ごみの有料化が開始され、「燃えるごみ」「大型ごみ」「燃えないごみ」は、指定袋や処理券を用いて出すこととなり、これにより、これまで燃えるごみとして捨てられていた資源ごみが分別されるようになり、資源化が進んだ。

b レジ袋の削減について

レジ袋の削減、マイバッグ等の利用推進のため、平成25年10月30日に、市内のスーパーマーケットの代表者と生駒市環境基本計画推進会議(ECO-net生駒)と生駒市の三者で、平成26年6月1日からレジ袋有料化に向けた「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化に関する協定」を締結した。

令和2年7月1日から、レジ袋有料化が省令(※)により義務化された。令和5年1月から、買い物をした際に客が購入するレジ袋の代用として、生駒市指定のごみ袋を1枚単位でバラ売りする取組を、市内の一部のスーパーマーケットで開始した。今後も、本施策に賛同してもらえる指定ごみ袋販売店を拡大するとともに、レジ袋削減について取り組んでいく。

(※)小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成18年財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第1号)

c 集団資源回収

ごみの発生抑制、再資源化において、集団資源回収は効果が大きく、その取り組みを促進していく必要があり、実践団体に補助金を交付し、支援を行っている。

集団資源回収量については、5年間で約26%減少しており、減少傾向にある。主な要因は、集団資源回収量の大部分を占める新聞の回収量が年々減少していることが挙げられる。実際、平成12年の新聞発行部数は、一般紙とスポーツ紙を合わせ、全国で5,370万部であったが、ペーパーレス化、インターネットニュースの台頭等により、20年後の令和元年には3,500万部となっており、減少が著しい。

図表 30 集団資源回収量

(t)

種類 \ 年度	令和元 (基準年度)	2	3	4	5
新聞	1,764	1,426	1,336	1,236	1,134
雑誌	762	721	635	616	612
段ボール	400	393	392	392	382
ウエス	290	201	224	219	211
牛乳パック	16	18	18	17	17
カバン・くつ類	14	10	9	9	7
ミックスペーパー	30	32	33	41	42
金属(缶)					16
合計	3,276	2,801	2,647	2,530	2,421

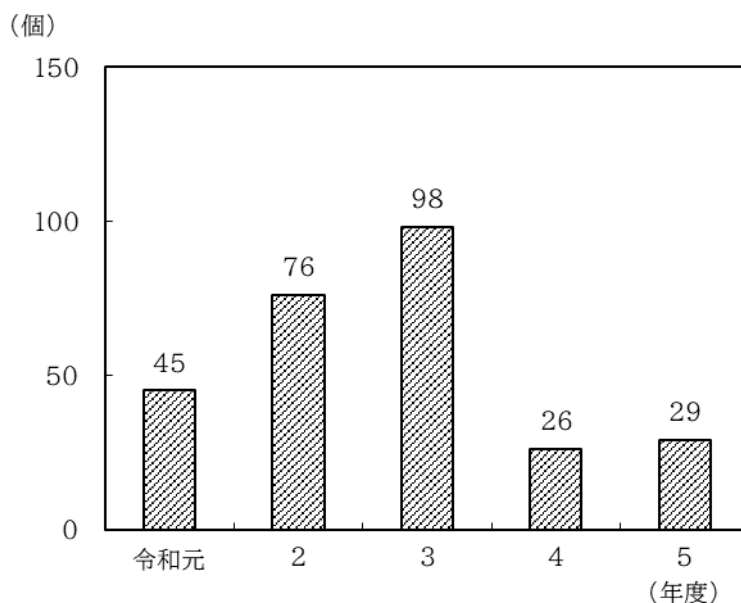
※端数処理のため合計が合わないことがある。

d 生ごみ自家処理容器・処理機購入補助

家庭からごみとして排出される生ごみの焼却量を削減し、焼却により発生する温室効果ガスを削減するため、家庭用生ごみ処理容器・処理機を購入する者に対し補助を行っている。

※補助金額・非電動型処理容器等は、購入額の4分の3以内で限度額は15,000円(1世帯1年間2個まで)。

図表 31 生ごみ自家処理容器・処理機購入補助申請数



e 食品ロス削減の取組

○フードドライブ

賞味期限切れなどの理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」の削減を目指し、家庭等で使いきれない食品を持ち寄り、それを必要としている福祉施設や団体に寄付する活動「フードドライブ」を実施した。

令和5年度は、たけまるホールで毎週木曜日に実施した分で424点121kg、市役所(環境保全課)窓口等で4,470点1,862kgの食品が集まった。集まった食品は、生駒市社会福祉協議会などに寄付した。

図表 32 フードドライブ受付点数・重量

実施	実施イベント名・場所	点数	重量
毎週木曜日	たけまるホール	424	121kg
市役所開庁日	環境保全課窓口等	4470	1,862kg
合計		4,894	1,983kg

○食品ロス削減協力店制度

事業者との連携によってまち全体で食品ロス削減に取り組む仕組みとして、食品ロス削減に積極的に取り組む市内の食品小売業を営業する事業者を「生駒市食品ロス削減協力店」として登録する制度を開始した。令和5年度には、ホームページ・SNSを活用し、食品ロス削減の取組を支援した。

図表 33 生駒市食品ロス削減協力店と取組内容

店舗名	登録日	取組内容
いそかわ イトーピア店	令和2年4月1日登録	・量り売りや小分け売りの実施 ・販売期間の延長(3分の1ルールを見直し、賞味・消費期限近くまで販売) ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする
いそかわ 新生駒店	令和2年4月1日登録	・量り売りや小分け売りの実施 ・販売期間の延長(3分の1ルールを見直し、賞味・消費期限近くまで販売) ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする
ならコープ ディアーズコープいこま	令和2年4月1日登録	・量り売りや小分け売りの実施 ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする ・規格外商品・わけあり商品の販売 ・季節商品の予約による販売 ・余剰食品のフードバンクへの提供 ・フードドライブの実施 ・ポスター掲示、店内放送等による食品ロス削減に関する啓発、情報発信 ・食べきり、使いきりに繋がるレシピ紹介
中村屋 東生駒店	令和2年4月1日登録	・量り売りや小分け売りの実施 ・販売期間の延長(3分の1ルールを見直し、賞味・消費期限近くまで販売) ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・規格外商品・わけあり商品の販売 ・季節商品の予約による販売
近鉄百貨店 生駒店	令和2年4月1日登録	・量り売りや小分け売りの実施 ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする ・季節商品の予約による販売 ・ポスター掲示、店内放送等による食品ロス削減に関する啓発、情報発信
KOHYO 東生駒店	令和3年6月18日登録	・量り売りや小分け売りの実施 ・販売期間の延長(3分の1ルールを見直し、賞味・消費期限近くまで販売) ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・季節商品の予約による販売 ・フードドライブの実施 ・ポスター掲示、店内放送等による食品ロス削減に関する啓発、情報発信 ・AIによる客数自動予測によって発注数量を適正に行い、廃棄ロスを削減

f もったいない食器市

公共施設で不要な食器の回収を行い、リユースを推進するため、気に入った食器を無料でお持ち帰りいただく「もったいない食器市」を開催している。

環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、家庭で不要になった食器だけでなく、割れたり、欠けてしまった食器についても回収を行っており、適正にリサイクルを実施している。

g リユース市

清掃リレーセンターに持ち込まれたごみのうち、小道具やおもちゃなどリユース可能なものを取り置き、清掃リレーセンターにおいて有料で販売するリユース市を開催している。市民に安価で販売することにより、資源の有効活用を進め、ごみの減量につなげている。

(4) 公共交通対策

生駒市地域公共交通活性化協議会

公共交通機関の空白地域の解消、中心市街地である生駒駅、市役所へのアクセスの改善、また、二酸化炭素排出量削減など環境負荷への軽減といった課題の解決に向けての検討を行うため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)に基づき、平成21年11月27日に生駒市地域公共交通活性化協議会を設置し、地域の住民の買い物や通院など日常生活に必要な活動の機会を確保

するために、コミュニティバスの運行などの公共交通サービスを提供すべき地区を抽出し、優先順位を決定した。

平成17年度から運行している光陽台線を始め、平成23年度から門前線、西畑・有里線、平成30年度から北新町線、萩の台線、令和5年度から本格運行を開始した鹿ノ台線とあわせて6路線でコミュニティバスを運行した。

令和3年3月には、「持続可能な公共交通サービスで誰もが円滑に移動でき、市民の活動機会が保障されているまち」を実現するため、公共交通のマスタープランとなる「生駒市地域公共交通計画」を策定した。今後も整備優先順位の高い地区を中心に公共交通サービスの提供等を行っていく。

○生駒市地域公共交通計画

<計画期間>

令和3年度～令和13年度(11年間)

<基本方針>

- ①公共交通サービスの提供による市民の活動機会の保障
- ②まちづくりと連携した公共交通サービスの提供
- ③市民・地元企業・行政等の協働による公共交通サービスの充実

<将来像>

持続可能な公共交通サービスで誰もが円滑に移動でき、市民の活動機会が保障されているまち

図表 34 コミュニティバス運行状況

路線名	光陽台線 (病院線)	門前線	西畑線 ・有里線	北新町線 (病院線)	萩の台線	鹿ノ台線
運行日	平日 ※年末年始(12/29～1/3)及び祝日を除く				火・水・金 ※年末年始 (12/29～ 1/3)及び祝 日を除く	月・水・金 ※年末年始 (12/29～ 1/3)及び祝 日を除く
乗車定員	32人	12人	8人	12人	12人	35人
運賃	大人200円、小学生・障がい者100円 ※病院線は大人200円、小学生・障がい者100円。光陽台線もしくは北新町線から病院 線にまたがっての利用は大人400円、小学生・障がい者200円 ※西畑線・有里線の両区間にまたがっての利用は大人350円、小学生・障がい者180円					

図表 35 コミュニティバスの乗客数

(単位:人)

路 線	令和元	2	3	4	5
光陽台線(H17.10～)	35,679	27,266	29,311	30,711	29,412
門前線(H23.10～)	32,712	25,657	26,857	29,143	29,936
西畑・有里線(H23.10～)	6,048	4,649	4,639	4,784	4,528
北新町線(H26.10～)	8,424	7,066	6,965	7,033	6,623
萩の台線(H26.10～)	6,686	4,883	5,754	6,211	6,567
鹿の台線(R6.1～)	-	-	-	-	1,582
合 計	89,549	69,521	73,526	77,882	78,648

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により乗客数が大きく減少したが、令和3年度以降は回復傾向となっている。



コミュニティバスたけまる号

(5) 生活排水対策

① 合併処理浄化槽設置整備事業

生活排水を浄化し、河川の水質汚濁を防止することを目的として、当面公共下水道(*)の整備予定のない区域を対象に、平成3年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及促進を図っている。令和5年度の設置補助基数は36基となっている。

なお、浄化槽法の一部改正(平成13年4月施行)に伴い、設置が可能な浄化槽は合併処理浄化槽のみとなっている。

図表 36 合併処理浄化槽設置補助基数

(基)					
年度 種類	令和元	2	3	4	5
5人槽	51	41	46	37	27
6人槽	—	—	—	—	—
7人槽	17	15	13	6	9
8人槽	—	—	—	—	—
10人槽	1	—	1	—	—
25人槽	—	—	—	—	—
50人槽	—	—	—	—	—
合計	69	56	60	43	36

② 公共下水道整備事業

a 公共下水道の概要

公共下水道は、河川等公共用水域(*)の水質を保全するとともに、市民に快適な住環境をもたらす上で大きな役割を果たしている。

本市の公共下水道は奈良県浄化センターで汚水を処理する流域関連公共下水道の処理区(富雄川・竜田川)と、竜田川浄化センターや山田川浄化センターで汚水を処理する単独公共下水道の処理区がある。近年は、下水道普及率の低い、流域関連公共下水道竜田川処理区の整備を鋭意推進しており、令和5年度末の下水道普及率は前年度と比較して、約0.4%上昇している。

図表 37 下水道の整備状況(令和6年3月31日現在)

行政人口 (人)	処理区	全体計画 面積 (ha)	事業計画 面積 (ha)	令和5年度 整備面積 (ha)	整備済 面積 (ha)	処理可能 人口 (人)	下水道 普及率 (%)
116,819	単独竜田	260.7	260.7	1.03	239.13	18,396	73.0
	単独山田	153.3	110.0	0.00	110.00	6,924	
	流関富雄	806.5	580.0	0.10	462.44	24,622	
	流関竜田	1,264.6	719.6	4.11	446.09	35,343	
	合計	2,485.1	1,670.3	5.24	1,257.66	85,285	

b 竜田川浄化センターの施設概要

- ・ 施設所在地 生駒市東山町 201 番地 21
- ・ 敷地面積 27,910 m²
- ・ 処理区域 260.7ha
- ・ 処理能力 11,520m³/晴天時最大
- ・ 排除方式 分流式
- ・ 処理方式 ステップ流入式多段嫌気好気活性汚泥法
嫌気好気活性汚泥法

c 山田川浄化センターの施設概要

- ・ 施設所在地 生駒市鹿ノ台東 1 丁目 11 番地 13
- ・ 敷地面積 7,947 m²
- ・ 処理区域 110.0ha
- ・ 処理能力 5,900m³/晴天時最大
- ・ 排除方式 分流式
- ・ 処理方式 標準活性汚泥法＋三次処理(凝集沈殿＋砂ろ過)

d 処理施設別の汚水処理人口

令和5年度末の汚水処理の状況は、行政区域内人口 116,819 人のうち、汚水処理人口(公共下水道、集中浄化槽及び合併処理浄化槽の使用者)は 99,757 人で、汚水処理普及率は85.4%(目標:令和 29 年度に 100%)となっている。

また、し尿しか処理できない単独処理浄化槽と汲み取りによる処理人口は 17,062人で、行政区域内人口の14.6%を占めており、公共下水道の整備や生活排水全体を処理できる合併処理浄化槽の設置補助等による転換を図っている。

図表38 処理施設別の汚水処理人口

(上段:人数(人)、下段:構成比(%))

	令和元	2	3	4	5
行政区域内人口	119,281	118,621	118,139	117,629	116,819
汚水処理人口	100,386	100,126	100,134	100,112	99,757
	84.2	84.4	84.8	85.1	85.4
公共下水道	85,115	85,147	85,340	85,398	85,285
	71.4	71.8	72.2	72.6	73.0
集中浄化槽	3,720	3,720	3,422	3,319	3,232
	3.1	3.1	2.9	2.8	2.8
合併処理浄化槽	11,551	11,259	11,372	11,395	11,240
	9.7	9.5	9.6	9.7	9.6
単独処理浄化槽	17,661	17,317	16,877	16,449	16,044
	14.8	14.6	14.3	14.0	13.7
汲み取り	1,234	1,178	1,128	1,068	1,018
	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9
自家処理人口	—	—	—	—	—

③廃食用油の回収

廃食用油の回収は平成7年2月から自治会など8団体の協力を得て行っている。

回収は開庁日の市役所環境保全課窓口(平成28年4月から)で行っているほか、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTAはばたき、図書会館、たけまるホール、南コミュニティセンターせせらぎで、それぞれ毎週木曜日の午前9時から午後5時まで実施している。

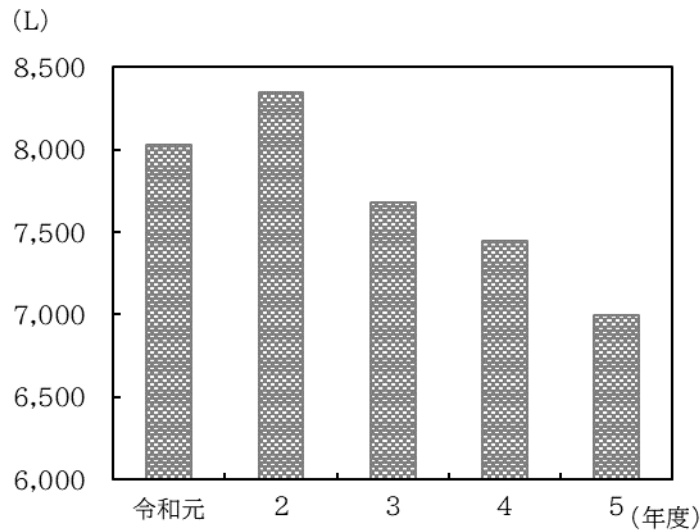
回収した廃食用油は石鹸の原料にリサイクルし、リサイクル手洗石鹸として市民に配付している。

図表39 廃食用油の回収場所(令和6年4月1日現在)

回収拠点		日時
公共施設	市役所環境保全課窓口	平日8:30~17:15
	鹿ノ台ふれあいホール	毎週木曜日 9:00~17:00
	北コミュニティセンターISTAはばたき	
	図書会館	
	たけまるホール	
	南コミュニティセンターせせらぎ	
協力団体等	門前町自治会	随時
	桜ヶ丘自治会	
	ひかりが丘自治会	
	萩の台住宅地自治会	毎月第1月曜日 午前中
	壱分町東自治会	
	壱分町西自治会	
	あすか野自治会	偶数月第1金曜日 午前中
	小明町自治会	

図表 40 廃食用油の回収状況

年度	令和元	2	3	4	5
回収量(L)	8,030	8,345	7,681	7,449	6,998
月平均回収量(L)	669	695	640	621	583



(6) 自然環境・生物多様性

① 地域・地区の指定

a 指定の概要

生駒市域の西部は、生駒山地、東部は、矢田・西の京丘陵が南北に走っており、生駒山地は金剛生駒紀泉国定公園、矢田丘陵は県立矢田自然公園に指定され、緑豊かな自然環境に恵まれている。また、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地(※)保全区域、奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区、都市計画法の風致地区(※)に第2種から第5種までの指定区域がある。

図表 41 地域の要件・指定基準

		面積(ha)	根拠法令	地域の要件・指定基準
公 自 園 然	金剛生駒紀泉国定公園	612.0	自然公園法	国立公園に準ずる優れた自然の風景地
	県立矢田自然公園	82.0	奈良県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地
近郊緑地保全区域		1,007.4	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地のうち無秩序な市街地化の恐れが大であり、かつこれを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい土地の区域
保 自 全 然 地 環 境	景観保全地区	327.0	奈良県自然環境保全条例	森林、草生地、山岳、高原丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区
	環境保全地区	93.0		道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区
風 致 地 区	第2種風致地区	348.5	都市計画法	都市の風致を維持する地区
	第3種風致地区	287.5		
	第4種風致地区	316.9		
	第5種風致地区	57.1		

b 申請・届出状況

緑豊かな自然環境を保全するため、地域・地区内で建築物の新設、土地の形質の変更等を行う者は、許可申請又は届出の手續を要し、許可又は届出受理においては、厳しい規制基準を設けている。

図表 42 年度別申請・届出状況

地 点	(件)				
	令和元	2	3	4	5
金剛生駒紀泉国定公園	12	10	14	6	10
県立矢田自然公園	0	0	0	0	0
近郊緑地保全区域	1	2	3	3	2
自然環境保全地区	8	12	6	16	7
風致地区	102	105	87	87	79

② 保護樹木等の指定

生駒市では、環境基本条例の基本理念に基づき緑あふれるまちづくりを推進し、人と自然が共存できる都市の実現を目指し、市内の緑を保全するため、保護樹木・保護樹林の指定を行っている。そのほか、市街化区域内の緑を保全するための制度として、市民の森事業及び樹林地バンク制度の運用を行っている。

③ 森林の保全

「緑の住宅都市」としての環境を支えている森林の保全を図るため、ナラ枯れ防除を実施した森林所有者等に対して、費用の一部を補助金として交付した。また、里山林の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的参加による森林整備を行う団体に対し、補助金を交付している。

④ 希少野生生物

平成 26 年夏、市内のため池で、環境省のレッドリストで、絶滅危惧種 I B 類に指定されている日本固有種の淡水魚カワバタモロコが発見された。カワバタモロコは、外来種の放流、里山や水田の荒廃などが原因で姿を消しつつあり、調査や保全の取組みが殆どなく、保護しなければ絶滅する可能性があった。

豊かな自然環境に恵まれた住宅都市として発展してきた生駒市では、今ある自然を守り、希少種を含む生きものとの共生をふまえた地域環境づくりが必要であった。そこで、発見されたカワバタモロコを市における生物多様性の象徴的存在と位置づけ、地域における環境保全の機運を盛り上げるきっかけとしてカワバタモロコの保護活動を開始することとした。

活動の趣旨に賛同して集まったボランティアと専門的知識を持つ近畿大学農学部と連携しながら、カワバタモロコの生息域外保全等の活動を行っている。



カワバタモロコ

⑤ 公園の整備

住区基幹公園や都市基幹公園など都市公園をはじめ、公共施設緑地など、公園の整備状況については、以下に示すとおりとなっている。

図表 43 都市公園などの整備状況

種別				市街化区域		都市計画区域	
				(ヶ所)	(ha)	(ヶ所)	(ha)
都市公園	基幹公園	住区 基幹 公園	街区公園(＊)	215	29.89	221	31.21
			近隣公園(＊)	12	16.88	12	16.88
			地区公園(＊)	2	11.65	3	15.54
				229	58.42	236	63.63
		都市 基幹 公園	総合公園(＊)	-	-	2	39.39
			運動公園(＊)	-	-	-	-
				-	-	2	39.39
			229	58.42	238	103.02	
	その他公園	都市緑地(＊)	104	44.03	114	47.25	
		緑道(＊)	5	2.17	5	2.17	
			338	104.63	357	152.44	
公共施設緑地		広場等	23	4.00	32	5.26	
都市公園等			361	108.63	389	157.70	

(令和6年3月末時点)

⑥ 市民農園の整備

生駒市の農業は都市近郊の農業地域であり農家の兼業化の進行、農業従事者の減少・高齢化・担い手不足等により耕作放棄地も増えている。貴重な緑地空間として保全活用を図る方法の一つとして、また都市住民が自然の中で気軽に土に親しみ農作物を作る楽しさを体験していただける交流空間の場として、市内3ヶ所に市民農園を開設している。

図表 44 市民農園の整備状況

名称	場所	区画数	1区画の面積(m ²)	使用料(円/年)	駐車台数(台)	開設年月日
北地区市民農園	高山町庄田	95	30	15,720	49	H13.4.27
南地区市民農園	萩原町	53	30	15,720	35	H15.5.1
西地区市民農園	小明町・南田原町	70	30	15,720	22	H16.4.20

(令和6年3月末時点)

⑦ 遊休農地の活用

市内の農地の4分の1にのぼる遊休農地の解消の一助として、遊休農地活用事業を進めている。この事業は農地の管理などを希望する農地所有者と耕作希望者を市が仲介するもので、遊休農地を維持管理し、景観を含めた環境の保全を進めながら耕作できる方に農地の貸付を行っている。

図表 45 遊休農地の活用状況

	貸出農地登録			農地利用		
	筆数(筆)	面積(㎡)	所有者(人)	筆数(筆)	面積(㎡)	利用者(人)
令和元	152	56,721	58	129	50,406	201
2	154	57,905	60	143	55,077	211
3	156	56,585	58	150	55,401	217
4	161	58,686	60	156	57,875	225
5	162	59,579	61	158	58,726	219

(7) 環境美化の推進

① 生駒市まちをきれいにする条例

生駒市では、平成11年3月に生駒市環境基本条例を制定し、環境基本計画をはじめ一般廃棄物処理基本計画や緑の基本計画に基づき、「みんなで創るきれいな街」を合言葉に環境美化に関する様々な施策を推進してきた。しかし、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふん放置等の問題については、元々法令等で禁止されているにもかかわらず、依然として解決されることなく、地域の美観を損なう大きな要因のひとつとなっていた。

このことから、生駒市まちをきれいにする条例は、個々の良心に委ねるだけではなく、心無い行為者に対しては抑止力を高めるとともに、一人でも多くの市民の理解と賛同を得て、市民等、事業者、市の協働により、生駒のまちを美しくきれいなまちにすることを目的として、平成23年1月に施行されたものである。

しかし、たばこや空き缶のポイ捨て、飼い犬のふん放置等、モラルの欠如や、マナー違反の行為は後を絶たなかった。そこで、条例の効果を高めるため、ポイ捨て禁止、ふん放置禁止に違反し、命令に従わない人は過料を支払わなければならない罰則規定を設けるため、平成 25 年 10 月に条例を改正した。

② 環境美化推進員

生駒市まちをきれいにする条例に基づき、市民による市民に対する啓発を図るため、環境美化推進員の委嘱を行った。令和5年度は、自治会の役員交代などで入れ替わりがあったが、市民180人、自転車放置防止指導員23人の合計203人が推進員として活動を行った。

③ いこまクリーンアップ作戦

環境美化推進員及び市職員が率先して環境美化活動に取り組むことによる市民の環境美化意識の高揚を図るため、いこまクリーンアップ作戦として、生駒駅他 8 駅(東生駒駅、菜畑駅、一分駅、南生駒駅、萩の台駅、白庭台駅、学研北生駒駅、学研奈良登美ヶ丘駅)周辺の清掃活動及びポイ捨て、歩きタバコ禁止啓発活動を行った。令和5年度は、7月及び1月に実施し、延べ193人が参加した。

④ 自治会清掃

各自治会が自らの計画に基づき実施する清掃活動に対して、市はゴミ袋の配布、ゴミの回収等の支援を行い、市民の環境美化に対する意識の向上に努めている。

⑤ 屋外広告物の簡易除却

屋外広告物については、平成 16 年 12 月に屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例が改正、施行され、掲出禁止区域内(奈良県全域)の掲出禁止物(街路樹、道路標識、ガードレール、信号機、電柱、街路灯等)

に掲出されている掲出物(はり紙、はり札、立て看板(鉄製看板、ラック含む))、広告旗(台座を含む)を発見次第除却が可能となり、除却された掲出物の保管・公示・売却・廃棄等について定められた。

市職員や関係機関による定期的な撤去活動では、令和5年度の違反広告物の撤去数は2件であった。

図表 46 違反広告物簡易除却件数

	令和元	2	3	4	5
はり紙	1	0	4	2	1
はり札	0	5	4	1	0
立看板	0	0	0	0	0
のぼり	0	0	0	0	0
合計	1	5	8	3	1

(件)

⑥ 地域ねこ活動サポーター制度

市内では、飼い主が不明あるいは不明確な状態で数多くの外猫が徘徊しており、その多くは繁殖や健康が管理されないまま放置されている。この結果として、感染症の蔓延、悲惨な交通事故等、命の軽視とも言える事象が市民の生活圏で日常的に起こっている。

こうした中で、飼い主不明猫によるトラブルを無くすため、野良猫に不妊去勢手術をしてこれ以上増やさないようにしたうえで、一定のルールを守って管理し徐々に被害を減らす「地域ねこ活動」を進めるため、平成25年に地域ねこ活動サポーター制度を導入した。

この制度では、一連の活動を行う自治会に対してアドバイスをを行うボランティアを地域ねこ活動サポーターとして認定し、迷惑猫のいない地域づくりを図っている。

地域ねこ活動サポーター 45人(令和6年3月末時点)

⑦ 生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例

生駒市では、「生駒市まちをきれいにする条例」によりポイ捨て防止の観点から「喫煙の制限」を規定し、マナー向上に取り組んできたことにより一定の効果があつたが、吸い殻の散乱は未だに見られる。また、歩きながらの喫煙は、他者に火傷を負わせたり衣服を焦がしてしまったりする危険な行為であり、さらに、公共の場での喫煙は、健康増進法により受動喫煙の防止に関する対策が実施されていることから、被害を防止していかねばならない。

そこで、市内全域の公共の場所での歩きタバコを禁止し、立ち止まっただけの喫煙についても「他者の通行の妨げにならない場所に停止する。」「他者に煙を吸わせないようにする。」「吸い殻入れを使用する。」こととし、喫煙する人とならない人がお互いに安全で快適な生活環境を保つため、平成29年3月に条例を制定し、平成29年10月1日から施行した。

(8) 環境教育(*)・環境啓発

① 学校における取組み

a エコ活動の推進

各学校で「ごみの正しい分別の点検」「ペットボトルキャップの回収運動」「雨水タンクの活用」等の取組を推進し、児童生徒に環境保全への理解と関心を深めさせている。また、主体的な活動でその保護者や地域住民にも情報提供し、広く市民の意識を喚起している。

b スーパーエコスクール

平成 24 年度から平成 26 年度まで、文部科学省のスーパーエコスクール実証事業のモデル校に鹿ノ台中学校が選ばれ、校舎の大規模改修を行い、エネルギーゼロを目指す取組を推進した。校舎には、小型風力発電装置や足踏み発電装置など生徒の発案を取り入れた設備もある。現在も継続して、生徒会や各委員会を中心に「チョークの粉の再利用」「エコ放送」「環境に関する本棚の設置」「消灯の呼び掛け」「コンタクトレンズのケース回収」「アルミ缶回収」「スチール缶のプルタブ回収」「雨水タンクの利用」などのエコ活動に取り組んでいる。

c 社会見学

生駒市清掃センター工場棟 2 階に「ごみの情報館」を設置し、一目でごみの焼却処理・排ガス処理・灰処理などの流れをみるができるように、焼却処理施設の模型を設置している。さらに、生駒市清掃センター施設全体の模型・循環型社会を作るための啓発コーナーやごみの量の比較表等、さまざまなごみの情報源として、市民がごみ処理について学び、関心を持ってもらえるようになっている。例年、市内 12 校の小学校から社会見学に訪れていたが、令和 5 年度は、基幹的設備改良工事を実施しているため、見学者を受け入れていない。

② 出前授業

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定され、環境保全のための意欲の増進を図るためには、単に知識を享受することだけでなく、一人ひとりのやる気に直接結びつくような情報提供や体験の機会を提供することが大切であり、学校教育においては、体験学習等の充実や教職員の資質向上を図るため、国や自治体はその支援に努めることとされている。

本市では、ごみの分別やごみの減量など 5R について学びつつ、ごみ収集体験やパッカー車への乗車体験などによりごみ収集について理解を深める授業を実施している。

③ 社会科副読本「かんきょういこま」の配信

環境教育の一環として、地球温暖化などの様々な環境問題を身近な環境や暮らしと結びつけて理解し、学校や家庭での取組に活かしてもらうため、社会科副読本「かんきょういこま」を作成し、市内全小学校に提供している。令和 5 年度も、GIGA スクール構想に基づくタブレット端末の普及に伴い、印刷物を配付するのではなく、データ配信によることとし、紙使用量の削減を図った。

④ SDGs 啓発事業

令和元年 7 月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、環境施策を軸としつつも、社会・経済を統合的に向上する取組や SDGs に関する啓発事業を実施した。

○SDGs 未来都市リーフレットの活用

生駒市が SDGs 未来都市として他自治体を先導して持続可能なまちの実現に向けて構築を目指す「日本版シュタットベルケモデル」や自治体 SDGs を推進する具体的取組等を紹介したリーフレットを啓発事業に活用した。

○SDGs 未来都市啓発看板の設置

○SDGs アクションネットワークの運用

○くらしのブンカサイ in いこま

生駒市は、環境啓発事業として、市民一人ひとりが取組の重要性を認識し低炭素社会の実現に向けての実践の輪を広げること等を目的に、「SDGs 環境フェスティバル」を開催してきた。令和 4 年度からは、

より幅広い SDGs の視点で、いこま SDGs アクションネットワークの会員団体・企業等とも連携を図りながら行う環境啓発事業として内容を見直し、名称も「くらしのブンカサイ in いこま」と改称した。

令和5年度は11月5日(日)にびつくり通り商店街、にぎわい広場ベルステージほか、近鉄生駒駅周辺で開催し、約 2,300 人の市民が参加した。

⑥ 大和川一斉清掃

大和川の上流が流れる奈良県下で、大和川の美化・愛護意識を高め、きれいな川を取り戻すため、奈良県、奈良県内流域市町村の主催で、関係地域の自治会等と連携し、大和川一斉清掃を実施している。令和5年度は3月3日(日)に実施し、延べ428人が参加した。

⑦ 富雄川環境美化活動

富雄川河川管理道において、地域にうるおいとやすらぎを与える河川親水空間をより高めるために、富雄川コスモス育成推進協議会(平成 11 年～平成 23 年)を前身とする富雄川環境美花推進協議会が平成 23 年 5 月に設置された。当協議会と市との協働により、関係機関と連携しながら、富雄川クリーンキャンペーンなど、河川管理道の清掃活動及び花の植栽・育成に関する活動等に取り組んでいる。

a 富雄川クリーンキャンペーン

河川愛護意識の高揚を図るため、令和5年6月4日(日)、11月3日(祝)に富雄川クリーンキャンペーンを実施し、市民参加による草花等植栽場所の清掃活動及び花壇への花の植栽を実施した。(富雄川河川管理道約 1.5km の両岸)

b 奈良県との連携

富雄川環境美花推進協議会において取り組んでいる河川管理道の清掃活動及び花の植栽・育成について、奈良県の「地域の河川サポート事業」として構成団体が個々に奈良県と「憩いの川づくりプログラム」の実施にかかる協定を締結して活動している。また、奈良県により富雄川の一部区間で遊歩道的な整備がなされたことにより、協議会として「彩り花つつみプログラム」の実施に係る協定を奈良県と締結し、より自主的に事業の推進を図っている。

⑧ 環境情報の提供

a ごみガイドブック

ごみの分別排出の徹底を図り、減量化・再資源化を促進するため、分別排出啓発冊子「ごみガイドブック 保存版『みんなで取り組もうごみ減量!』」を作成している。平成 27 年 11 月に全世帯に配布後は、転入者に対し届出時に配布するとともに、市役所や市の文化施設等に配架して、本市のごみ分別排出方法の徹底を図っている。

(9) 生駒市環境マネジメントシステム(*)の運用

本市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、Plan(計画・目標設定)、Do(実施)、Check(監査)、Action(見直し)というプロセスで継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、平成 22 年から生駒市環境マネジメントシステムの運用を開始した。

平成 26 年度までは、環境自治体会議のシンクタンクである NPO 法人環境自治体会議環境政策研究所が開発した自治体向けの環境マネジメントシステム「環境自治体スタンダード(以下 LAS-E という)」規格を用

いて運用してきた。5年間の継続的な運用により、ごみの分別、節電などのエコオフィス活動については、強い意識付けと取組の定着が図られ、環境行動を継続して改善していくための基本的な体制が整備できた。

一方、LAS-E規格では、各課の普段の取組は、紙、ごみ、電気の削減というエコオフィスの活動が中心になることから平成27年1月に策定した「生駒市環境モデル都市アクションプラン」を主軸とした環境施策全般・環境関連計画の一体的な管理と、各部署で当然に環境への配慮が行われる水準にステップアップすることを主眼に置き、平成27年度から独自のシステムにより運用することとした。

LAS-E規格の大きな特長であった、目標設定や監査等に市民が参画する手法を継続した上で、書面による進行管理・点検評価とともに担当課へのヒアリングを実施することとした。令和5年度の環境監査報告の概要は以下のとおりである。

○令和5年度の運用状況

- ・生駒市環境マネジメントシステム推進会議 3回開催
- ・職員対象アンケート 1回

① 生駒市環境基本計画等の関連計画に基づく取組状況

令和5年度分の進捗管理については、書面による取組状況及び事務局を通じたヒアリングによって監査を行った。目標ごとの主な成果と課題は以下のとおりである。

a 目標1 自然環境

○成果

- ・市民団体による里山づくりや身近な自然と触れ合いながらの自然環境教育などを実施し、地域に愛着を持つ市民の増加につなげることができている。
- ・SNSでの公園の魅力情報等の発信や高山の魅力を紹介した動画の作成など、積極的な情報発信が行われている。

○課題

- ・地産地消の促進に向け、学校給食での地元農作物の導入や青空市場の開催等に取り組まれています。需要量に対して、生産者や売り手の数が不足しており、農家数の増加に繋がる取組が求められる。

b 目標2 生活環境

○成果

- ・公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進に取り組み、水質汚濁の防止につながっている。
- ・いこま空き家流通促進プラットフォームへの空き家情報の提供や空き家セミナー・相談会の開催等に取り組み、空き家件数の削減に寄与している。

○課題

- ・SNSやデジタル技術の活用、企業連携による普及啓発を通じて、ごみの減量や再資源化率の大切さを考えてもらい、市民の行動変容を促す取組が求められる。

c 目標3 地球環境

○成果

- ・市域の脱炭素化に取り組むモデル地域として、令和5年4月に脱炭素先行地域に選定され、公共施設等への太陽光発電設備の設置を促進する取組が進められている。
- ・ハザードマップや総合防災マップを作成し、市内約51,000世帯に全戸配布したことにより、危

険個所の周知が進んだ。

○課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、路線バスや電車等の公共交通機関の利用者数が大幅に減少しており、公共交通機関利用促進の呼びかけや啓発イベント等の拡充が求められる。
- ・ 再生可能エネルギー導入の推進や脱炭素先行地域事業の速やかな着手ができるよう、取組みを強化することが必要である。

d 目標4 コミュニティ

○成果

- ・ ホームページに加え、SNS や広報紙など様々な媒体を活用し、環境イベントの開催やごみ収集時間の変更などの情報発信が行われている。

○課題

- ・ 講座の参加者数等から市民の需要を把握し、登録メニューの見直しや発信すべき情報の取捨選択を行い、更なる行動変容を促進することが求められる。
- ・ 環境教育や環境学習をより効果的に実施するためにも、民間主導による事業が継続的な取組として定着するための仕組みが必要である。

第 3 章 生駒市の環境の状況

1 大気汚染・悪臭

(1) 大気汚染に係る環境基準(*)

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項により、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、主要な大気汚染物質について以下のような環境基準が設定され、大気汚染に係る環境保全の目標とされている。

図表48 大気の汚染に係る環境基準について(S48.5.8 環告 25)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)(*)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)(*)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)(*)	1時間値が0.06ppm以下であること。

図表49 二酸化窒素に係る環境基準について(S53.7.11 環告 38 号)

物質	環境上の条件
二酸化窒素(NO ₂)(*)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

図表 50 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(H21.9.9 環告 33)

物質	環境上の条件
微小粒子状物質(PM _{2.5})(*)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

図表 51 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(H9.2.4 環告 4)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

図表 52 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準について(H11.12.27 環告 68)

物質	環境上の条件
ダイオキシン類(*)	0.6pg(*)-TEQ/m ³ 以下であること

(2) 大気質調査

本市の大気質調査は、測定として「雨水水素イオン濃度」(3 地点)、「二酸化硫黄(SO₂)濃度」(7 地点)、「二酸化窒素(NO₂)濃度」(14 地点)の 3 項目について簡易測定を月1回、北地区(ひかりが丘配水場、奈良先端科学技術大学院大学前交差点)、中地区(東菜畑一丁目県有地)、南地区(南コミュニティセンター)の 4 地点で 7 日間連続測定を年1回実施し、また、ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質(*)及びダイオキシン類についても測定を実施している。

なお、奈良県においても山崎町の消防本部の生駒局を置き、大気汚染を常時監視している。奈良県や大阪府の常時監視は、環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」

(<https://soramame.env.go.jp>)で 1 時間ごとに更新され、監視データは閲覧可能である。

図表53 大気質測定場所と測定項目

	測定場所	図表番号	一 般 項 目			有害大気4物質	ダイオキシン類	自動車排ガス等	(県)大気汚染 常時監視
			雨水水素イオン濃度	二酸化硫黄(SO ₂)濃度	二酸化窒素(NO ₂)濃度				
北地区	土地改良区	①			○				
	学研サイエンスプラザ	②	○	○	○				
	奈良先端大学前交差点	⑭						○	
	ひかりが丘配水場	⑬					○	○	
	上町自治会館	③			○				
中地区	生駒台小学校	④		○	○				
	桜ヶ丘小学校	⑤			○				
	消防本部	⑥		○	○				○
	市役所	⑦	○	○	○	○			
	東菜畑1丁目県有地	⑭						○	
南地区	生駒高校	⑧			○				
	大瀬中学校	⑨		○	○				
	有里第1公園	⑩		○	○				
	生駒南小学校	⑪		○	○				
	竜田川浄化センター	⑫	○		○				
	消防南分署	⑮					○		
	南コミュニティセンター	⑯						○	
西地区	生駒山麓公園	⑱			○				
	暗峠	⑲			○				

※ 学研サイエンスプラザは、H16.4から測定

※ 東菜畑1丁目県有地は、H24から測定

(測定方法)

二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度:TEA-円筒ろ紙法

図表54 大気質調査地点



① 硫黄酸化物(SO_x)

硫黄酸化物(SO_x)とは、主に二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)などの物質を総称する言葉であり、「ソックス」ともいわれている。呼吸器疾患等の原因物質であるほか、酸性雨(*)などの主要因子ともなっており、これまで重点的に対策が講じられてきた代表的な大気汚染物質の1つである。主に、不純物として硫黄を含む重油など化石燃料の燃焼に伴って発生する。

本市では、大気中の二酸化硫黄(SO₂)濃度を7地点で測定しており、経年変化は横ばい傾向である。各年度、各地点の測定値とも、二酸化硫黄(SO₂)濃度の環境基準である0.04ppm(*)以下という値を参考にとすると基準の10分の1以下で推移していることから良好な環境が維持されている。

図表55 二酸化硫黄濃度測定値

測定地点 \ 年度		(SO ₂ ppm)				
		令和元	2	3	4	5
北地区	学研サイエンスプラザ	0.0031	0.0031	0.0030	0.0029	0.0029
中地区	生駒台小学校	0.0031	0.0031	0.0030	0.0029	0.0029
	消防本部	0.0031	0.0031	0.0031	0.0029	0.0029
	市役所	0.0032	0.0032	0.0031	0.0030	0.0029
南地区	有里第1公園	0.0031	0.0031	0.0031	0.0029	0.0029
	大瀬中学校	0.0031	0.0031	0.0030	0.0030	0.0029
	生駒南小学校	0.0032	0.0032	0.0031	0.0030	0.0030
平均値		0.0031	0.0031	0.0031	0.0029	0.0029

(注) 平成5年度からトリエタノールアミン円筒ろ紙法(大気汚染学会誌第23巻第2号(1988年))を用いて測定しており、この図表の測定値は、文献中の換算式を用いて、簡易測定値である二酸化硫黄濃度をppm値に換算したものである。

(注) 数値は各年度の日平均値

② 窒素酸化物(NO_x)

窒素酸化物(NO_x)とは、主に一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)を総称する言葉であり、「ソックス」ともいわれている。代表的な大気汚染物質の1つであり、高濃度で呼吸器疾患等を引き起こすほか、酸性雨や光化学スモッグなどの主要因子となっている。重油やガソリン、石炭などをはじめ、物質の燃焼に伴って発生し、工場、自動車、家庭の暖房など、発生源は多岐にわたる。

本市では、大気中の二酸化窒素(NO₂)濃度を14地点で測定している。二酸化窒素(NO₂)濃度の環境基準である0.04~0.06ppmの範囲内またはそれ以下という値を参考にとすると、各年度、各地点の測定値とも、環境基準値を満たしており、良好な環境が維持されている。

図表56 二酸化窒素濃度測定値

(NO₂ppm)

年度 測定地点		令和元	2	3	4	5
北地区	土地改良区	0.006	0.006	0.007	0.007	0.006
	学研サイエンスプラザ	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007
	上町自治会館	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008
中地区	生駒台小学校	0.008	0.008	0.009	0.009	0.008
	桜ヶ丘小学校	0.008	0.008	0.009	0.010	0.008
	消防本部	0.009	0.009	0.010	0.010	0.008
	市役所	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007
南地区	生駒高校	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007
	大瀬中学校	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007
	有里第1公園	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
	生駒南小学校	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007
	竜田川浄化センター	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007
西地区	生駒山麓公園	0.007	0.006	0.006	0.007	0.006
	暗峠	0.006	0.006	0.006	0.007	0.006
平均値		0.007	0.007	0.008	0.008	0.007

(注)本市における二酸化窒素の測定方法は、トリエタノールアミン円筒ろ紙法(大気汚染学会誌第 23 巻第2号(1988 年))による測定法に準拠して行っており、この図表の二酸化窒素濃度の値は、文献中の換算式を用いて、簡易測定値である二酸化窒素濃度を ppm 値に換算したものである。

(注)数値は各年度の日平均値

③ 自動車排ガス測定

本市では、自動車排ガスによる大気汚染の主な原因物質である二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)について、簡易測定による二酸化窒素(NO₂)及び二酸化硫黄(SO₂)の測定を補完し、環境基準と比較検討するため、7日間連続測定を実施している。

調査地点については、国道 168 号沿道の南コミュニティセンター及び国道 163 号と市道芝庄田線の交差付近(奈良先端大学前交差点)に加えて、平成 24 年度から県道大阪枚岡奈良線沿道の県有地(東菜畑 1 丁目)、さらに平成 25 年度からひかりが丘配水場(ひかりが丘 3-6-3)を加える 4 箇所で 7 日間連続測定し、監視体制の充実に努めている。令和5年度の測定結果(図表 57 参照)は、環境基準値以下で簡易測定結果と同様、良好な環境が維持されている。

図表 57 自動車排ガス測定調査

測定項目 \ 測定場所		奈良先端大学前交差点(北地区)					環境基準
		令和元	2	3	4	5	
二酸化窒素 (NO ₂ ppm)	期間平均値	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	－
	日平均値の最高値	0.016	0.017	0.012	0.012	0.012	0.06以下
	1時間値の最高値	0.025	0.028	0.021	0.022	0.025	－
浮遊粒子状物質 (SPM mg/m ³)	期間平均値	0.017	0.019	0.012	0.014	0.022	－
	日平均値の最高値	0.029	0.026	0.017	0.020	0.038	0.1以下
	1時間値の最高値	0.109	0.054	0.037	0.042	0.082	0.2以下
二酸化硫黄 (SO ₂ ppm)	期間平均値	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	－
	日平均値の最高値	0.000	0.001	0.002	0.001	0.000	0.04以下
	1時間値の最高値	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.1以下
微小粒子状物質 (PM2.5 μg/m ³)	期間平均値	12	8	7.6	7.6	12.6	－
	日平均値の最高値	21	14	11	11.2	22.0	35以下
	1時間値の最高値	83	54	16	25.7	52.8	－
一酸化炭素 (ppm)	期間平均値	0.3	0.2	0.4	0.3	0.3	－
	日平均値の最高値	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	10以下
	8時間平均値の最高値	0.5	0.4	0.6	0.5	0.5	20以下

測定項目 \ 測定場所		ひかりが丘配水場(北地区)					環境基準
		令和元	2	3	4	5	
二酸化窒素 (NO ₂ ppm)	期間平均値	0.005	0.005	0.006	0.005	0.008	－
	日平均値の最高値	0.010	0.007	0.011	0.007	0.011	0.06以下
	1時間値の最高値	0.018	0.017	0.029	0.014	0.026	－
浮遊粒子状物質 (SPM mg/m ³)	期間平均値	0.017	0.018	0.024	0.020	0.020	－
	日平均値の最高値	0.024	0.028	0.031	0.026	0.024	0.1以下
	1時間値の最高値	0.043	0.038	0.045	0.103	0.064	0.2以下
二酸化硫黄 (SO ₂ ppm)	期間平均値	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	－
	日平均値の最高値	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.04以下
	1時間値の最高値	0.006	0.003	0.004	0.002	0.003	0.1以下
微小粒子状物質 (PM2.5 μg/m ³)	期間平均値	10	10	12	16	12	－
	日平均値の最高値	15	16	18	22	14	35以下
	1時間値の最高値	44	36	38	80	47	－
一酸化炭素 (ppm)	期間平均値	0.2	0.2	0.4	0.4	0.3	－
	日平均値の最高値	0.3	0.3	0.5	0.4	0.4	10以下
	8時間平均値の最高値	0.5	0.3	0.6	0.5	0.4	20以下

測定項目 \ 測定場所		東菜畑一丁目県有地(中地区)					環境基準
		令和元	2	3	4	5	
二酸化窒素 (NO ₂ ppm)	期間平均値	0.009	0.007	0.01	0.009	0.010	－
	日平均値の最高値	0.011	0.011	0.017	0.012	0.013	0.06以下
	1時間値の最高値	0.022	0.022	0.029	0.024	0.026	－
浮遊粒子状物質 (SPM mg/m ³)	期間平均値	0.013	0.015	0.022	0.018	0.014	－
	日平均値の最高値	0.020	0.024	0.028	0.023	0.020	0.1以下
	1時間値の最高値	0.036	0.036	0.040	0.097	0.040	0.2以下
二酸化硫黄 (SO ₂ ppm)	期間平均値	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	－
	日平均値の最高値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.04以下
	1時間値の最高値	0.006	0.003	0.003	0.002	0.003	0.1以下
微小粒子状物質 (PM2.5 μg/m ³)	期間平均値	11	11	12	15	9	－
	日平均値の最高値	18	22	16	20	13	35以下
	1時間値の最高値	50	36	30	65	28	－
一酸化炭素 (ppm)	期間平均値	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	－
	日平均値の最高値	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	10以下
	8時間平均値の最高値	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	20以下

測定項目 \ 測定場所		南コミュニティセンター(南地区)					環境基準
		令和元	2	3	4	5	
二酸化窒素 (NO ₂ ppm)	期間平均値	0.010	0.007	0.009	0.009	0.009	－
	日平均値の最高値	0.012	0.011	0.014	0.012	0.014	0.06以下
	1時間値の最高値	0.023	0.02	0.026	0.02	0.029	－
浮遊粒子状物質 (SPM mg/m ³)	期間平均値	0.008	0.01	0.013	0.02	0.017	－
	日平均値の最高値	0.012	0.016	0.02	0.026	0.023	0.1以下
	1時間値の最高値	0.039	0.044	0.048	0.073	0.058	0.2以下
二酸化硫黄 (SO ₂ ppm)	期間平均値	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	－
	日平均値の最高値	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.04以下
	1時間値の最高値	0.007	0.003	0.004	0.002	0.003	0.1以下
微小粒子状物質 (PM2.5 μg/m ³)	期間平均値	11	8	15	16	9	－
	日平均値の最高値	14	14	22	22	14	35以下
	1時間値の最高値	88	38	41	57	35	－
一酸化炭素 (ppm)	期間平均値	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	－
	日平均値の最高値	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	10以下
	8時間平均値の最高値	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	20以下

(注)一酸化炭素:1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値が20ppm以下であること。

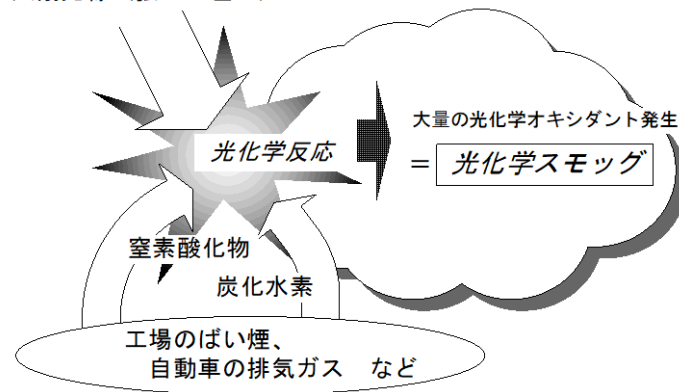
(3) 光化学スモッグ

光化学スモッグとは、自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物が太陽光線(紫外線)を受けて光化学反応により、二次的汚染物質を生成することにより発生する。光化学反応により生成される酸化性物質で二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントといわれる。

本市では、奈良県光化学スモッグ緊急対策要領に基づき、光化学スモッグの発生に対処するため、教育施設、屋外活動施設等との連絡体制を整え、市内公共施設等 30 ヶ所に看板を設置し周知している。光化学スモッグの発生はその年の気象条件に影響されるため、発令状況は年度によってばらつきがあり、令和5年度は、県北西部において予報は2件発令された。

また、警報、重大警報は平成元年度以降、発令されていない。なお、光化学スモッグ予報等の情報を奈良県が(<http://www.eco.pref.nara.jp>)5月から9月までメールマガジンで配信している。(要登録)

図表 58 光化学スモッグ発生のしくみ
太陽光線（強い日差し）



図表 59 光化学スモッグ発令回数の推移・発令区分と発令基準

年度	発令状況(回)				被害届出者数(人)
	予報	注意報	警報	重大警報	
令和元	4	0	0	0	0
2	6	1	0	0	0
3	4	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	2	0	0	0	0

(注)発令は奈良県により、発令状況は県北西部(奈良市・生駒市・大和郡山市)のものであり、被害届出者数は県下全域の人数である。

区 分	オキシダント濃度 (1時間平均値)
予 報	0.08 ppm以上
注 意 報	0.12 ppm以上
警 報	0.24 ppm以上
重 大 警 報	0.40 ppm以上

(4) 酸性雨

① 雨水水素イオン濃度

水素イオン濃度(*)がpH5.6以下の雨を酸性雨と呼び、森林や土壌、湖沼、文化財などに大きな影響を与えるため、地球環境問題となっている。また、その原因は大気中の硫黄酸化物が雨水に溶け込んで酸性化するためであり、雨水水素イオン濃度は大気汚染の1つの指標にもなっている。

本市では、雨水水素イオン濃度を市内3ヶ所で毎月測定を実施している。

令和5年度の雨水水素イオン濃度の平均値(※)はpH5.5で酸性雨ではあるが、環境省が実施した1983年～2002年までの20年間の酸性雨調査結果(酸性雨対策調査総合取りまとめ報告書概要)の年平均値pH4.77ほど低くはなかった。

図表 60 雨水水素イオン濃度

測定地点 \ 年度	(pH)				
	令和元	2	3	4	5
学研サイエンスプラザ	5.3	5.3	5.3	5.7	5.7
市役所	5.0	5.0	5.0	5.3	5.3
浄化センター	5.2	5.2	5.2	6.1	6.1
平均値	5.2	5.2	5.2	5.7	5.5

※ 平均値は降水量の重みをかけた加重平均値(1ヶ月間の降水を全て混合した場合の値)

② 雨水イオン分析(*)

雨水には、硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などの酸性物質が、硫酸イオン、硝酸イオンとして存在しているほか、雨水中で水酸化物イオンを生じ、アルカリ性物質として酸性雨を中和するアンモニウムイオンやカルシウムイオンなども存在している。雨の汚染状況については、電気伝導率でイオンの総量を把握するとともに、硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオン等の雨水イオンを分析して判断する。

本市は、年2回雨水水素イオン濃度測定地点と同じ3地点で雨水イオン分析を実施している。

図表 61 雨水イオン分析結果

測定地点	測定項目	令和元		2		3		4		5	
		6月	2月	6月	2月	6月	2月	6月	2月	6月	2月
市役所	電気伝導率 (mS/m)	1.7	2.1	1.6	3.0	1.2	3.5	1.9	4.1	1.1	3.1
	マグネシウムイオン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.2	<0.1	0.2	<0.1	0.1
	カルシウムイオン (mg/L)	0.8	0.3	0.3	0.7	0.1	0.8	0.3	1.7	0.1	0.4
	ナトリウムイオン (mg/L)	0.7	0.4	0.2	0.9	0.1	1.9	0.2	1.8	<0.1	0.9
	カリウムイオン (mg/L)	0.1	<0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1
	塩化物イオン (mg/L)	0.9	0.8	0.5	1.5	0.5	3.0	0.4	2.9	0.3	1.8
	硫酸イオン (mg/L)	1.1	1.0	0.6	1.2	0.3	1.8	0.7	2.7	0.3	1.8
	硝酸イオン (mg/L)	0.6	0.9	0.5	1.4	0.1	3.4	0.5	4.8	0.6	1.5
	アンモニウムイオン (mg/L)	0.04	0.07	0.09	0.04	0.06	0.37	0.02	1.00	0.09	0.55
浄化センター	電気伝導率 (mS/m)	1.5	1.9	1	2.9	1.2	2.5	1.8	3.5	1.1	1.2
	マグネシウムイオン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1
	カルシウムイオン (mg/L)	0.9	0.4	0.2	0.9	0.1	0.6	0.2	1.7	0.1	0.4
	ナトリウムイオン (mg/L)	0.7	0.4	0.2	0.8	0.1	0.9	0.1	1.4	<0.1	0.6
	カリウムイオン (mg/L)	0.2	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.2	0.1	<0.1
	塩化物イオン (mg/L)	0.9	0.9	0.5	1.4	0.5	1.6	0.4	2.3	0.1	1.2
	硫酸イオン (mg/L)	1.0	0.9	0.7	1.2	0.2	1.5	0.5	2.2	0.2	1.4
	硝酸イオン (mg/L)	0.6	0.9	0.4	1.6	0.1	1.9	<0.1	2.9	<0.1	1.4
	アンモニウムイオン (mg/L)	0.04	0.06	0.11	0.03	0.01	0.47	0.01	0.96	0.09	0.34
学研サイエンスプラザ	電気伝導率 (mS/m)	1.8	2.0	1.2	2.5	1.5	2.5	2.0	3.0	1.1	3.0
	マグネシウムイオン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	0.1
	カルシウムイオン (mg/L)	0.9	0.5	0.5	0.7	0.2	0.5	0.4	1.5	<0.1	0.6
	ナトリウムイオン (mg/L)	0.8	0.6	0.2	0.8	0.1	0.9	0.1	1.4	<0.1	0.7
	カリウムイオン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1
	塩化物イオン (mg/L)	1.1	1.1	0.5	1.3	0.5	1.9	0.6	2.2	0.3	1.3
	硫酸イオン (mg/L)	1.0	0.9	0.6	1.1	0.3	1.3	0.9	2.0	0.3	1.5
	硝酸イオン (mg/L)	0.5	1.1	0.1	1.3	0.1	2.3	1.0	3.7	0.4	1.7
	アンモニウムイオン (mg/L)	0.05	0.05	<0.01	0.03	0.05	0.37	0.03	0.71	0.07	0.37

(5) 悪臭に係る規制

悪臭に係る規制は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制し、生活環境を保全することを目的とした悪臭防止法が制定されており、事業場の敷地境界線の地表及び煙突や排水口などの排出口における悪臭物質の規制基準が定められている。

特定悪臭物質としては、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など 22 物質が規制対象となっている。本市は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 2 次一括法)に基づき悪臭防止法の規制地域及び規制基準を定める権限が奈良県知事から生駒市長に委譲されたことに伴い、平成 24 年 4 月に生駒市告示第 69 号により悪臭を防止する地域を市内全域に指定し、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めて(生駒市告示第 69 号平成 24 年 4 月 4 日)から適用し、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭公害の防止、指導に努めている。

また、悪臭防止法では特定悪臭物質による規制に加えて、規制基準に満たない物質の複合による悪臭や、法定物質以外による悪臭などに適切に対処し、悪臭公害防止を図るため、臭気濃度を用いた官能試験法(※)による、臭気指数による規制も選択できるようになっている。

図表62 悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準(生駒市告示第 69 号)

規制地域の区分 特定悪臭 物質の種類(単位:ppm)	一般地域	順応地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.050	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004
備考 (1)一般地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区に指定されている地域をいう。 (2)順応地域とは、一般地域に規定する地域以外の地域をいう。		

2 水質汚濁

(1) 水質汚濁に係る環境基準(*)

水質汚濁については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、公共用水域(*)における以下のような環境基準が設定され、水質汚濁に係る環境保全の目標とされている。

水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)では、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の2種類があり、「人の健康の保護に関する環境基準」は、公共用水域を対象として27物質についての基準が一律に定められている。「生活環境の保全に関する環境基準」は、図表に示すように各公共用水域の利用目的に応じた水域類型(*)を指定し、類型別に環境基準が定められている。

図表63 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値(年間平均値)
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

図表 64 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く。）

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値(日間平均値)				
		水素イオン 濃度 (pH)(*)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)(*)	浮遊物質 量 (SS)(*)	溶存酸素 量 (DO)(*)	大腸菌数 (*)
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU(*) /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ L以上	—

(注)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(年間平均値)		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場と	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ・フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(環境庁告示第 59 号別表 2 より抜粋)

(2) 河川の水質

市域には竜田川、富雄川、天野川、山田川の一級河川があり、竜田川は全域C類型、富雄川は高山町芝から上流がB類型、高山町芝から大和川合流点までがC類型の類型指定を奈良県から受けている。本市は、生活環境の保全に関する項目を中心に、竜田川本流・支流、富雄川本流・支流、天野川本流・支流、山田川本流で河川水質を測定している。

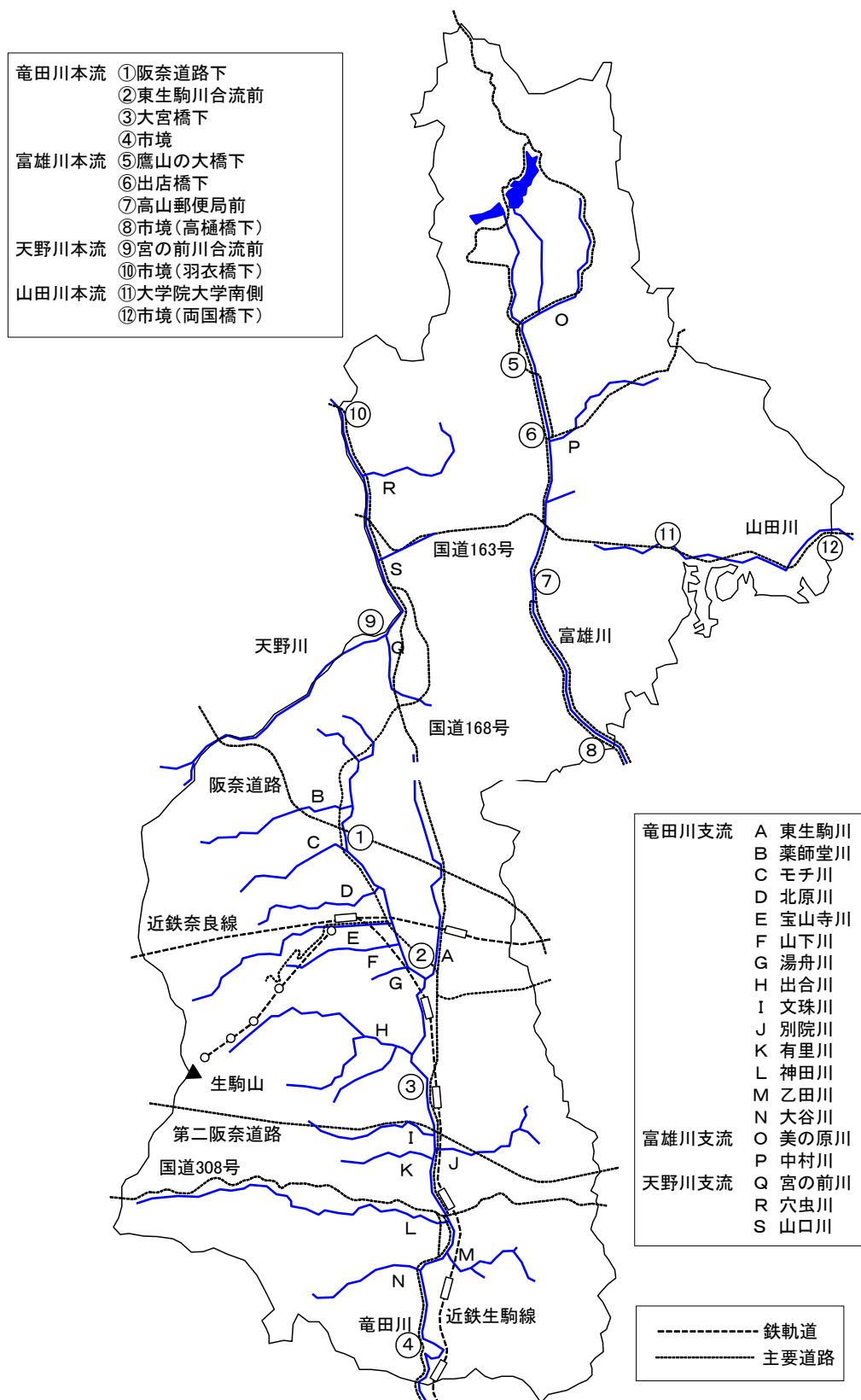
図表 65 河川水質測定場所と測定項目

水質検査項目・測定地点一覧表

(回/年)

測定場所 測定項目			No ・	生活環境保全に関連する項目(＊)										(全項目) (＊)	健康保護項目 (＊)	生活排水項目			総水銀 (河川水)	ダイオキシン類 (河川水)	ダイオキシン類 (河川底質)
				色相	色度	臭気	透視度 (＊)	水素イオン濃度 (pH)	BOD	SS	DO	大腸菌数	流量			T-P	T-N	陰イオン界面活性剤			
本流	竜田川	阪奈道路下	①	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4								
		東生駒川合流前	②	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4			4	4	4			
		大宮橋下	③	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4								
		市境	④	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1		4	4	4		1	1
	富雄川	鷹山の大橋下	⑤	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4						4		
		出店橋下	⑥	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4						4		
		高山郵便局前	⑦	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4								
		市境(高樋橋下)	⑧	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1		12	12	12		1	1
	天野川	宮の前川合流前	⑨	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		市境(羽衣橋下)	⑩	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		4	4			1	
	山田川	大学院大学南側	⑪					4	4	4	4	4	4								
		市境(両国橋下)	⑫	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		4	4			1	
支流	竜田川	東生駒川	A	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			4	4				
		薬師堂川	B	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		モチ川	C	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		北原川	D	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		宝山寺川	E	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		山下川	F	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		湯舟川	G	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		出合川	H	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		文珠川	I	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		別院川	J	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		有里川	K	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		神田川	L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		乙田川	M	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		大谷川	N	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
	富雄川	美の原川	O	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		中村川	P	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
	天野川	宮の前川	Q	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		穴虫川	R	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4					1	

図表 66 河川水質測定地点



① 竜田川本流

竜田川は俵口町に流れを発し、平群町、斑鳩町を経て大和川に合流する。

源流部は河川沿いに住宅地が形成され、中心市街地の近鉄生駒駅周辺地域を通過するなど生活排水が多く流れ込む河川環境にあり、下流より上流が汚れている傾向が見られる。

最下流の市境のBODの75%値(*)は、下水道整備や合併浄化槽の普及、市民意識の高揚によりほぼ環境基準値以下で推移している。

図表 67 竜田川本流におけるBODの75%値

		(mg/L)				
測定地点	年度	令和元	2	3	4	5
	令和元	2	3	4	5	
竜田川	阪奈道路下	5.5	7.5	7.1	5.0	4.5
	東生駒川合流前	4.8	4.1	3.4	3.8	3.7
	大宮橋下	5.2	4.4	3.9	4.9	5.0
	市境	4.5	3.2	3.5	3.8	3.2

(注)数値は各年度の75%値

図表 68 竜田川本流におけるBOD年間平均値

		(mg/L)				
測定地点	年度	令和元	2	3	4	5
	令和元	2	3	4	5	
竜田川	阪奈道路下	4.4	5.7	5.1	4.2	3.7
	東生駒川合流前	3.6	3.5	3.0	2.9	2.8
	大宮橋下	4.1	3.7	3.0	3.6	3.6
	市境	3.3	2.9	2.8	3.2	2.5

(注)数値は各年度の平均値

② 竜田川支流

竜田川支流の14河川で水質測定を実施している。中でも東生駒川は竜田川の準本流ともいえる河川で小明町に端を発し、南流して山崎町で竜田川に合流している。

令和5年度の竜田川支流のBODの75％値は、環境基準値 5mg/L を満足した河川が10支流、環境基準値を超過したのは4支流である。

図表 69 竜田川支流におけるBODの75％値

年度 測定地点		(mg/L)				
		令和元	2	3	4	5
竜田川	東生駒川	6.0	4.2	4.3	6.0	3.7
	薬師堂川	5.5	6.0	4.1	4.0	2.4
	モチ川	5.0	3.0	3.9	2.8	1.6
	北原川	3.8	3.5	5.8	2.7	2.1
	宝山寺川	3.1	2.9	2.0	2.0	2.0
	山下川	4.2	5.0	4.5	7.6	3.3
	湯舟川	4.7	5.9	8.0	5.3	5.6
	出合川	3.7	3.8	6.9	3.9	4.9
	文珠川	3.1	3.5	5.7	3.5	3.8
	別院川	3.9	3.1	2.4	3.6	6.7
	有里川	5.0	10	12	13	8.2
	神田川	5.0	6.5	9.7	7.0	7.6
	乙田川	2.2	1.6	1.8	1.5	2.1
	大谷川	4.2	2.8	3.1	3.3	3.9

③ 富雄川本流

大和川水系富雄川(一級河川)は、高山町の高山溜池に端を発し、南下して矢田丘陵に沿うように流れ、生駒市から奈良市、大和郡山市、斑鳩町、安堵町を経て、大和川に合流している。上流の自然環境が保全されていることもあり、水質は比較的良好である。BODの環境基準は芝より上流(環境基準点:芝)の「鷹山の大橋下」「出店橋下」でB類型の 3mg/L、芝から大和川合流点まで(環境基準点:弋鳥橋)の「高山郵便局前」、「市境(高樋橋下)」でC類型の 5mg/Lとなっている。

BODの 75%値による評価はすべての地点で環境基準値を満足し、良好な水質を維持している。

図表70 富雄川本流におけるBOD75%値

		(mg/L)				
測定地点	年度	令和元	2	3	4	5
	富雄川					
鷹山の大橋下		2.5	1.8	1.8	1.7	2.0
出店橋下		2.1	2	1.9	2.2	2.3
高山郵便局前		2.2	1.9	1.7	1.6	1.5
市境(高樋橋下)		1.4	1.7	1.4	1.3	1.4

(注)数値は各年度の75%値

④ 富雄川支流

富雄川支流が合流する富雄川のBODの環境基準はB類型の 3mg/L であり、BODの 75%値による評価はすべての支流で環境基準値を満足し、良好な水質を維持している。

図表71 富雄川支流におけるBODの 75%値

		(mg/L)				
測定地点	年度	令和元	2	3	4	5
	富雄川					
美の原川		1.9	1.9	1.0	2.2	2.1
中村川		1.9	2.0	1.7	1.7	2.4

(注)数値は各年度の75%値

⑤ 天野川本流

淀川水系天野川(一級河川)は四條畷市側に端を発し、四條畷市、生駒市から交野市、枚方市を経て、淀川に合流している。生駒山地の北、自然環境が保全されている地域を流れていることもあり、水質は比較的良好である。BODの 75%値はほぼ横ばい傾向にある。

図表 72 天野川本流におけるBODの 75%値

		(mg/L)				
測定地点	年度	令和元	2	3	4	5
	天野川					
宮の前川合流前		1.0	1.0	1.0	0.8	1.0
市境(羽衣橋下)		2.2	2.2	1.2	1.0	1.5

(注)数値は各年度の75%値

⑥ 天野川支流

天野川の支流については、宮の前川、穴虫川、山口川の 3 河川で水質測定を実施しているが、穴虫川では健康項目と農業用水項目を、山口川では農業用水項目のみ測定しており、BODは測定していない。いずれの河川も市境を流れる天野川に生駒市側から合流する支流である。流域の開発、市街地化等の影響もあり、宮の前川のBODの 75%値は天野川本流よりも高く、年度ごとに比較的大きく変動しながら推移している。

図表 73 天野川支流におけるBODの 75%値

測定地点		(mg/L)				
		令和元	2	3	4	5
天野川	宮の前川	3.7	5.3	4.0	3.3	3.3
	穴虫川	-	-	-	-	-

(注)数値は各年度の75%値

⑦ 山田川本流

本市北東部に流れを発し、北大和から鹿畑町を経由して東流する河川である。木津川水系に属し、生駒市から精華町、木津川市を経て、木津川に合流している。周辺には北大和、鹿ノ台といった大規模住宅地が形成されているとともに、関西文化学術研究都市高山地区の研究開発型産業施設などの建設が進んでいる。BOD75%値は、安定して良好な水質を維持している。

図表 74 山田川本流におけるBODの 75%値

測定地点		(mg/L)				
		令和元	2	3	4	5
山田川	大学院大学南側	0.9	1.5	1.3	1.1	0.8
	市境(両国橋下)	3.2	4.8	2.4	2.5	1.5

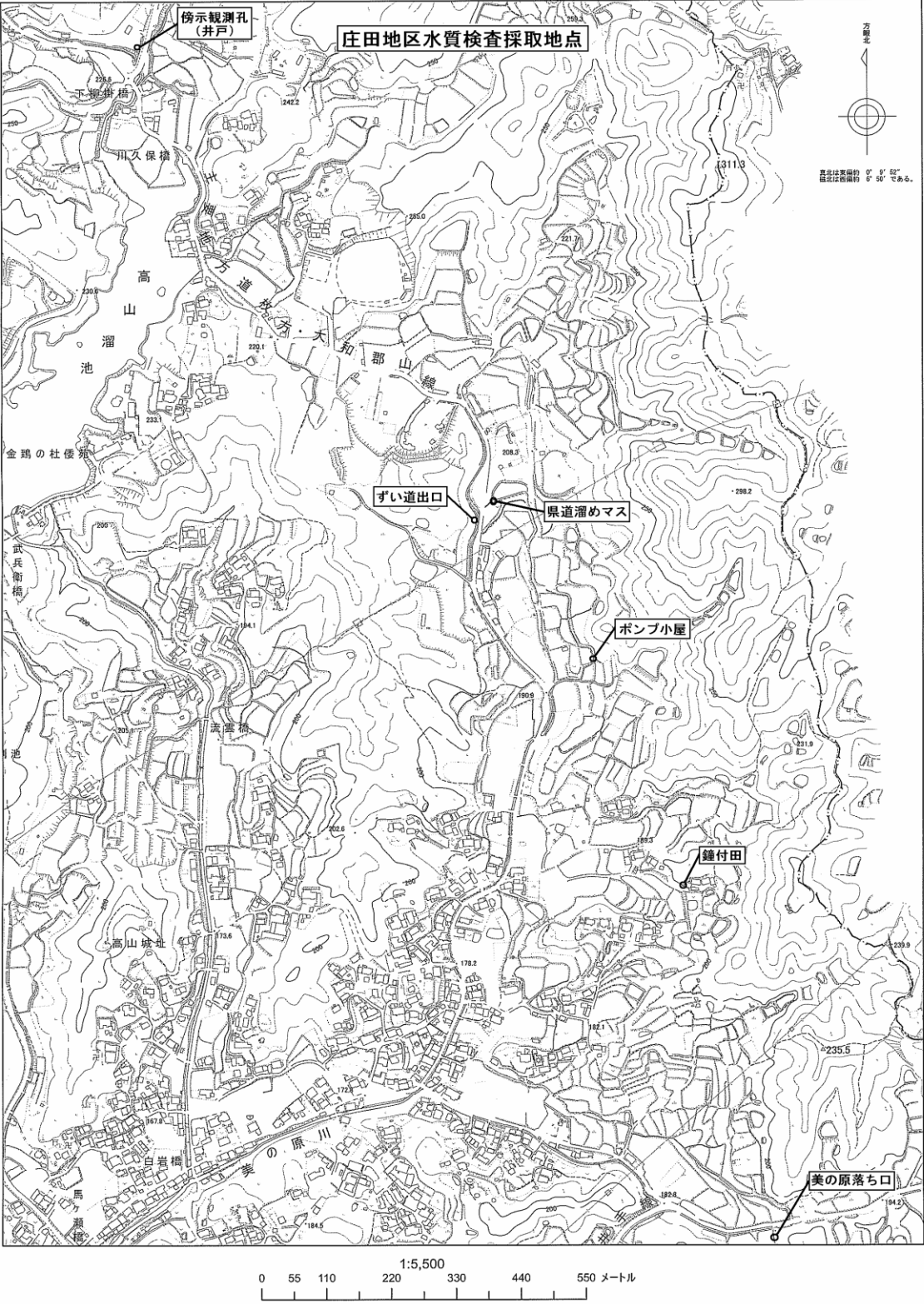
(注)数値は各年度の75%値

(3) 地下水及び河川の水銀調査

高山町庄田地区における水銀の状況を把握するため、環境調査を実施している。調査地点は、高山ため池から流下する河川で、「ずい道出口」から「美の原落ち口」までの 5 地点及び井戸水として「傍示観測孔」1 地点の合計 6 地点である。

河川水については、地下水及び水質汚濁に係る環境基準値(0.0005mg/L 以下)以下で推移している。井戸水についても安定した値で推移している。

図表 75 地下水調査地点



図表 76 地下水調査結果

(総水銀・単位:mg/L)

年度	地点 年月日	河川水					井戸水
		ずい道出口	県道溜めマス	ポンプ小屋	鐘付田	美の原落ち口	傍示観測孔
令和 元	H31.4.19	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	R元.7.8	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	R元.10.10	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	R2.1.7	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
2	R2.4.24	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	R2.7.17	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	R2.10.13	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	R3.1.19	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
3	R3.4.22	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	R3.7.13	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0009
	R3.10.8	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0036
	R4.1.6(1.18再)	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
4	R4.4.20	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	R4.7.14	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	R4.10.6	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満	0.0005未満
	R5.1.13	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満
5	R5.4.21	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満
	R5.7.19	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	R5.10.12	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	R6.1.16	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満

3 騒音・振動

騒音とは、各種の音の中で、人に不快感を与え、生活環境を損なうおそれのあるものであり、好ましくない音の総称である。騒音被害は一般的に発生源の周辺でおこるが、地形や建物の立地状況・構造などの影響を受けるほか、個人差も大きく、その時の気分や体調で感じ方が変わってくるなど、主観的・感覚的な要素が大きい。

振動とは、ものの揺れのことで、周波数の低い振動エネルギーが地盤などを伝播して人や物体に影響を与えるものをいう。騒音に比べて伝播距離が長く、地盤の状態や建物の構造などによっては増幅されることもある。人に不快感を与えるのみでなく、建物の破損など物的被害をもたらす場合もある。

騒音・振動の発生源は、工場や事業所、建設作業、交通機関などが大きなものだが、近年はピアノの音やペットの鳴き声、車やバイクの空ぶかし、クーラーの室外機の音、カラオケ、拡声器などが発生源となる生活騒音の苦情も増加している。

図表 77 騒音・振動の大きさの例

身近にある音の例	デシベル(＊)	デシベル	震度階級	振動の影響 気象庁震度階級 (平成 8 年 2 月)
木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音(前方1m)	20	55 以下	0	人に揺れを感じない。
ささやき声、郊外の深夜	30	55～65	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
市街地の深夜、図書館、静かな住宅地の昼	40	65～75	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。
静かな事務所、病院、学校	50	75～85	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。電線が少し揺れる。
静かな自動車、普通の会話	60	85～95	4	棚にある食器類は音をたてる。電線が大きく揺れる。
騒々しい事務所の中、電話のベル、騒々しい街頭	70	95～105	5弱	耐震性の低い建物が破損する。電柱が揺れるのがわかる。
電車の中	80		5強	多くの人々が、行動に支障を感じる。墓石が倒れる。
騒々しい工場の中、大声による独唱	90	105～110	6弱	立っていることが困難になる。重い家具が移動、転倒する。
電車が通るときのガード下	100		6強	立っていることができない。耐震性の低い建物が倒壊する。
自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち	110	110 以上	7	自分の意志で行動できない。耐震性の高い建物が倒壊する。
飛行機のエンジン近く	120			

(1) 騒音等

① 騒音に係る環境基準

騒音については、環境基本法第16条に「騒音に係る環境基準」が定められており、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている。また、第2次一括法により平成24年4月から地域類型の指定は市長権限となったことから、本市では奈良県告示第486号に準じ、市街化調整区域を除く全地域を騒音に係る環境基準を当てはめる地域とした。

図表 78 騒音に係る環境基準の地域類型の指定(平成24年生駒市告示第60号)

地域の種類	該 当 地 域
A	生駒市の区域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	生駒市の区域で、同法第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	生駒市の区域で、同法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

図表 79 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の区分			基準値（デシベル）	
			昼 間	夜 間
			午前 6 時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前 6 時まで
一般地域（「道路に面する地域」に該当するものを除く。）		A	5 5 以下	4 5 以下
		B		
		C	6 0 以下	5 0 以下
道 路 に 面 する 地 域	2 車線以上の道路に面する地域	A	6 0 以下	5 5 以下
		B	6 5 以下	6 0 以下
	車線を有する道路に面する地域	C		
特 例	幹線交通を担う道路に近接する空間		7 0 以下	6 5 以下
備 考				
(1) Aを当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域とする。 Bを当てはめる地域：主として住居の用に供される地域とする。 Cを当てはめる地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。				
(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間（地域）は、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mの地域				
(3) 特例の場合、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。				

② 騒音調査(一般地域)

本市では、平成11年4月に施行された騒音に係る環境基準(環境庁告示第64号)により騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成12年4月、環境省)に基づき、一般地域14地点で環境基準の適合状況を調査した。

図表80 騒音調査地点(一般地域)と地域区分

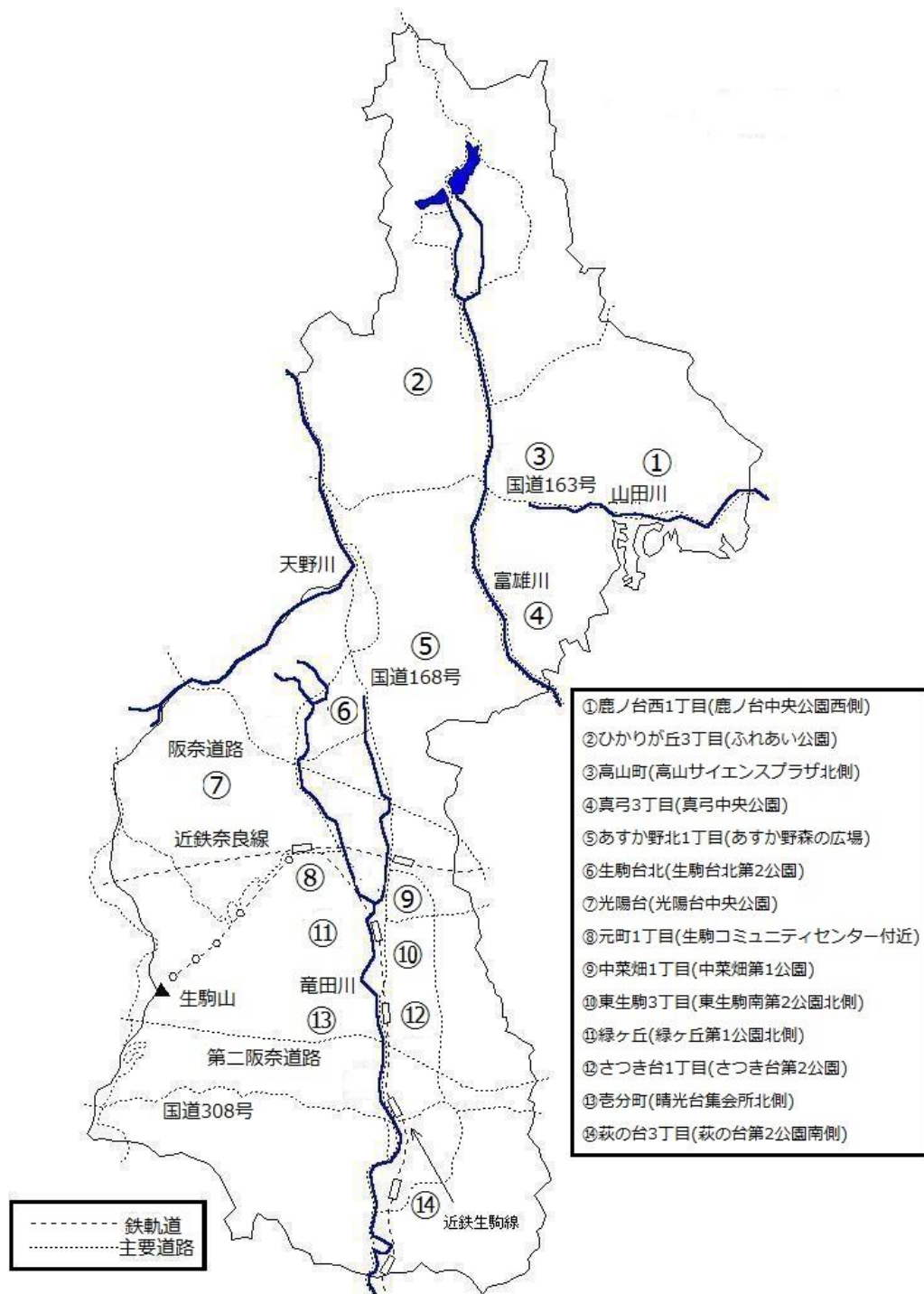
No.	調査地点		用途地域	地域類型
1	鹿ノ台西1丁目	鹿ノ台中央公園西側	第1種低層住居専用地域	A
2	ひかりが丘3丁目	ふれあい公園	第1種住居地域	B
3	高山町	高山サイエンスプラザ北側	準工業地域	C
4	真弓3丁目	真弓中央公園	第1種低層住居専用地域	A
5	あすか野北1丁目	あすか野森の広場	第1種低層住居専用地域	A
6	生駒台北	生駒台北第2公園	第1種低層住居専用地域	A
7	光陽台	光陽台中央公園	第1種低層住居専用地域	A
8	元町1丁目	生駒コミュニティセンター付近	商業地域	C
9	中菜畑1丁目	中菜畑第1公園	第1種住居地域	B
10	東生駒3丁目	東生駒南第2公園北側	第1種低層住居専用地域	A
11	緑ヶ丘	緑ヶ丘第一公園北側	第1種低層住居専用地域	A
12	さつき台1丁目	さつき台第2公園	第1種低層住居専用地域	A
13	壱分町	晴光台集会所北側	第1種住居地域	B
14	萩の台3丁目	萩の台第2公園南側	第1種低層住居専用地域	A

一般地域の騒音調査結果は、令和5年度の全ての調査地点において環境基準を達成し良好な環境が保たれている。

図表81 騒音調査結果(一般地域)

等価騒音レベル(L_{Aeq})(*)		(デシベル)											
No.	調査地点	令和元		2		3		4		5		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	鹿ノ台西1丁目	47	32	47	34	44	31	45	27	48	35	55	45
2	ひかりが丘3丁目	44	32	46	38	49	37	44	30	46	35	55	45
3	高山町	45	38	46	41	44	37	46	38	51	38	60	50
4	真弓3丁目	44	32	40	35	40	29	44	32	41	31	55	45
5	あすか野北1丁目	43	33	45	33	42	32	44	33	45	33	55	45
6	生駒台北	44	35	38	36	38	34	44	32	46	35	55	45
7	光陽台	44	38	43	35	45	33	38	28	45	28	55	45
8	元町1丁目	45	40	45	38	53	41	51	44	50	41	60	50
9	中菜畑1丁目	47	36	44	35	50	45	43	37	46	39	55	45
10	東生駒3丁目	46	34	42	30	45	34	42	32	43	33	55	45
11	緑ヶ丘	42	33	39	32	43	34	38	29	40	28	55	45
12	さつき台1丁目	43	33	43	37	47	35	43	31	47	31	55	45
13	壱分町	48	38	44	36	44	39	43	38	45	41	55	45
14	萩の台3丁目	50	37	45	35	46	37	43	34	46	35	55	45

図表 82 騒音調査地点(一般地域)



③ 騒音調査(道路に面する地域)

本市では自動車騒音の実態を把握するため、道路に面する地域 13 地点で騒音調査を行った。このうち交通量の多い幹線道路を担う道路の 6 地点を代表調査地点として 24 時間連続で測定し、その他の調査地点 7 地点は昼間(6 時～22 時)4 時間、夜間(22 時～6 時)2 時間の測定を実施した。

図表 83 騒音調査地点(道路に面する地域)と地域区分

No.	調査地点		用途地域	騒音に係る地域の区分
1	国道163号	北田原町東交差点西側	準工業地域	特例
2	市道押熊真弓線	北大和5丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
3	市道真弓芝線	北大和1丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
4	市道奈良阪南田原線	白庭台2丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
5	市道奈良阪南田原線	真弓3丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
6	市道西村線	あすか野北2丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
7	市道俵口上線	バス停生駒台東口東側	第1種低層住居専用地域	a-2車線
8	県道奈良生駒線	マンションエルンストン生駒前	第1種住居地域	特例
9	市道大谷線	東生駒北第1公園北側	第1種中高層住居専用地域	a-2車線
10	国道168号バイパス	中菜畑2丁目	第1種住居地域	特例
11	県道大阪枚岡奈良線	木幸スポーツ生駒前	第1種住居地域	特例
12	市道菜畑壺分線	さつき台南集会所前	第1種低層住居専用地域	a-2車線
13	市道壺分乙田線	萩の台駐在所付近	第1種低層住居専用地域	a-2車線

(注)地点No.網掛けは、代表調査地点

騒音調査結果から令和5年度は、道路に面する地域の環境基準と比較すると、昼間の時間区分で11地点、夜間の時間区分で8地点が環境基準値を超過した。

図表 84 騒音調査結果(道路に面する地域)

等価騒音レベル(L_{Aeq})

(デシベル)

No.	調査地点	令和元		2		3		4		5		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道163号	69	66	70	66	71	67	71	68	74	69	70	65
2	市道押熊真弓線	64	56	65	55	65	57	66	58	66	54	60	55
3	市道真弓芝線	66	57	65	60	65	59	65	63	65	55	60	55
4	市道奈良阪南田原線	69	62	69	64	69	62	64	59	65	55	60	55
5	市道奈良阪南田原線	66	62	66	60	67	62	67	60	67	62	60	55
6	市道西村線	66	60	67	56	67	57	66	57	65	56	60	55
7	市道俵口上線	65	57	64	55	64	56	64	53	65	56	60	55
8	県道奈良生駒線	74	70	74	69	75	69	74	68	74	68	70	65
9	市道大谷線	66	60	66	59	66	58	66	60	67	60	60	55
10	国道168号(壺分バイパス)	68	62	69	60	69	62	70	62	69	62	70	65
11	県道大阪枚岡奈良線	65	62	66	60	67	60	67	61	67	61	70	65
12	市道菜畑壺分線	67	59	66	59	66	58	65	58	66	58	60	55
13	市道壺分乙田線	66	59	63	53	66	58	65	53	65	58	60	55

(注)地点No.網掛けは、代表調査地点

図表 85 騒音調査地点(道路に面する地域)



④ 自動車騒音常時監視(面的評価(*))

平成24年4月の第2次一括法の成立により、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の常時監視に係る事務が市に委譲されたことから、環境省 水・大気環境局自動車環境対策課配布による面的評価支援システムを使用し「自動車騒音常時監視マニュアルについて」及び「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」に基づき、令和5年度は、一般国道163号線、一般国道168号線、一般国道308号線の合計延長11.7kmで面的評価を実施した。

図表 86 自動車騒音面的評価・評価対象区間

センサス番号	評価区間(起点・終点)	区間延長(km)
10600	始点:一般国道163号(鹿ノ台交差点) 終点:一般国道163号(府県境)	0.3km
11110	始点:一般国道168号(東生駒1丁目交差点) 終点:一般国道168号(南田原町交差点)	2.7km
11120	始点:一般国道168号(南田原町交差点) 終点:一般国道168号(府県境)	3.8km
11480	始点:一般国道308号(府県境) 終点:一般国道308号(小瀬ランプ)	3.9km
11490	始点:一般国道308号(小瀬ランプ) 終点:一般国道308号(市境)	1km

令和5年度は、すべての住居等(道路端から50メートルの区間内の住居等)における環境基準の達成率は91.7%であった。昼夜間どちらか環境基準以下、昼夜間とも環境基準値を超過した戸数はそれぞれ、4戸(0.3%)、115戸(8.0%)だった。

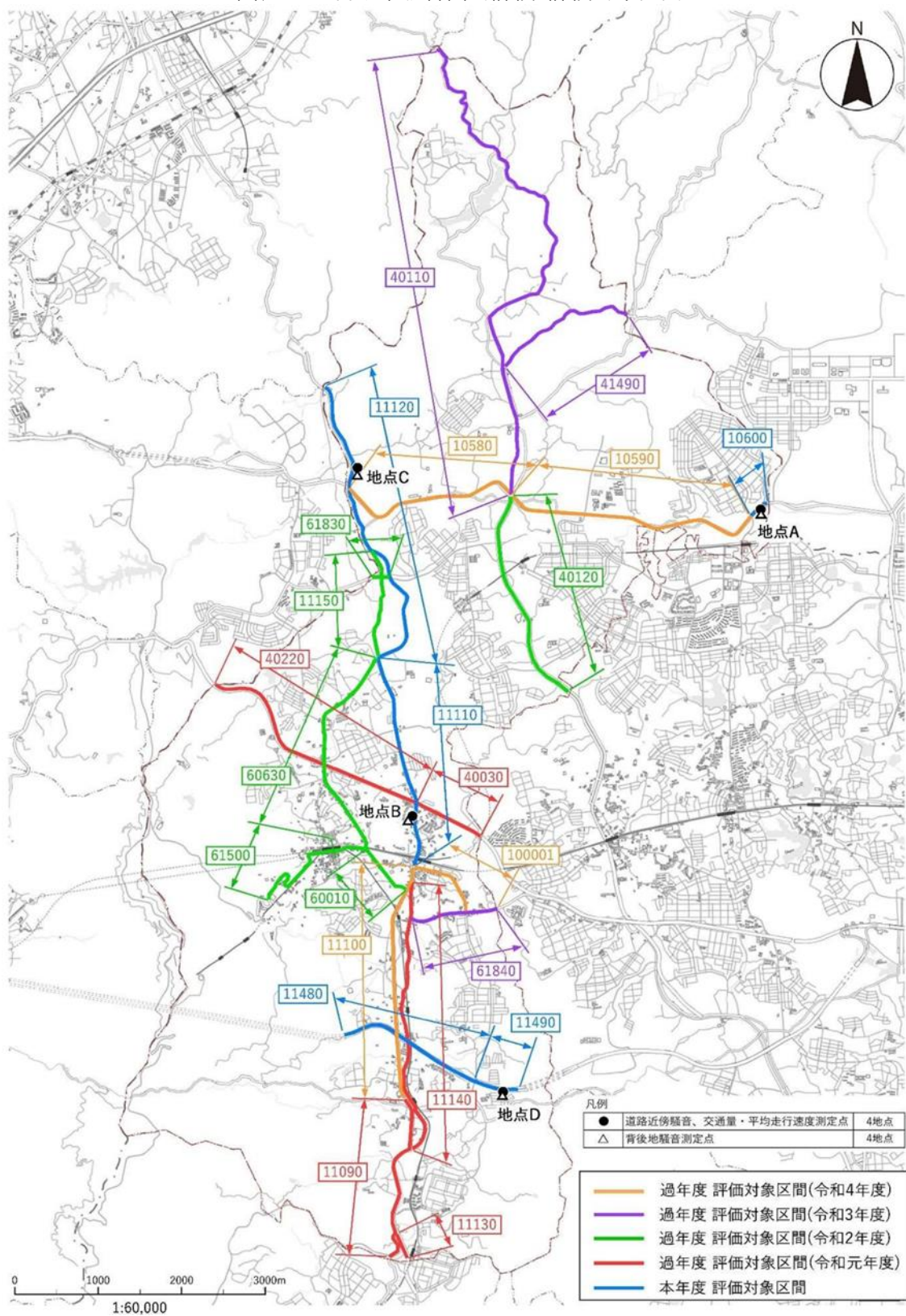
図表 87 自動車騒音面的評価結果

(上段:戸数 下段:%)

路線名 (センサス番号)	評価対象住居等戸数(※)	昼夜間とも環境基準以下	昼夜間どちらか環境基準以下	昼夜間とも環境基準値超過
一般国道163号線 (10600)	15	11	4	0
		73.3%	26.7%	0.0%
一般国道168号線 (11110)	872	872	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%
一般国道168号線 (11120)	43	43	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%
一般国道308号線 (11480)	421	306	0	115
		72.7%	0.0%	27.3%
一般国道308号線 (11490)	80	80	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%
全地域5区間	1,431	1,312	4	115
		91.7%	0.3%	8.0%

(※)住宅等戸数は、道路沿道の境界50mの範囲にある住宅等の戸数を表す。

図表 88 自動車騒音面の評価・評価対象区間



⑤ 自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度(*)

要請限度とは、騒音規制法第17条第1項に基づくもので、市長が指定地域内における自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認め、県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際、または、道路管理者等に道路構造の改善等の意見を述べる際の環境省令で定めた基準である。

また、道路交通振動に関しては振動規制法施行規則第12条に基づき基準が定められている。

図表 89 自動車騒音に係る要請限度

(デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(注1) 要請限度の評価は原則として等価騒音レベルによることとされている。

(注2) 区域の区分は次のとおりである。

a区域 専ら住居の用に供される区域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区(第三種区域に該当する区域を除く。))並びに歴史的風土保存区域

b区域 主として住居の用に供される区域(第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域(これらの区域のうち第一種区域に該当する区域を除く。))及びその他の区域

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)

(注3) 区域の区分の特例として、国道、県道及び4車線以上を有する市道に面する区域の要請限については、上記の規定にかかわらず、昼間75デシベル、夜間70デシベルとなっている。

図表90 道路交通振動に係る要請限度

(デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日午前8時まで
第一種区域	65	60
第二種区域	70	65

(注1) 要請限度の評価は原則としてL10値によることとされている。

(注2) 振動の要請限度に係る区域の区分は次のとおりである。

第一種区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域

第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注3) 道路交通振動の限度を定める区域及び時間の区分(平成24年生駒市告示第68号)

⑥ 道路交通振動調査結果

本市では騒音の代表調査地点 6 地点で測定を行っており、昼間、夜間の時間区分において全ての地点で要請限度を大幅に下回った。

図表 91 道路交通振動調査地点と地域区分

No.	調査地点		用途地域	振動に係る 区域の区分
1	国道163号	北田原町東交差点の西側	準工業地域	第二種
8	県道奈良生駒線	マンションエルンストン生駒前	第1種住居地域	第一種
9	市道大谷線	東生駒1丁目（東生駒北第一公園）	第1種中高層住居専用地域	第一種
10	国道168号バイパス	壱分町	第1種住居地域	第一種
11	県道大阪枚岡奈良線	社会保険健康センター前	第1種住居地域	第一種
12	市道菜畑壱分線	さつき台南集会所前	第1種低層住居専用地域	第一種

図表 92 道路交通振動の測定値

(デシベル)

No.	調査地点	令和元		2		3		4		5		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道163号	47	40	48	41	48	43	49	45	43	39	70	65
8	県道奈良生駒線	43	37	41	35	37	31	35	29	42	35	65	60
9	市道大谷線	40	33	39	30	40	30	43	33	43	32	65	60
10	国道168号(壱分バイパス)	39	33	38	31	40	32	42	33	41	33	65	60
11	県道大阪枚岡奈良線	34	30未満	34	30未満	35	28	35	27	34	28	65	60
12	市道菜畑壱分線	30未満	30未満	30未満	30未満	29	22	28	21	30	22	65	60

(2) 特定工場等・特定建設作業

工場、建設工事などのうち、加工、破碎作業などに伴う騒音・振動公害を発生させるものについて、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設・特定建設作業の届出が義務付けられている。本市では、これらの届出について十分審査し、防音・防振対策など公害発生を未然に防止するための指導を行っている。

① 特定工場等・特定建設作業に係る騒音・振動規制基準

特定工場等及び特定建設作業については、以下のような規制基準が設けられており、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準としてこれらを遵守するものとされている。

図表 93 特定工場等から発生する騒音に係る規制基準(平成 24 年生駒市告示第 62 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から 午前8時まで、 午後6時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日午前6時 まで)
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区(第三種区域に該当する区域を除く。)	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域(これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。)及びその他の区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
備 考 (1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び風致地区は、都市計画法(平成43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。 (2)その他の区域は、(1)に規定する地区、地域及び区域以外の地域をいう。 (3)デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。			

別表 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の規制基準値から5デシベルを減じた値とする。

1学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

2児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所

3医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

4図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

5老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

6就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準より抜粋

図表 94 特定工場等から発生する振動に係る規制基準(平成 24 年生駒市告示第 66 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から 午前8時まで、 午後6時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日午前6時 まで)
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層 住居専用地域、第一種中高層住居専用地 域、第二種中高層住居専用地域及び風致 地区(第三種区域に該当する区域を除く。)	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住 居地域(これらの地域のうち第一種区域に 該当する区域を除く。)及びその他の区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
備 考 (1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣 商業地域、商業地域、準工業地域及び風致地区は、都市計画法(平成43年法律第100 号)第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。 (2)その他の区域は、(1)に規定する地区、地域及び区域以外の地域をいう。 (3)デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量 単位をいう。			

別表 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の規
制基準値から5デシベルを減じた値とする。

1学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

2児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所

3医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診
療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

4図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

5老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

6就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77
号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

図表 95 特定建設作業に係る規制(平成 24 年生駒市告示第 63 号、第 67 号)

規制基準	区域の区分	騒音規制法関係	振動規制法関係
基準値	一・二の区域	85デシベル	75デシベル
作業禁止時間	一の区域	午後7時～午前7時	
	二の区域	午後10時～午前6時	
最大作業時間	一の区域	10時間／日を超えないこと	
	二の区域	14時間／日を超えないこと	
最大作業日数	一・二の区域	連続6日	
作業禁止日	一・二の区域	日曜日及び休日	

(注1)区域の区分

一の区域:(騒音)図表105の第一種区域、第二種区域、第三種区域、
図表105の(別表)に掲げる施設の敷地の周囲80m以内の区域(振動)図表106の第一種区域、第二種区域のうち近隣商業地域、
商業地域及び準工業地域

二の区域:指定区域のうち一の区域以外の区域

(注2)騒音の大きさは特定建設作業の場所の敷地境界線上の値とする。

(注3)基準には災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要が
ある場合などには適用除外が設けられている。(注4)騒音及び振動の測定値は、その騒音振動の発生時における騒音・振動計の
指示値の変動特性に応じて、決定される。

② 騒音に係る特定施設・特定建設作業届出状況

○騒音に係る特定施設の届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は以下のとおりである。令和5年度末現在の届出工場等実数は100カ所、届出施設数は920施設となっている。全体では空気圧縮機等の届出が最も多く、工場等実数60カ所、施設数 483施設にのぼっている。次いで、金属加工機械の届出が多く、この 2 機種がほとんどを占めている。

図表 96 騒音に係る特定施設設置届出受理数(令和5年度)及び特定施設数

施設の種類の種類	設置届出		使用全廃届出		数変更届出		工場等実数	施設数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1 金属加工機械	1	7					21	361
2 空気圧縮機等	1	5					60	483
3 土石用破碎機等							4	15
4 織機							0	0
5 建設用資材製造機械							3	4
6 穀物用製粉機							0	0
7 木材加工機							0	0
8 抄紙機							0	0
9 印刷機械							5	16
10 合成樹脂用射出成形機							7	41
11 鋳造型機							0	0
施設数の合計		12		0		0		920
工場等実数の合計	2		0		0		100	

○騒音に係る特定建設作業の届出状況

特定建設作業の令和5年度の届出件数は78件で、さく岩機を使用する作業が59件と大部分を占めている。

図表 97 騒音に係る特定建設作業届出受理数(令和5年度)

(件)

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	7
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	59
4 空気圧縮機を使用する作業	4
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
6 バックホウを使用する作業	7
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0
合 計	78

③ 振動に係る特定施設・特定建設作業届出状況

○振動に係る特定施設の届出状況

振動規制法に基づく特定施設の届出状況は以下のとおりである。令和5年度末現在の届出工場等実数は81ヶ所、届出施設数は671施設となっている。全体では、工場等実数では圧縮機の届出が最も多く44ヶ所、次いで金属加工機械の18ヶ所とこの2機種が大半を占めているが、施設数では圧縮機の届出数の254施設よりも、金属加工機械の345施設が上回っている。

図表 98 振動に係る特定施設設置届出受理数(令和5年度)及び特定施設数

施設の種類	設 置 届 出		使用全廃届出		数 変 更 届 出		工場等 実 数	施設数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1 金 属 加 工 機 械	1	4					18	345
2 圧 縮 機							44	254
3 土 石 用 破 砕 機 等							6	13
4 織 機							0	0
5 コンクリートブロックマシン等							1	1
6 木 材 加 工 機							0	0
7 印 刷 機 械							5	11
8 ロ ー ル 機							0	0
9 合成樹脂用射出成形機							7	47
10 鋳 型 造 型 機							0	0
施設数の合計		4		0		0		671
工場等実数の合計	1		0		0		81	

○振動に係る特定建設作業の届出状況

特定建設作業の令和5年度の届出件数は38件で、ブレーカーを使用する作業が大半を占めている。

図表 99 振動に係る特定建設作業届出受理数(令和5年度)

(件)

作業の種類	届出件数
1 くい打機を使用する作業	7
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	0
4 ブレーカーを使用する作業	31
合 計	38

(3)その他の騒音規制

騒音に係るその他の規則については、奈良県生活環境保全条例により拡声機使用及び深夜騒音に関する規制が設けられており、生駒市においてもこれらに基づき、公害を防止し、生活環境を保全するための各種指導を行っている。

図表 100 拡声機の使用の制限

使用制限区域		使用可能時間
航空機を使用しない場合	1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、風致地区（近隣商業地域及び商業地域に該当する区域を除く）及び歴史的風土保存区域 2 前項以外の区域内に所在する（別表）に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内	午前10時～午後4時（ただし、祭礼、盆踊り等慣習的行事の際は午前8時～午後10時）
航空機を使用する場合	全区域	午前10時～正午

（別表）

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

図表 100 深夜騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	許容限度（デジベル）	
		午後10時～午前6時	午前6時～午前8時
第一種区域		40	45
第二種区域		45	50
第三種区域		50	60

（注1）祭礼、盆踊り等慣習的行事はこの限りでない。

測定場所は敷地境界線上での値とする。

（注2）第一種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び風致地区

（第三種区域に該当する区域を除く。）並びに歴史的風土保存区域

第二種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）及びその他の区域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

4 苦情受理件数

令和5年度の苦情受理件数は、令和4年度より2件少ない10件で、苦情内容を種類別で見ると典型 7 公害のうち水質汚濁が6件と最も多く、騒音が4件であった。

図表 101 種類別公害苦情受理件数
(上段:件数、下段:構成比)

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合計
令和元	0	5	0	7	0	0	0	12
	0%	42%	0%	58%	0%	0%	0%	
2	2	6	0	4	0	0	1	13
	15%	46%	0%	31%	0%	0%	8%	
3	5	2	0	2	0	0	2	11
	45%	18%	0%	18%	0%	0%	18%	
4	3	5	0	4	0	0	0	12
	25%	42%	0%	33%	0%	0%	0%	
5	0	6	0	4	0	0	0	10
	0%	60%	0%	40%	0%	0%	0%	

5 有害化学物質等対策

(1) 有害大気汚染物質(*)

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの(大気汚染防止法第2条第9項)をいう。そのうち、人の健康に係る被害を防止するため、その排出または飛散を抑制しなければならないものとして、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が指定された(指定物質)。そして、排出施設の種類ごとに排出または飛散の抑制に関する基準(指定物質排出抑制基準)が定められ、平成13年4月から新たにジクロロメタンが追加された。また、この指定4物質について大気の汚染に係る環境基準(*)も定められている。

本市では、有害大気汚染物質の現況を把握するため、平成10年度から市役所で測定を行っている。令和5年度の測定結果については、どの有害大気汚染物質も環境基準を達成した。

図表 102 有害大気汚染物質濃度測定値

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定項目 \ 年度	令和元		2		3		4		5		環境基準
	5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	11月	
ベンゼン	0.7	0.5	0.3	1.1	0.70	0.80	0.54	0.80	0.50	0.52	3
トリクロロエチレン	0.63	0.074	0.2	1.7	0.37	0.20	0.28	0.64	0.026	0.072	130
テトラクロロエチレン	0.2	0.1未満	0.1未満	0.6	0.095	0.092	0.140	0.200	0.015未満	0.025	200
ジクロロメタン	2.6	0.4	0.9	3.6	2.2	1.0	1.8	2.4	0.52	0.74	150

※平成30年11月 トリクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準改定($200\mu\text{g}/\text{m}^3 \rightarrow 130\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定)

(2) ダイオキシン類(*)

ダイオキシン類は、塩素を含む物質が燃焼するときなどに副産物として生成され、プラスチックなどを含んだごみの焼却過程や、金属の精錬工程、紙の塩素漂白工程など、さまざまな場面で発生するが、現在の主な発生源はごみの焼却によるものとされている。このダイオキシン類は、生物に対する強い急性毒性を持つほか、発ガン性や胎児の奇形を誘発する作用、体内のホルモンと似た働きをして生殖や免疫などの内分泌を攪乱する作用(いわゆる環境ホルモン(*))など、生物にさまざまな害を及ぼすといわれている。

平成12年1月15日、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類としてポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質を定義するとともに、ダイオキシン類による環境汚染の防止や除去等を図るための施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定められた。さらに平成14年度には河川底質の環境基準が定められ、ダイオキシン類に係る環境基準は大気: $0.6\text{pg}(\text{*})\text{-TEQ}/\text{m}^3$ 以下、水質: $1\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 以下、水底の底質: $150\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下、土壌: $1,000\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下と設定された。

本市では、法に基づく構造基準を満たさない焼却炉の使用禁止を強く指導し、ダイオキシンの発生抑制に努めた。

(注) ダイオキシン類3物質には多くの種類があり、毒性の強さも異なることから、全体の毒性を評価するため、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、足し合わせた値として、毒性等量(TEQ)という単位が用いられている。

① 大気

本市では、地域の状況をより詳細に把握するため、県が生駒市消防本部で実施する日程に合わせて、北地区ではひかりが丘配水場及び南地区では消防南分署での測定を年2回実施している。各年度とも環境基準を達成した。

図表 103 大気中のダイオキシン類濃度測定値

		(pg-TEQ/m ³)					環境基準
測定地点	年度	令和元	2	3	4	5	
北地区	ひかりが丘配水場	0.008	0.018	0.028	0.008	0.009	0.6
中地区	生駒市消防本部(県測定数値)	0.009	0.030	0.022	0.009		
南地区	消防南分署	0.009	0.017	0.008	0.009	0.019	
平均値		0.009	0.022	0.019	0.008		—

※測定結果は2回／年測定結果の平均値である。

② 排ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、ダイオキシン類に係る指定物質の排出基準が定められたことにより、生駒市清掃センターでは平成14年12月から排ガスに係るダイオキシン類の排出基準値が $\ln g(*)$ -TEQ/m³N以下になることを受け、平成13年1月から平成14年3月にかけて施設整備工事を行った。

生駒市清掃センターの焼却炉(1系及び2系の2炉)については、排ガス中のダイオキシン類濃度について各炉年2回測定しているが、令和5年度の結果は0.0019～0.0079ng-TEQ/m³Nと、新設施設の基準値(0.1 ng-TEQ/m³N以下)と比べても良好な値であり、引き続き適正な施設の維持管理を行った。

また、平成12年3月に厚生労働省より「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が出されたことから、生駒市営火葬場では平成12年度から排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行っており、令和4年度の結果は1.1ng-TEQ/m³Nと、指針値5ng-TEQ/m³Nを下回っており、引き続き適正な施設の維持管理を行った。

図表 104 生駒市清掃センターの排ガス中のダイオキシン類濃度測定値

		(ng-TEQ/m ³ N)									
年度	測定地点	令和元		2		3		4		5	
1系		6月	10月	7月	1月	8月	10月	6月	10月	7月	
		0.0095	0.0046	0.018	0.020	0.0031	0.0012	0.0019	0.0047	0.0079	
2系		8月	1月	5月	10月	5月	1月	9月	1月	6月	10月
		0.0078	0.0043	0.0046	0.0049	0.0054	0.0017	0.0013	0.0028	0.0019	0.0055

図表 105 市営火葬場の排ガス中のダイオキシン類濃度測定値

		(ng-TEQ/m ³ N)				
年度	測定地点	令和元	2	3	4	5
	市営火葬場排ガス	0.072	0.11	1.2	1.1	0.12
						指針値
						5

③ 河川水質・底質

本市では、河川水質におけるダイオキシン類の状況を把握するため、河川水及び河川底質のダイオキシン類濃度の測定を実施し、監視体制の充実に努めている。

令和5年度の水質中及び底質中のダイオキシン類濃度については、5河川とも環境基準値以下で良好であった。

図表 106 河川水質・底質のダイオキシン類濃度測定値
(水質:pg-TEQ/L、底質:pg-TEQ/g)

年度 測定地点		令和元	2	3	4	5	環境基準
竜田川市境	水質	0.13	0.10	0.086	0.120	0.100	1.0
	底質	0.20	0.27	0.27	0.76	0.61	150
富雄川市境	水質	0.47	0.06	0.076	0.082	0.13	1.0
	底質	0.20	0.27	1.10	0.34	0.27	150
天野川市境	水質	0.120	0.070	0.072	0.081	0.093	1.0
山田川市境	水質	0.071	0.049	0.076	0.059	0.079	1.0
穴虫川	水質	0.068	0.053	0.062	0.079	0.083	1.0
平均(水質)		0.17	0.07	0.07	0.09	0.09	—

(3) アスベスト(*)

全国的にアスベスト(石綿)が原因と見られる健康被害が問題となっていることを受け、生駒市では、アスベスト問題について、情報の一元化及び対応策の相互連携・協力を図ることを目的に、平成 17 年 8 月 31 日に「生駒市アスベスト対策会議」を設置した。

アスベスト使用実態調査の結果と対策

石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)第 2 条第 1 項に定める 6 種類のうち、国内市場で使用されているアスベストが 3 種類(クリソタイル、アモサイト、クロシドライト)であるとされていたことから、建材製品中の石綿含有率の分析方法としては、この 3 種類が日本工業規格(JIS A 1481)に示されており、これに即して対策を講じてきた。

しかし、平成 20 年 1 月 5 日の読売新聞の報道等で、これまで国内では使用実績がないとされてきたアスベストの一種であるトレモライトが国内で検出されたことを受け、6 種類すべてを対象に再調査を行うよう総務省より勧告がなされた。未調査となっている 3 物質(トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト)の含有率の調査については、調査方法が平成 20 年 6 月 20 日付けで正式に JIS 規格化されたことに伴い、本市が所有する公共施設 28 施設 45 ヶ所の調査を実施した。結果、いずれの施設も含有は認められなかった。

(4) 土壌汚染対策

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

生駒市では、過去に土砂採取跡地に有害な廃棄物の埋立てが原因と思われる地下水の汚染問題が発生した事例があるが、現行の法令には埋立て等の規制を主目的としたものがないことに加え、奈良県には、県下全体を対象とした土砂等の埋立てを規制する条例等が整備されていない状況下にある。

そこで、埋め立て等について必要な規制を行うことにより、良好な生活環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散または流出による災害の発生を防止することを目的として、平成 28 年 10 月 1 日に条例を施行した。

なお、埋立て等が以下のいずれかに該当する場合は市長の許可が必要となる。

- ・ 事業区域の面積が 500 m²以上の埋立て等
- ・ 事業区域が 500 m²未満であるもののうち、その事業区域と一団と認められる区域で、3 年以内に埋立て等が行われ、面積の合計が 500 m²以上となるもの
- ・ 埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離が 1m 以上となり、かつ、土砂等の量が 500 m³以上となるもの

第4章 資料編

1 用語の解説

《あ》

アスベスト

天然の鉱物であり、高い抗張力と柔軟性を持つ繊維状集合をなすものの総称である。不燃性、絶縁性、耐摩耗性、耐薬品性等に優れ、安価であるため、主に建築用材料として利用されてきたが、非常に細かい繊維のため、吸引すると気管支や肺の一番奥の細胞まで入り込み、ガンを引き起こす可能性を持つ発ガン性物質。

《う》

雨水イオン分析

雨に含まれるイオン成分を分析することで、その成分が、海水に由来するものか、鉱物に由来するものか、あるいは大気汚染物質に由来するものかを判断する目安になるとともに、土壌・水域への影響を判断する指標となる。

雨水を酸性化する原因物質には、硫黄酸化物に起因する硫酸イオンと、自動車排ガス等に含まれる窒素酸化物が主な原因である硝酸イオンがある。逆にアンモニウムイオン(大気中のアンモニアガスによるものの他、人間活動により発生する)やカルシウムイオン(海塩粒子や土壌(黄砂)やコンクリート、道路粉塵等が原因となる)は酸性雨を中和させる物質である。

うちエコ診断

環境省のガイドラインに基づき、「うちエコ診断士」が環境省の「うちエコ診断ソフト」を用いて、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していく制度。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヶ所当たり面積15～75haを標準として配置する。

《お》

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど、地表から放出される赤外線エネルギーを吸収し、熱の放散を妨げ、熱を閉じこめる性質を持つ気体の総称。

《か》

街区公園

主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。面積0.25haを標準として250m以内の距離で行けるように配置する。

化学的酸素要求量(COD)

試料に酸化剤を加えて一定の条件下(100℃、30 分間)で反応させ、そのとき消費した酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。水質汚濁の指標の 1 つとなっており、この値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きいことになる。

河川処理率

1 日あたりの河川水量において、浄化施設内で 1 日に処理される量を率で表したもの。

環境基準

国が定めている、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

環境マネジメントシステム

企業などの事業活動において、原料調達や製造過程、製品の廃棄などによって何らかの環境に負荷を与えていることを認識し、これらの負荷を最低限に抑えるためのシステム。組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案(Plan)、実行(Do)、点検(Check)を行い、見直す(Action)という一連の行為により、継続的に環境負荷低減を実施する仕組み。

環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行う教育活動。

環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱化学物質」の俗称。微量の摂取で成長や生殖に関わるホルモンの正常な作用を阻害するといわれているが、研究が行われてまだ日が浅く、未解明な部分も多い。

官能試験法

悪臭の測定のひとつで、試薬等を使用せず味覚・嗅覚等人間の感覚に基づいた試験法。臭気については分析機器より人間の嗅覚のほうが複合臭気での判定となることから、より現実性のある判定となる。

《き》

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。

近郊緑地

近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているもの。

近隣公園

主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。面積 2ha を標準として 500m以内の距離で行けるように配置する。

《け》

健康保護項目

公共用水域の水質汚濁に関する水質環境基準のうち、人体に有害な物質などを規制し、人の健康を保護するための基準。有害物質 27 項目について、全水域一律の基準が設定されている。

《こ》

光化学オキシダント

自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物と炭化水素の光化学反応で生成する大気汚染物質の総称で、OX とも略記される。代表的なものとしては、オゾンやPAN等の過酸化物などがある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路など、公共の用に供される水域と水路の総称。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。

《さ》

酸性雨

空気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物が化学反応により酸性粒子・ガス化し、それらを取り込んだ雨や霧が強い酸性を示す現象。森林における樹木の枯死や湖沼の水生生物の死滅など、環境にさまざまな影響を与える。

《し》

食のバリューチェーン

農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。

《す》

水素イオン濃度

pHで表す。pH=7で中性、pH<7で酸性、pH>7でアルカリ性。

水域類型

河川、湖沼、海域の各水域について、その利用目的などを踏まえて類型化したもの。水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境保全項目については、各水域について水域類型を指定し、その類型に対応する基準で規制される。

《せ》

生活環境保全に関する項目

公共用水域の水質汚濁に関する水質環境基準のうち、水質の劣化を防止し、良好な生活環境を保全するための基準で、生活環境項目ともいう。公共用水域をいくつかの類型に分け、pH、BODなど 9 項目について、類型ごとに基準が設定されている。

生物化学的酸素要求量(BOD)

河川の有機物による水質汚濁の指標の代表的なもの。水中の有機物が、好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される溶存酸素の量であり、数値が大きければ汚濁物質が多いことを意味する。

《そ》

総合公園

休息や観賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園で、10～50ha が標準的な規模である。

《た》

太陽光発電

太陽の光エネルギーを吸収して電気に変える太陽電池を使った発電方法。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流 100V に変えるインバーターで大枠が構成され、この他に電気の逆流を防ぎ、集電する接続箱、電力売買電メーターなどが加わる。

太陽電池

太陽の光が入射したときの日射量に応じて電気を起こす半導体で、PV (Photovoltaic) と呼ばれている。

太陽電池パネル

太陽電池として使用できる最小の単位(セル)をつなぎ合わせ、ガラスやプラスチックで保護して、設置しやすいしたもの。太陽電池モジュールとも呼ばれる。

ダイオキシン類

塩化ビニル等の塩素化合物が燃焼する過程で生成する物質の総称。微量で発ガン性等の人体に有害な毒性を持つ。

大腸菌数

人畜の排せつ物による水質汚濁の指標の一つ。試水中の大腸菌を寒天培地で培養して、発育したコロニー数を数えて算出したもの。

《ち》

地球環境問題

人間の活動範囲の拡大などに伴い発生してきた環境問題。地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、海洋汚染など、地球全体の環境に影響する問題をいう。

地球温暖化

人間のさまざまな活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、地球全体の気温上昇を引き起こす現象。地球規模の気候変動、極地の氷が溶けることによる海面上昇など、地球全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地区公園

徒歩圏内の住民を対象とした公園。面積 4ha を標準としてスポーツ施設や休養施設が設置され、1km 以内の距離で行けるように配置する。

《て》

デシベル(dB)

騒音・振動の単位。

《と》

等価騒音レベル(LAeq)

環境騒音や自動車交通騒音の評価方法として用いられ、一定時間内で変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。

透視度

水の透明度。数値が大きいほど透明度が高い。

都市緑地

都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地。面積 0.1ha 以上を標準としている。

《な》

75%値(75%水質値)

BOD(生物化学的酸素要求量)やCOD(化学的酸素要求量)などの水質環境基準における生活環境項目の適合性を判断する方法として、河川の低水量時を考慮し、年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示す数値。具体的には、年間の日間平均値のデータを小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)の値を75%値とする。

《に》

二酸化硫黄(SO₂)

硫黄酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、硫黄に酸素原子2つが結びついた構造を持つ(SO₂)。主に不純物として硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生する。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、窒素に酸素原子2つが結びついた構造を持つ(NO₂)。物の燃焼に伴い発生し、工場や火力発電、自動車、船舶、飛行機、家庭の暖房など発生源が非常に多岐にわたる。

《ね》

年間有収水量

1年間で料金徴収の対象となった水量。

《の》

農業用水項目

水稻の正常な生育のために望ましい、かんがい用水の水質指標となる項目。

《は》

配水量

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。

パワーコンディショナー(インバーター)

太陽電池で発電された直流電気を、電力会社と同じ交流電気に変え、家庭用電化製品に使えるようにする装置。インバーターとも呼ばれる。電力変換効率は、各メーカーとも 90～95%程度である。

《ひ》

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ 以下の微粒子のこと。発生源は、化石燃料の燃焼(ディーゼル排気粒子など)で発生する一次粒子や硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状大気汚染物質の大気中での化学反応により粒子化した二次粒子などがあり、環境基準を超えても直ちに健康に影響するわけではないが、高齢者や肺などに病気を持つ人への影響がある。

《ふ》

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。

浮遊物質(SS)

水中に浮遊する粒径 2mm 以下の小粒子状物体で、有機物、無機物を含む固形物の総称。水の濁りの原因になるもので懸濁物質ともいう。

風致地区

都市計画法に基づき、都市における良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために定める地区。

《め》

面的評価

幹線を担う道路(国道、県道、4車線以上の市道)に面する地域で住居等が存在する地域を対象に道路端から 50m の範囲内にある全ての住宅等について環境基準の達成する戸数及び割合を把握する方法。

《ゆ》

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因の一部とされるもの。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質を指す。

《よ》

溶存酸素量(DO)

水に溶けている酸素の量。

要請限度

騒音規制法及び振動規制法に基づく自動車の騒音・振動について改善を要請するための基準。要請限度を超えている場合、県公安委員会に交通規制などの措置(騒音・振動)、道路管理者に当該道路の振動防止のための舗装、維持、修繕などの措置(振動)を要請できる。

《り》

緑地

法律や条例などによる風致地区や保安林区域、近郊緑地保全区域、自然公園区域などの「地域制緑地」と、都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地である「施設緑地」を合わせたもの

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地。幅員 10～20mを標準として、公園・学校・ショッピングストアー・駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

《C》

CFU

コロニー形成単位(Colony Forming Unit)の略称で生菌数(生きている菌の数)を表す単位。

COP21(コップにじゅういち)

国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議の略称。2011 年のCOP17 で、20 年以降の新たな温暖化対策の国際枠組みをCOP21 で採択することを決めた。先進国だけに対策を義務づけてきた京都議定書に代わり、途上国を含むすべての国が参加する枠組みをめざす。

《H》

HEMS(ヘムス)

ホームエネルギー管理システム(Home Energy Management System)の略であり、エネルギー管理システム(EMS)とは電力使用量の可視化、節電のための機器制御、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池の制御などを自動で行うシステム。

《I》

ICT(アイシーティ)

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー(Information and Communication Technology)の略であり、情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT(Information Technology)」に代わる言葉として使われている。

《L》

LED

発光ダイオード(Light Emitting Diode)の略称で、順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。

《N》

ng

重さの単位。ナノグラム。1ng=10 億分の 1 グラム。

《P》

pg

重さの単位。ピコグラム。1pg=1兆分の 1 グラム。

PPA 事業スキーム(第三者所有モデル)

電気を使用する需要家が敷地・建物スペースを提供する代わりに、事業者の負担で発電設備の設置・維持管理を行い、長期にわたり電力供給を実施する発電設備の設置・運用方法。

ppm

割合の単位。百万分の 1。大気汚染物質の場合は 1ppm=1cm³/m³。

《V》

V2H(ビークル トゥ ホーム)システム

電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用する機能を有するシステムのこと。

2 令和5年度測定データ

(1) 大気質

① 雨水水素イオン濃度

(pH)

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
学研サイエンスプラザ	5.8	5.5	5.7	5.2	5.5	5.7	5.1	5.1
市役所	5.0	5.2	5.2	5.0	5.4	5.3	4.7	4.6
浄化センター	6.5	5.4	5.5	4.9	5.6	5.5	4.8	5.0
平均値	6.1	5.4	5.1	5.1	5.5	5.5	4.9	4.9

測定地点	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
学研サイエンスプラザ	5.0	4.6	4.8	5.1	5.7	5.8	4.6
市役所	5.1	4.5	4.9	5.2	5.3	5.4	4.5
浄化センター	5.1	4.6	4.8	5.0	6.1	6.5	4.6
平均値	5.1	4.6	4.8	5.1	5.5		

※平均値は降水量の重みをかけた加重平均値(1ヶ月間の降水を全て混合した場合の値)

② 二酸化硫黄(SO₂)

(SO₂ppm)

測定地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
北地区	学研サイエンスプラザ	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0028	0.0028	0.0029
中地区	生駒台小学校	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029
	消防本部	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0028	0.0030
	市役所	0.0030	0.0030	0.0029	0.0030	0.0029	0.0029	0.0029	0.0030
南地区	大瀬中学校	0.0029	0.0030	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0030
	有里第1公園	0.0029	0.0029	0.0028	0.0029	0.0029	0.0028	0.0028	0.0029
	生駒南小学校	0.0030	0.0030	0.0029	0.0030	0.0029	0.0029	0.0029	0.0030
平均値		0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0030

測定地点		12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
北地区	学研サイエンスプラザ	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0028
中地区	生駒台小学校	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029
	消防本部	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0030	0.0028
	市役所	0.0029	0.0030	0.0029	0.0029	0.0029	0.0030	0.0029
南地区	大瀬中学校	0.0030	0.0030	0.0030	0.0029	0.0029	0.0030	0.0029
	有里第1公園	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0028
	生駒南小学校	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0029
平均値		0.0029	0.0029	0.0029	0.0029	0.0029		

※測定はトリエタノールアミン円筒ろ紙法で得た値をSO₂値(ppm)に換算したものである。

③ 二酸化窒素(NO₂)

(NO₂ppm)

測定地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
北地区	土地改良区	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006
	学研サイエンスプラザ	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.007
	上町自治会館	0.008	0.006	0.007	0.007	0.005	0.006	0.006	0.008
中地区	生駒台小学校	0.008	0.007	0.007	0.007	0.005	0.007	0.006	0.008
	桜ヶ丘小学校	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.008
	消防本部	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.006	0.008
	市役所	0.007	0.006	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.008
南地区	生駒高校	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.007
	大瀬中学校	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.007
	有里第1公園	0.007	0.006	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.007
	生駒南小学校	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.007
	竜田川浄化センター	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.007
西地区	山麓公園	0.006	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006
	暗峠	0.006	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006
平均値		0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.007

測定地点		12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
北地区	土地改良区	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.005
	学研サイエンスプラザ	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.009	0.005
	上町自治会館	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.010	0.005
中地区	生駒台小学校	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.011	0.005
	桜ヶ丘小学校	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.011	0.005
	消防本部	0.011	0.011	0.011	0.009	0.008	0.011	0.006
	市役所	0.010	0.010	0.009	0.008	0.007	0.010	0.005
南地区	生駒高校	0.009	0.009	0.009	0.007	0.007	0.009	0.005
	大瀬中学校	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008	0.005
	有里第1公園	0.008	0.009	0.009	0.009	0.007	0.009	0.005
	生駒南小学校	0.009	0.009	0.009	0.009	0.007	0.009	0.005
	竜田川浄化センター	0.008	0.009	0.009	0.008	0.007	0.009	0.005
西地区	山麓公園	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007	0.004
	暗峠	0.007	0.007	0.006	0.005	0.006	0.007	0.004
平均値		0.009	0.009	0.008	0.008	0.007		

※測定はトリエタノールアミン円筒ろ紙法で得た値をNO₂値(ppm)に換算したものである。

(2) 河川水質

① 竜田川本流

地点	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
阪奈道路下	水素イオン濃度	pH 7.7	8.0	7.8	8.0	8.7	7.8	7.7	7.7
	BOD	mg/l 10	3.2	2.2	1.5	2.0	2.3	1.5	2.8
	浮遊物質(SS)	mg/l 2	2	2	1	1	2	<1	<1
	溶存酸素(DO)	mg/l 7.6	8.1	8.7	7.8	8.1	7.4	8.7	9.2
	大腸菌数	CFU/100ml -	1900	-	-	650	-	-	370
	流量	m³/s -	0.058	-	-	0.035	-	-	0.041
東生駒川合流前	水素イオン濃度	pH 7.9	8.0	7.9	8.7	9.2	8.2	8.1	8.2
	BOD	mg/l 5.2	3.5	2.3	1.2	1.7	1.4	1.6	2.1
	浮遊物質(SS)	mg/l 6	3	3	2	4	1	1	1
	溶存酸素(DO)	mg/l 9.2	9.5	8.9	10	11	8.1	9.9	11
	大腸菌数	CFU/100ml -	610	-	-	230	-	-	410
	流量	m³/s -	0.227	-	-	0.140	-	-	0.098
	全窒素	mg/l -	3.1	-	-	3.6	-	-	4.2
	全リン	mg/l -	0.34	-	-	0.59	-	-	0.48
	陰イオン界面活性剤	mg/l -	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01
大宮橋下	水素イオン濃度	pH 7.6	7.9	7.8	7.6	7.9	7.7	7.6	7.7
	BOD	mg/l 4.1	3.3	1.8	1.8	3.7	1.4	1.8	2.8
	浮遊物質(SS)	mg/l 3	3	4	1	5	2	1	1
	溶存酸素(DO)	mg/l 7.0	10	8.6	6.3	7.9	7.5	7.6	10
	大腸菌数	CFU/100ml -	920	-	-	5300	-	-	3500
	流量	m³/s -	0.282	-	-	0.143	-	-	0.217
市境	水素イオン濃度	pH 7.9	7.8	7.8	7.8	7.9	7.8	7.7	7.7
	BOD	mg/l 3.2	2.3	1.5	1.6	2.5	1.2	1.5	2.3
	浮遊物質(SS)	mg/l 6	8	3	3	5	3	2	2
	溶存酸素(DO)	mg/l 8.7	8.6	8.6	7.9	8.7	7.6	8.7	10
	大腸菌数	CFU/100ml -	700	-	-	470	-	-	840
	流量	m³/s -	0.466	-	-	0.239	-	-	0.289
	全窒素	mg/l -	2.5	-	-	2.1	-	-	2.8
	全リン	mg/l -	0.25	-	-	0.48	-	-	0.31
	陰イオン界面活性剤	mg/l -	0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01
	カドミウム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0003
	シアン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.1
	鉛	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.001
	六価クロム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.005
	砒素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.001
	総水銀	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.00005
	アルキル水銀	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0005
	PCB	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.002
	四塩化炭素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0006
	トリクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0002
	チウラム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0006
	シマジン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.0003
	チオベンカルブ	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.002
	ベンゼン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.001
	セレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.001
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	2.1
	フッ素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.08
	ホウ素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.06
	1,4-ジオキサン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	<0.005

注)生活環境の保全に関する環境基準は、竜田川全域＝C類型。

地点	測定項目	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
阪奈道路下	水素イオン濃度	pH	7.5	7.5	7.6	7.6	7.8	8.7	7.5	6.5～8.5
	BOD	mg/l	4.6	3.9	6.1	4.2	3.7	10	1.5	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	2	1	3	1.0	3.0	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.9	9.6	9.5	10	8.6	10	7.4	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	-	-	3500	-	1600	3500	370	-
	流量	m³/s	-	-	0.025	-	0.040	0.058	0.025	-
東生駒川合流前	水素イオン濃度	pH	7.9	7.7	7.9	7.8	8.1	9.2	7.7	6.5～8.5
	BOD	mg/l	3.7	3.6	4.1	3.1	2.8	5.2	1.2	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	3	3	3	2	2.7	6.0	1.0	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	11	12	12	12	10	12.0	8.1	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	-	-	2700	-	990	2700	230	-
	流量	m³/s	-	-	0.135	-	0.150	0.2	0.1	-
	全窒素	mg/l	-	-	5.5	-	4.1	5.5	3.1	-
	全リン	mg/l	-	-	0.52	-	0.5	0.6	0.3	-
陰イオン界面活性剤	mg/l	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	-	
大宮橋下	水素イオン濃度	pH	7.5	7.4	7.5	7.6	7.7	7.9	7.4	6.5～8.5
	BOD	mg/l	3.0	5.2	4.9	3.1	3.1	5.2	1.4	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	3	3	2	2.4	5.0	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.7	9.0	11	9.8	8.6	11.0	6.3	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	-	-	2200	-	2980	5300	920	-
	流量	m³/s	-	-	0.173	-	0.204	0.282	0.143	-
市境	水素イオン濃度	pH	7.8	7.7	7.6	7.7	7.8	7.9	7.6	6.5～8.5
	BOD	mg/l	3.0	4.6	4.3	2.1	2.5	4.6	1.2	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	4	14	4	3	4.8	14	2.0	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	11	12	12	11	9.6	12	7.6	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	-	-	1200	-	802.5	1200	470	-
	流量	m³/s	-	-	0.305	-	0.325	0.466	0.239	-
	全窒素	mg/l	-	-	3.6	-	2.8	3.6	2.1	-
	全リン	mg/l	-	-	0.32	-	0.34	0.48	0.25	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l	-	-	0.01	-	0.01	0.01	<0.01	-
	カドミウム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	シアン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	鉛	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.05以下
	砒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.03以下
	テトラクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.002以下
	チウラム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.006以下
	シマジン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下
ベンゼン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下	
セレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	10以下	
フッ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.8以下	
ホウ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	1以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.05以下	

注)生活環境の保全に関する環境基準は、竜田川全域=C類型。

注)BODの平均値欄は、75%値を示す

② 竜田川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
東生駒川	水素イオン濃度	pH	8.0	8.6	7.7	7.4	7.9	8.6	7.4	6.5～8.5
	BOD	mg/l	3.8	2.4	2.8	6.1	3.8	6.1	2.4	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	5	1	2	2	5	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	11	12.0	10	10	10.8	12.0	10.0	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	790	430	250	2000	870	2000	250	-
	流量	m³/s	0.045	0.047	0.050	0.029	0.043	0.050	0.029	-
	全窒素	mg/l	4.1	3.8	4.4	6.6	4.7	6.6	3.8	-
	全リン	mg/l	0.53	0.84	0.59	0.68	0.7	0.8	0.5	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-
薬師堂川	水素イオン濃度	pH	8.2	8.9	7.8	7.7	8.2	8.9	7.7	6.5～8.5
	BOD	mg/l	2.4	2.3	2.2	4.8	2.9	4.8	2.2	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	2	4	2	1	2	4	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.2	9.8	9.9	11	10	11	9.2	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	780	400	840	940	740	940	400	-
	流量	m³/s	0.024	0.018	0.023	0.011	0.019	0.024	0.011	-
モチ川	水素イオン濃度	pH	8.0	8.5	7.8	7.6	8.0	8.5	7.6	6.5～8.5
	BOD	mg/l	1.6	0.7	1.3	3.6	1.8	3.6	0.7	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	4	1	<1	2	2.3	4.0	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.6	10	10	11	9.9	11	8.6	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	1600	48	270	1100	750	1600	48	-
	流量	m³/s	0.014	0.042	0.012	0.013	0.020	0.042	0.012	-
北原川	水素イオン濃度	pH	7.8	8.6	7.8	7.4	7.9	8.6	7.4	6.5～8.5
	BOD	mg/l	2.1	1.4	1.8	2.9	2.1	2.9	1.4	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	2	2	<1	<1	1	2	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.7	8.3	9.7	10	9.2	10	8.3	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	710	150	100	890	460	890	100	-
	流量	m³/s	0.030	0.009	0.011	0.010	0.015	0.030	0.009	-
宝山寺川	水素イオン濃度	pH	8	8.1	8.1	7.9	8.0	8.1	7.9	6.5～8.5
	BOD	mg/l	2.0	0.7	1.9	3.1	1.9	3.1	0.7	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	3	2	1	2	2	3	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.5	7.8	9.9	11	9.3	11	8	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	1800	460	1100	990	1100	1800	460	-
	流量	m³/s	0.031	0.011	0.015	0.006	0.016	0.031	0.006	-
山下川	水素イオン濃度	pH	7.8	7.8	7.9	7.7	7.8	7.9	7.7	6.5～8.5
	BOD	mg/l	3.3	1.9	1.9	6.4	3.4	6.4	1.9	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	3	2	1	5	3	5	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	7.8	6.8	9.5	10	8.5	10	6.8	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	890	420	680	1500	870	1500	420	-
	流量	m³/s	0.014	0.009	0.010	0.011	0.011	0.014	0.009	-
湯舟川	水素イオン濃度	pH	9.4	8.8	8.9	8.8	9.0	9.4	8.8	6.5～8.5
	BOD	mg/l	5.6	2.2	3.4	6.1	4.3	6.1	2.2	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	5	2	1	4	3	5	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	10	8.1	11	14	11	14	8	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml	88	400	260	450	300	450	88	-
	流量	m³/s	0.007	0.020	0.007	0.009	0.011	0.020	0.007	-

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、本流の竜田川の環境基準＝C類型を記載する。

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
出合川	水素イオン濃度 pH	8.3	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.3	6.5~8.5
	BOD mg/l	4.9	6	2.9	3.8	4.4	6.0	2.9	5以下
	浮遊物質(SS) mg/l	6	2	1	2	3	6	1	50以下
	溶存酸素(DO) mg/l	9.8	7.7	11	14	11	14	7.7	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	2200	2300	690	1500	1700	2300	690	-
	流量 m³/s	0.034	0.008	0.014	0.022	0.020	0.034	0.008	-
文珠川	水素イオン濃度 pH	9.7	9.6	9.1	8.9	9.3	9.7	8.9	6.5~8.5
	BOD mg/l	3.8	5.1	1.2	2.7	3.2	5.1	1.2	5以下
	浮遊物質(SS) mg/l	2	4	1	8	4	8	1	50以下
	溶存酸素(DO) mg/l	10.0	9.3	11	12	11	12	9.3	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	870	870	610	610	740	870	610	-
	流量 m³/s	0.003	0.016	0.024	0.028	0.018	0.028	0.003	-
別院川	水素イオン濃度 pH	8.6	9.6	8.2	8.0	8.6	9.6	8.0	6.5~8.5
	BOD mg/l	3.7	6.7	2.8	8.0	5.3	8.0	2.8	5以下
	浮遊物質(SS) mg/l	2	10	1	3	4	10	1	50以下
	溶存酸素(DO) mg/l	12	15	11	12	13	15	11	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	810	120	250	820	500	820	120	-
	流量 m³/s	0.006	0.001	0.014	0.023	0.011	0.023	0.001	-
有里川	水素イオン濃度 pH	9.2	7.7	7.8	7.6	8.1	9.2	7.6	6.5~8.5
	BOD mg/l	10.0	4.1	7.3	8.2	7.4	10	4.1	5以下
	浮遊物質(SS) mg/l	4	2	2	7	4	7	2	50以下
	溶存酸素(DO) mg/l	9.1	4.7	9.4	9.9	8.3	9.9	4.7	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	4400	530	1400	4700	2800	4700	530	-
	流量 m³/s	0.006	0.004	0.007	0.010	0.007	0.010	0.004	-
神田川	水素イオン濃度 pH	7.8	7.7	7.8	7.9	7.8	7.9	7.7	6.5~8.5
	BOD mg/l	7.6	7.5	7.7	7.0	7.5	7.7	7.0	5以下
	浮遊物質(SS) mg/l	8	3	4	11	7	11	3	50以下
	溶存酸素(DO) mg/l	7.1	4.0	8.7	12	8.0	12	4.0	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	9400	5000	5400	5100	6200	9400	5000	-
	流量 m³/s	0.039	0.058	0.033	0.020	0.038	0.058	0.020	-
乙田川	水素イオン濃度 pH	8.0	8.9	8.0	7.9	8.2	8.9	7.9	6.5~8.5
	BOD mg/l	2	3.1	1.4	2.1	2.2	3.1	1.4	5以下
	浮遊物質(SS) mg/l	4	4	1	1	3	4	1	50以下
	溶存酸素(DO) mg/l	9.2	12	11	13	11	13	9.2	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	510	310	720	750	570	750	310	-
	流量 m³/s	0.012	0.001	0.010	0.009	0.008	0.012	0.001	-
大谷川	水素イオン濃度 pH	7.2	7.3	7.2	7.4	7.3	7.4	7.2	6.5~8.5
	BOD mg/l	3.0	3.4	3.9	4.5	3.7	4.5	3.0	5以下
	浮遊物質(SS) mg/l	3	1	1	7	3	7	1	50以下
	溶存酸素(DO) mg/l	7.5	5.4	8.5	11	8.1	11	5.4	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	1400	190	670	4200	1600	4200	190	-
	流量 m³/s	0.011	0.007	0.007	0.008	0.008	0.011	0.007	-

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、本流の竜田川の環境基準=C類型を記載する。

③ 富雄川本流

地点	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
鷹山の大橋下	水素イオン濃度	pH	8.3	8.6	7.9	8.0	7.2	8.0	7.6	8.0
	BOD	mg/l	2.3	1.9	1.2	1.1	1.9	1.0	2.0	1.4
	浮遊物質(SS)	mg/l	3	2	4	2	10	3	3	3
	溶存酸素(DO)	mg/l	12	11	8.9	8.6	6	8.4	8.9	10
	大腸菌数	CFU/100ml	-	240	-	-	570	-	-	300
	流量	m³/s	-	0.105	-	-	0.040	-	-	0.118
	総水銀	mg/l	-	<0.0005	-	-	<0.00005	-	-	<0.00005
出店橋下	水素イオン濃度	pH	8.6	8.1	7.7	7.6	7.6	7.7	8.0	7.5
	BOD	mg/l	2.3	2.2	1.4	1.3	2.6	1.5	1.5	1.3
	浮遊物質(SS)	mg/l	4	3	4	3	3	5	2	1
	溶存酸素(DO)	mg/l	13	10	8.9	8.1	7.9	8	11.0	11
	大腸菌数	CFU/100ml	-	310	-	-	230	-	-	290
	流量	m³/s	-	0.078	-	-	0.032	-	-	0.057
	総水銀	mg/l	-	<0.00005	-	-	<0.00005	-	-	<0.00005
高山郵便局前	水素イオン濃度	pH	7.4	7.2	7.5	7.1	6.8	7.5	7.2	7.5
	BOD	mg/l	1.4	1.7	1.2	1.0	0.7	0.8	0.8	1.1
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	4	4	1	2	2	1	1
	溶存酸素(DO)	mg/l	7.6	8.6	9.1	6.2	8.4	8.7	8.8	11
	大腸菌数	CFU/100ml	-	220	-	-	270	-	-	92
	流量	m³/s	-	0.095	-	-	0.046	-	-	0.141
	市境（高樋橋下）	水素イオン濃度	pH	8.7	7.9	7.7	8.0	8.3	7.6	7.6
BOD		mg/l	1.4	1.9	1.1	2.0	1.0	1.7	0.8	1.4
浮遊物質(SS)		mg/l	1	4	4	5	5	4	1	2
溶存酸素(DO)		mg/l	14	10	8.8	11	9.8	7.5	10	10
大腸菌数		CFU/100ml	-	190	-	-	270	-	-	65
流量		m³/s	-	0.077	-	-	0.021	-	-	0.281
全窒素		mg/l	0.93	0.95	0.97	0.76	0.61	0.95	0.71	0.81
全リン		mg/l	0.06	0.096	0.11	0.098	0.044	0.12	0.012	0.08
陰イオン界面活性剤		mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
カドミウム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003
シアン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.1
鉛		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.001
六価クロム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.005
砒素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.001
総水銀		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.00005
アルキル水銀		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005
PCB		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005
ジクロロメタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.002
四塩化炭素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006
トリクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.001
テトラクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005
1,3-ジクロロプロパン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002
チウラム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006
シマジン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003
チオベンカルブ		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.002
ベンゼン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.001
セレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.69
フッ素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.08
ホウ素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.03
1,4-ジオキサン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	<0.005

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、芝より上流部=B類型、芝から大和川合流部=C類型。

地点	測定項目	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値	環境基準
鷹山の大橋下	水素イオン濃度	pH 7.8	7.6	7.8	7.8	7.9	8.6	7.2	6.5～8.5
	BOD	mg/l 1.3	2.4	2.1	1.3	1.7	2.4	1.0	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l 2	13	2	2	4	13.0	2	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l 10	11	12	12	9.9	12.0	6.0	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml -	-	640	-	440	640.0	240	1000以下
	流量	m³/s -	-	0.029	-	0.073	0.037	0.029	-
	総水銀	mg/l -	-	<0.00005	-	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.00005以下
出店橋下	水素イオン濃度	pH 7.6	7.5	7.5	7.8	7.8	8.6	7.5	6.5～8.5
	BOD	mg/l 2.1	2.8	2.4	1.7	1.9	2.8	1.3	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l 2	1	3	2	3	4.0	1	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l 11	12	12	12	10	13.0	7.9	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml -	-	270	-	280	310.0	230	1000以下
	流量	m³/s -	-	0.024	-	0.048	0.1	0.024	-
	総水銀	mg/l -	-	<0.00005	-	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.00005以下
高山郵便局前	水素イオン濃度	pH 7.5	7.5	7.4	7.6	7.4	7.6	6.8	6.5～8.5
	BOD	mg/l 1.1	2.1	2.0	1.5	1.3	2.1	0.7	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l 2	2	6	2	2	6.0	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l 14	13	12	13	10	14.0	6.2	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml -	-	91	-	168	270.0	91	-
	流量	m³/s -	-	0.052	-	0.084	0.141	0.046	-
	総水銀	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
市境（高樋橋下）	水素イオン濃度	pH 8.0	7.9	7.9	7.8	7.9	9	7.6	6.5～8.5
	BOD	mg/l 1	1.3	1.3	1.3	1.4	2.0	0.8	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l 1	<1	2	1	3	5.0	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l 14	14	13	13	11	14.0	7.5	5以上
	大腸菌数	CFU/100ml -	-	47	-	140	270.0	47	-
	流量	m³/s -	-	0.124	-	0.126	0.281	0.021	-
	全窒素	mg/l 0.98	1.3	1.2	1.0	0.93	1.3	0.61	-
	全リン	mg/l 0.049	0.038	0.074	0.064	0.07	0.1	0.012	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l <0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.0	<0.01	-
	カドミウム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.003以下
	シアン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	鉛	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.02以下
	砒素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l -	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB	mg/l -	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.002以下
	チウラム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.006以下
	シマジン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	セレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	10以下
	フッ素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.8以下
	ホウ素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	0.05以下

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、芝より上流部=B類型、芝から大和川合流部=C類型。

④ 富雄川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
美の原川	水素イオン濃度 pH	8.2	8.2	8.2	7.9	8.1	8.2	7.9	6.5～8.5
	BOD mg/l	1.7	<0.5	1.1	2.1	1.3	2.1	<0.5	3以下
	浮遊物質(SS) mg/l	2	3	3	4	3	4	2	25以下
	溶存酸素(DO) mg/l	8.9	8.7	10	13	10	13	8.7	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	150	220	130	170	170	220	130	1,000以下
	流量 m³/s	0.060	0.031	0.067	0.009	0.042	0.067	0.009	—
中村川	水素イオン濃度 pH	7.3	7.2	7.1	7.2	7.2	7.3	7.1	6.5～8.5
	BOD mg/l	2.4	1.3	2.3	2.6	2.2	2.6	1.3	3以下
	浮遊物質(SS) mg/l	3	3	1	2	2	3	1	25以下
	溶存酸素(DO) mg/l	8.0	6.5	9.4	11	8.7	11	6.5	5以上
	大腸菌数 CFU/100ml	2900	430	880	1700	1500	2900	430	1,000以下
	流量 m³/s	0.008	0.007	0.009	0.006	0.008	0.009	0.006	—

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、流入地点である富雄川上流の環境基準=B類型を記載する。

⑤ 天野川本流

地点	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
宮の前川合流前	水素イオン濃度 pH	7.5	7.0	7.6	7.7	7.5	7.7	7.0	-
	BOD mg/l	1	0.6	0.8	1.0	0.9	1.0	0.6	-
	浮遊物質(SS) mg/l	2	2	<1	1	1	2	<1	-
	溶存酸素(DO) mg/l	8.1	5.0	10	11	8.5	11	5.0	-
	大腸菌数 CFU/100ml	300	63	140	90	150	300	63	-
	流量 m³/s	0.037	0.014	0.048	0.025	0.031	0.048	0.014	-
	水素イオン濃度 pH	8.0	7.6	7.8	7.7	7.8	8.0	7.6	-
市境(羽衣橋下)	BOD mg/l	1.2	2.0	1.0	1.5	1.4	2.0	1.0	-
	浮遊物質(SS) mg/l	3	5	2	4	4	5	2	-
	溶存酸素(DO) mg/l	10	8.5	12	12	11	12	8.5	-
	大腸菌数 CFU/100ml	230	1400	1300	320	810	1400	230	-
	流量 m³/s	0.250	0.117	0.146	0.118	0.158	0.250	0.117	-
	全窒素 mg/l	1.1	0.67	1.1	1.6	1.1	1.6	0.67	-
	全リン mg/l	0.063	0.095	0.095	0.097	0.088	0.097	0.063	-
	陰イオン界面活性剤 mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-
	カドミウム mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
	シアン mg/l	-	-	<0.1	-	-	-	-	検出されないこと
	鉛 mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	六価クロム mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.02以下
	砒素 mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	総水銀 mg/l	-	-	0.00005	-	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀 mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素 mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン mg/l	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.1以下
	トリス-1,2-ジクロロエチレン mg/l	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
	チウラム mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
	シマジン mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	セレン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l	-	-	0.99	-	-	-	-	10以下
	フッ素 mg/l	-	-	<0.08	-	-	-	-	0.8以下
	ホウ素 mg/l	-	-	0.05	-	-	-	-	1以下
	1,4-ジオキサン mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下

注) 生活環境の保全に関する環境基準は設定されていないが、大阪府界から下流はB類型に指定されている。

⑥ 天野川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
宮の前川	水素イオン濃度 pH	9.6	9.1	8.6	7.7	8.8	9.6	7.7	-
	BOD mg/l	3.3	1.8	2.3	6.1	3.4	6.1	1.8	-
	浮遊物質(SS) mg/l	2	4	<1	3	3	4	<1	-
	溶存酸素(DO) mg/l	15	11	13	12	13	15	11	-
	大腸菌数 CFU/100ml	38	40	84	720	220	720	38	-
	流量 m³/s	0.015	0.008	0.006	0.005	0.008	0.015	0.005	-
穴虫川	カドミウム mg/l			<0.0003					0.003以下
	全シアン mg/l			<0.1					検出されないこと
	鉛 mg/l			<0.001					0.01以下
	六価クロム mg/l			<0.005					0.02以下
	ヒ素 mg/l			<0.001					0.01以下
	総水銀 mg/l			<0.00005					0.0005以下
	アルキル水銀 mg/l			<0.0005					検出されないこと
	PCB mg/l			<0.0005					検出されないこと
	ジクロロメタン mg/l			<0.002					0.02以下
	四塩化炭素 mg/l			<0.0002					0.002以下
	1,2-ジクロロエタン mg/l	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/l	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
	チウラム mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
	シマジン mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	セレン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l	-	-	3.5	-	-	-	-	10以下
	フッ素 mg/l	-	-	0.39	-	-	-	-	0.8以下
	ホウ素 mg/l	-	-	0.08	-	-	-	-	1以下
	1,4-ジオキサン mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下

⑦ 天野川支流(農業用水項目)

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
山口川	水素イオン濃度 pH	9.4	7.3	8.7	8.4	8.5	9.4	7.3	6.0~7.5
	COD mg/l	3.6	8.8	4.4	3.7	5.1	8.8	3.6	6以下
	浮遊物質(SS) mg/l	2	4	3	1	3	4	1	100以下
	溶存酸素(DO) mg/l	14	5.3	13	14	12	14	5.3	5以上
	全窒素 mg/l	2.1	0.66	2.7	3.6	2.3	3.6	0.66	1以下
	電気伝導率 mS/m	24	28	28	27	27	28	24	30以下
	ヒ素(As) mg/l	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.05以下
	亜鉛(Zn) mg/l	0.0004	0.004	0.008	0.017	0.007	0.017	0.0004	0.5以下
	銅(Cu) mg/l	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	0.02以下
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油) mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油) mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	底質のn-ヘキサン抽出物質 %	1.5	0.9	1.8	1.8	1.5	1.8	0.9	-
穴虫川	水素イオン濃度 pH	9.3	8.9	9.0	7.9	8.8	9.3	7.9	6.0~7.5
	COD mg/L	5.3	7.4	6.1	8.4	6.8	8.4	5.3	6以下
	浮遊物質(SS) mg/L	3	4	<1	3	3	4	<1	100以下
	溶存酸素(DO) mg/L	13	8.4	16	13	14	16	13	5以上
	全窒素 mg/L	1.3	1.9	5.2	11	4.9	11	1.3	1以下
	電気伝導率 mS/m	33	36	40	47	39	47	33	30以下
	ヒ素(As) mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.05以下
	亜鉛(Zn) mg/L	0.018	0.019	0.066	0.21	0.078	0.21	0.018	0.5以下
	銅 mg/L	0.002	<0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	<0.002	0.02以下
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油) mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油) mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	底質のn-ヘキサン抽出物質 %	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	<0.5	-

(注)農業用水基準は、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の水質指標である。作物の感受性は、種類や個体、生育時期、栽培法、環境条件、成分相互の相乗作用等により異なり、これらの基準値を超過すれば直ちに被害が発生するものではない。

※底質のn-ヘキサン抽出物質は、乾泥状態の%で示す。

⑧ 山田川本流

地点	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
大学 院 大 学 南 側	水素イオン濃度	7.1	7.4	7.1	7.7	7.3	7.7	7.1	-
	BOD mg/l	1.7	0.6	0.8	0.5	0.9	1.7	0.5	-
	浮遊物質(SS) mg/l	9	<1	3	1	3	9	1	-
	溶存酸素(DO) mg/l	9.1	8.9	10	11	9.8	11	8.9	-
	大腸菌数 CFU/100ml	72	72	600	23	190	600	23	-
	流量 m ³ /s	0.013	0.007	0.0139	0.006	0.0100	0.0139	0.0064	-
	水素イオン濃度 pH	8.7	8.3	8.3	8.0	8.3	8.7	8.0	-
市 境 (両 国 橋 下)	BOD mg/l	3.2	1.5	0.9	1.1	1.7	3.2	0.9	-
	浮遊物質(SS) mg/l	4	1	<1	1	1	4	<1	-
	溶存酸素(DO) mg/l	10	9	10	11	10	11	9	-
	大腸菌数 CFU/100ml	54	56	83	3	49	83	3	-
	流量 m ³ /s	0.100	0.091	0.120	0.077	0.097	0.120	0.077	-
	全窒素 mg/l	5.7	4.4	4.3	3.3	4.4	5.7	3.3	-
	全リン mg/l	0.34	0.68	0.28	0.22	0.38	0.68	0.22	-
	陰イオン界面活性剤 mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-
	カドミウム mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
	シアン mg/l	-	-	<0.1	-	-	-	-	検出されないこと
	鉛 mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	六価クロム mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.02以下
	砒素 mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	総水銀 mg/l	-	-	<0.00005	-	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀 mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素 mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン mg/l	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/l	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
	チウラム mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
	シマジン mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	セレン mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l	-	-	4.1	-	-	-	-	10以下
	フッ素 mg/l	-	-	<0.08	-	-	-	-	0.8以下
	ホウ素 mg/l	-	-	0.05	-	-	-	-	1以下
	1,4-ジオキサン mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下

注)生活環境の保全に関する環境基準は設定されていない。

(3) 生駒市清掃センター

① 排ガス測定

【測定位置:1系煙突】

測定項目	測定年月日 単位	R5.5.12 1系	R5.7.14 1系	R6.2.29 1系							-	平均値	最大値	最小値	規制基準
湿りガス量	m ³ N/h	58,500	62,300	46,900							-	55,900	62,300	46,900	
乾きガス量	m ³ N/h	47,200	48,800	35,400							-	43,800	48,800	35,400	
ガス温度	℃	235	230	218							-	228	235	218	
水分量	%	19.2	21.7	24.6							-	21.8	24.6	19.2	
流速	m/s	15.6	16.6	12.0							-	14.7	16.6	12.0	
ガス組成	二酸化炭素	%	4.2	3.7	5.0						-	4.3	5.0	3.7	
	酸素	%	15.9	16.1	15.0						-	15.7	16.1	15.0	
	一酸化炭素	%	<0.1	<0.1	<0.1						-	<0.1	<0.1	<0.1	
	窒素	%	79.9	80.2	80.0						-	80.0	80.2	79.9	
ばいじん濃度	測定値	g/m ³ N	0.001	<0.001	0.001						-	0.001	0.001	<0.001	
	換算値	g/m ³ N	0.002	<0.002	0.001						-	0.002	0.002	<0.002	0.08以下
	酸素濃度	%	15.9	16.1	15.0						-	15.7	16.1	15.0	
硫黄酸化物濃度	測定値	ppm	<0.2	<0.2	<0.2						-	<0.2	<0.2	<0.2	
	換算値	ppm	<0.5	<0.5	<0.5						-	<0.5	<0.5	<0.5	
	排出量	m ³ N/h	<0.01	<0.01	<0.01						-	0.010	0.014	<0.009	
	酸素濃度	%	15.9	16.1	15.0						-	15.7	16.1	15.0	
	異動(10分間値に換算する式値)	-	<0.01	<0.01	<0.01						-	<0.01	<0.01	<0.01	10以下
窒素酸化物濃度	測定値	ppm	52	50	30						-	44	52	30	
	換算値	ppm	91	84	45						-	73	91	45	250以下
	酸素濃度	%	15.9	15.7	15.1						-	15.6	15.9	15.1	
塩化水素濃度	測定値	mg/m ³ N	12	7	9						-	9	12	7	
	換算値	mg/m ³ N	21	14	14						-	16	21	14	700以下
	測定値	ppm	7	4	5						-	5	7	4	
	換算値	ppm	13	8	8						-	10	13	8	
	酸素濃度	%	15.9	16.1	15.0						-	15.7	16.1	15.0	
一酸化炭素濃度 (連続測定)	平均値	ppm	5	10	12						-	9	12	5	
	換算値	ppm	8	16	18						-	14	18	8	
酸素濃度 (連続測定)	平均値	%	15.9	15.7	15.1						-	15.6	15.9	15.1	

【測定位置:2系煙突】

測定項目	測定年月日 単位	R5.4.26 2系	R5.6.16 2系	R5.8.23 2系	R5.9.15 2系	R5.10.31 2系	R5.11.2 2系	R5.12.7 2系	R6.1.12 2系	R6.3.19 2系	-	平均値	最大値	最小値	規制基準
湿りガス量	m ³ N/h	57,100	54,400	54,100	53,600	59,600	60,800	53,000	58,300	60,100	-	56,800	60,800	53,000	
乾きガス量	m ³ N/h	45,500	42,500	41,200	43,100	47,600	49,600	43,300	47,200	47,800	-	45,300	49,600	41,200	
ガス温度	℃	230	216	220	233	226	226	223	222	218	-	224	233	216	
水分量	%	20.3	21.9	23.9	19.6	20.2	18.3	18.2	19.0	20.4	-	20.2	23.9	18.2	
流速	m/s	15.3	14.0	14.2	14.2	15.6	15.9	13.9	15.3	15.5	-	14.9	15.9	13.9	
ガス組成	二酸化炭素	%	3.8	4.1	3.6	4.0	4.1	3.9	4.0	3.8	-	3.9	4.1	3.6	
	酸素	%	16.3	16.1	16.2	16.3	15.9	16.1	16.0	16.1	-	16.1	16.3	15.9	
	一酸化炭素	%	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	
	窒素	%	79.9	79.8	80.2	79.7	80.0	80.0	80.1	80.1	-	80.0	80.2	79.7	
ばいじん濃度	測定値	g/m ³ N	0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.001	0.001	<0.001	
	換算値	g/m ³ N	0.002	<0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	0.002	0.002	<0.002	0.08以下
	酸素濃度	%	16.3	16.1	16.2	16.3	15.9	16.1	16.0	16.1	-	16.2	16.3	15.9	
硫黄酸化物濃度	測定値	ppm	1.0	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.7	-	0.4	1.0	<0.2	
	換算値	ppm	1.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.4	-	0.8	1.9	<0.5	
	排出量	m ³ N/h	0.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.0	-	0.0	0.0	<0.01	
	酸素濃度	%	16.3	16.1	16.2	16.3	15.9	16.1	16.0	16.1	-	16.2	16.3	15.9	
	異動(10分間値に換算する式値)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	10以下
窒素酸化物濃度	測定値	ppm	53	49	47	51	49	49	46	45	-	50	53	45	
	換算値	ppm	93	90	90	90	100	98	84	88	-	93	100	84	250以下
	酸素濃度	%	15.9	16.1	16.3	15.9	16.6	16.5	16.1	16.4	-	16.2	16.6	15.9	
塩化水素濃度	測定値	mg/m ³ N	9	13	10	7	8	9	13	12	-	9	13	7	
	換算値	mg/m ³ N	18	24	20	15	14	16	24	23	-	18	24	14	700以下
	測定値	ppm	5	8	6	4	5	5	8	7	-	6	8	4	
	換算値	ppm	11	14	12	9	8	10	15	14	-	11	15	8	
	酸素濃度	%	16.3	16.1	16.2	16.3	15.9	16.1	16.0	16.1	-	16.2	16.3	15.9	
一酸化炭素濃度 (連続測定)	平均値	ppm	10	7	7	9	5	6	9	13	-	8	13	5	
	換算値	ppm	17	12	13	15	10	12	16	25	-	13	25	10	
酸素濃度 (連続測定)	平均値	%	15.9	16.1	16.3	15.9	16.6	16.5	16.1	16.4	-	16.3	16.6	15.9	

※換算値は酸素濃度12%換算した値。

※m³Nは、標準状態(0℃1気圧)における体積を示す。

※平均値の算出にあたり、下限値未満は下限値として取り扱った。

② 臭気測定

(ppm)

測定月	6月				悪臭防止法に 基づく規制基 準
測定場所 測定項目	敷地A	敷地B	敷地C	敷地D	
アンモニア	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002以下
硫化水素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02以下
硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
二硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009以下
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
スチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
プロピオン酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.03以下
ノルマル酪酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下
ノルマル吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0009以下
イソ吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下

(ppm)

測定月	9月				悪臭防止法に 基づく規制基 準
測定場所 測定項目	敷地A	敷地B	敷地C	敷地D	
アンモニア	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002以下
硫化水素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02以下
硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
二硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009以下
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
スチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
プロピオン酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.03以下
ノルマル酪酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下
ノルマル吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0009以下
イソ吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下

(4) エコパーク21

① 臭気測定

測定位置:活性炭脱臭装置出口

		6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア	ppm	0.9	< 0.1	< 0.1	0.4	—
メチルメルカプタン	ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—
硫化水素	ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—
硫化メチル	ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—
二硫化メチル	ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	—
トリメチルアミン	ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—
アセトアルデヒド	ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—
スチレン	ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	—
プロピオン酸	ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	—
ノルマル酪酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
ノルマル吉草酸	ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	—
イソ吉草酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
臭気指数	-	<10	<10	15	<10	—
臭気濃度	-	<10	<10	31	<10	300 ※)参考

(注)臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※)参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる排出口基準。
なお生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置:敷地境界(風上)

		6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア	ppm	0.2	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン	ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素	ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル	ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン	ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン	ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸	ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数	-	<10	<10	<10	<10	—
臭気濃度	-	<10	<10	<10	<10	10 ※)参考

(注)臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※)参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置:敷地境界(風下)

		6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア	ppm	0.2	0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン	ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素	ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル	ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン	ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン	ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸	ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数	-	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度	-	<10	<10	<10	<10	10 ※)参考

(注)臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日, 奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※)参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。

なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置:北田原イモ山地区

		6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア	ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン	ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素	ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル	ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン	ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン	ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸	ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数	-	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度	-	<10	<10	<10	<10	10 ※)参考

(注)臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日, 奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※)参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。

なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：白庭台地区

		6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア	ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン	ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素	ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル	ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン	ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン	ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸	ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数	-	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度	-	<10	<10	<10	<10	10 ※)参考

(注)臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日, 奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※)参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。

なお、生駒市は対象地域に含まれない。

3 施設概要

(1) 生駒市清掃センター

人口増加やライフスタイルの変化などによるごみの増加に対応するため、1日に110tのごみを焼却できる炉を2基備えた生駒市清掃センターは、平成3年3月に竣工して以来、環境保全と安全対策に細心の注意を払いつつ、安定かつ適切なごみ処理を行うとともに、発生した熱エネルギーを回収し、生駒市清掃センター施設内及び隣接する生駒山麓公園施設内において、温水生成のための熱源として利用している。

平成9年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大気汚染防止法」が改正され、既設炉の排ガス中のダイオキシン類(*)濃度基準が、平成14年12月以降 $1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}(\text{*})$ 以下に規制されることになり、この新基準に適合させるため、平成12年度からダイオキシン類排出削減恒久対策に着手し、平成14年3月に改修が完了している。また、令和4年度から令和6年度にかけて、施設の長寿命化を目的とした生駒市清掃センター基幹的設備改良工事を実施している。今後もさらに環境衛生の推進とごみの減量化・リサイクル化を進め、より効率的なごみ処理を実施していく。

① 施設の概要

所在地 生駒市俵口町 2116 番地 91
敷地面積 $48,023\text{m}^2$ (甲子園球場1個分の広さ)
延べ床面積 $6,994.29\text{m}^2$ (小学校の教室 110 個分の広さ)
構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上2階／地下2階
処理能力 220トン／24時間(110トン／24時間×2炉)
炉型式 流動床式焼却炉

② 公害防止対策

a 排ガス対策

高性能の集じん装置や有害ガス除去装置を採用し、ダイオキシン類対策をはじめ、厳しい基準値に適合したきれいな排ガスを排出している。

b 飛灰対策

飛灰は、薬剤を添加し、有害重金属の溶出を防止して、最終処理場へ搬出している。

c 臭気対策

ごみピットの臭気は、エアーカーテンにより施設外への漏れ出しを防止するとともに、燃焼用空気として、焼却炉内で高温による熱分解処理を行っている。

d 污水排水対策

ごみ污水は焼却炉内で噴霧処理する。施設内で発生するその他の污水は、処理した後に排ガス冷却水として再利用するなど、施設外に污水排水を出さない完全クローズドシステムを採用している。

(2) エコパーク21

平成13年4月に本格稼働したし尿処理施設エコパーク21は、単にし尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するのではなく、その処理過程から発生する汚泥に有機性廃棄物の生ごみを加えて、メタンガスを発生させ、電気・熱エネルギーの回収を行うとともに、メタン発酵を終えた汚泥を原料にして肥料を生産する施設である。

令和5年度のし尿等の処理状況は、汲み取りし尿が3,419.81kl、浄化槽汚泥が17,503.61kl、平成28年4月から受け入れを開始した平群町汚泥が4,686.32klで合計25,609.74klとなり、1日当たりに換算すると、し尿9.34kl、浄化槽汚泥47.82kl、平群町汚泥12.80klを合わせ約69.96klの処理をしたことになる。

生ごみについては、市内の大型店舗等から排出される野菜系の生ごみと学校給食センターの調理残渣を活用しており、搬入された量は、432.88tで1日平均1.18tとなっている。

本施設の主要な処理システムは、受入・貯留設備、膜分離高負荷脱窒素処理設備、高度処理・消毒設備、汚泥処理(再資源化)、脱臭設備において、適正な水処理と効率的な資源・エネルギーを回収するとした循環型社会に対応した施設である。

再資源化システムは、汚泥に生ごみを加えてメタン発酵を行い、メタンガスを回収し発電を行っている。発電した電気は、施設内の照明用電力に、また余剰のメタンガスは蒸気ボイラの燃料としてメタン発酵槽の加温の熱源に利用する等、エネルギーの有効活用を行っている。

さらに、メタン発酵を終えた消化汚泥は、真空乾燥し肥料とするため堆肥化装置で発酵させた後に袋詰めして、市民の方々等に提供し、家庭菜園などの肥料として利用されている。なお、この汚泥肥料(たけまるコンボ)は、農林水産大臣に普通肥料として登録している。

また、平成29年3月27日からエコパーク21処理水の放流先を河川から公共下水道(*)に切り替えた。その際に、水処理工程のうち膜分離装置及び活性炭吸着塔での処理を停止し、これらの設備をバイパスして下水道に放流する工程に変更を行っている。

① 施設の概要

所在地:生駒市北田原町 2476 番地 8

敷地面積:7,518m²

建築面積:2,252m²

処理能力:し尿等 80kl/日(し尿 10kl/日・浄化槽汚泥 70kl/日)生ごみ 1.3t/日(最大 2.6t/日)

処理方式:水処理工程・・・膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理のうち、膜分離装置及び活性炭吸着塔をバイパスし、放流先を下水道放流とする。

再資源化工程・・・高温高速メタン発酵方式(メビウスシステム)及び汚泥堆肥化

② 公害防止対策

騒音・臭気対策

本施設は、住宅地に近接しているため、騒音・振動等の発生を防止する対策を行うほか、特に臭気については、し尿等の搬入する車両の出入り口を二重構造にするとともに薬剤による洗浄や活性炭による吸着処理を行い、臭気がエコパーク21から外部に出ない対策を講じている。

(3) 火葬場

生駒市営火葬場は昭和 47 年に設置され、市民生活に欠くことのできない施設として稼働している。敷地内には小規模ながら斎場も併設している。

また、設置後 40 年以上経過しており、利用者は増加する傾向にあるが、火葬場施設の機能低下はなく、炉内の耐火レンガの張り替えや台車の補修などを実施するなど、適正な維持管理に努めて対応している。

火葬場の炉は廃棄物処理施設ではないので大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法の特定施設には該当しないが、火葬時の副葬品に制限を加えるとともに、平成 7 年度には煙道の再燃設備を設置して排出ガスを更に高温で焼却して完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生の抑止に努めている。

平成 12 年 3 月に厚生労働省より火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針が出されたことにより、そのガイドラインに基づき調査を実施している。

① 施設の概要

所在地 : 生駒市東菜畑 1 丁目 90 番地

敷地面積: 1,256 ㎡(380 坪)

延べ床面積: 火葬場 160 ㎡(48 坪)

斎 場 36 ㎡

納骨塔 9 ㎡

納骨堂 16 ㎡

構 造: 鉄筋コンクリート造平屋建て

設 備: 火葬炉 5 基(昭和 54 年度 2 基増設)

② 火葬場の利用状況

		令和元	2	3	4	5
火葬場	市内(件)	801	880	881	939	973
	市外(件)	201	241	294	77	59
	合計(件)	1,002	1,121	1,175	1,016	1,032
	1日当たり(件/日)	2.8	3.1	3.2	2.8	2.8
斎場(件)		4	6	4	7	6

③ 火葬場使用料(令和元年 10 月 1 日から)

			使用料	
			市内	市外
火葬場	大人(12歳以上の者)	一体につき	10,000円	80,000円
	小人(12歳未満の者)	一体につき	5,000円	40,000円
	死産児	一体につき	2,500円	25,000円
	人体の一部分	一個につき	1,700円	17,000円
斎場	2時間以内		2,090円	
	2時間以上1時間につき		1,050円	

4 生駒市環境基本条例

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針(第7条)

第2節 環境基本計画等(第8条・第9条)

第3節 環境の保全及び創造のための施策等(第10条—第19条)

第4節 地球環境の保全の推進(第20条)

第5節 推進体制の整備等(第21条・第22条)

第3章 環境審議会等(第23条・第24条)

附則

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心和む自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球的規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる都市の実現を目的として良好な自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然、文化及び歴史との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用が促進されること。
- (5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第23条第1項に規定する生駒市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境への配慮の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者(以下「開発事業者」という。)がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措施等)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

(監視等の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

(環境マネジメントシステム)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。

3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。

4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。

5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第24条第1項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

第4節 地球環境の保全の推進

第20条 市は、国及び奈良県の施策と相まって、事業者及び市民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第21条 市は、国、奈良県、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会等

(環境審議会)

第23条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境マネジメントシステム推進会議)

第24条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。
- (2) 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。

3 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者及び市民
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。

8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(以下、省略)

5 環境行政の沿革

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
昭和 42 年8月		公害対策基本法公布
昭和 43 年6月		大気汚染防止法、騒音規制法公布
昭和 45 年 12 月		廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法公布
昭和 46 年6月		悪臭防止法公布
昭和 46 年7月		奈良県公害防止条例施行
昭和 46 年 11 月	生駒市制施行	
昭和 47 年6月	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布	自然環境保全法公布
昭和 48 年6月		「奈良県光化学スモッグ緊急対策要領」実施
昭和 48 年 10 月		瀬戸内海環境保全特別措置法公布
昭和 51 年6月		振動規制法公布
昭和 49 年4月	生駒市火葬場条例施行	
昭和 63 年4月	生駒市環境保全条例施行	
平成3年4月	生駒市清掃施設条例施行(生駒市清掃センター、清掃リレーセンターの設置)	再生資源の利用の促進に関する法律公布
平成4年3月	たつたがわ万葉クリーン計画を策定	
平成5年8月	生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針を策定	
平成5年 11 月		環境基本法公布
平成6年1月	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(全部改正)	
平成6年 12 月		国の環境基本計画策定
平成7年3月	生駒市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成7年6月		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律公布
平成8年3月	生活排水処理基本計画策定	奈良県環境総合計画策定
平成9年4月		奈良県環境基本条例施行 奈良県生活環境保全条例施行
平成9年6月		環境影響評価法公布
平成 10 年6月		特定家庭用機器再商品化法公布
平成 10 年 10 月		地球温暖化対策推進法公布
平成 11 年3月	生駒市環境保全条例を廃止し生駒市環境基本条例施行、生駒市環境基本計画策定	
平成 11 年 12 月		奈良県環境影響評価条例施行
平成 12 年1月		ダイオキシン類対策特別措置法施行

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
平成 12 年6月		循環型社会形成推進基本法公布 食品リサイクル法施行
平成 13 年3月	生駒市環境行動計画策定	
平成 13 年4月	エコパーク21条例施行(衛生処理場)	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行
平成 14 年1月		PRTR法施行
平成 14 年5月		建設リサイクル法施行
平成 15 年1月		自然再生推進法施行
平成 15 年2月		土壌汚染対策法施行
平成 15 年7月		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
平成 16 年6月		景観法公布
平成 16 年9月	生駒市緑の基本計画策定	
平成 17 年1月		自動車リサイクル法施行
平成 17 年2月		京都議定書発効
平成 17 年3月	生駒市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成 17 年6月	いこま水環境実感再生計画認定	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行
平成 18 年3月		石綿による健康被害等の救済に関する法律施行 奈良県環境総合計画策定
平成 18 年4月		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行
平成 21 年3月	生駒市環境基本計画(第2次)策定	
平成 21 年4月		奈良県景観計画策定
平成 21 年5月		エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)改正
平成 21 年 10 月	生駒市環境基本計画推進会議(ECO-net 生駒)設立	
平成 22 年 12 月	生駒市環境マネジメントシステム運用開始	
平成 23 年 1 月	景観法に基づく景観行政団体となる	
平成 23 年 1 月	生駒市まちをきれいにする条例施行 生駒市景観条例施行	
平成 23 年 4 月	生駒市景観計画策定	
平成 23 年 5 月	ごみ半減プラン(生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)策定	
平成 23 年 7 月	環境自治体スタンダード(LAS-E)第1ステージ合格証を取得	
平成 24 年 10 月	生駒市環境基本条例改正	
平成 25 年 3 月		奈良県エネルギービジョン策定
平成 25 年 4 月		小型家電リサイクル法施行

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
平成 25 年 10 月	生駒市まちをきれいにする条例改正	
平成 26 年 3 月	環境モデル都市に選定 生駒市エネルギービジョン策定	
平成 26 年 6 月	生駒市環境基本計画 5 年目見直し版策定	
平成 27 年 1 月	生駒市環境モデル都市アクションプラン策定	
平成 27 年 4 月	家庭ごみ有料化を開始	
平成 28 年 3 月		奈良県環境総合計画策定 第 2 次奈良県エネルギービジョン策定
平成 28 年 10 月	生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行	
平成 29 年 7 月	いこま市民パワー株式会社設立	
平成 29 年 10 月	生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例施行	
平成 30 年 4 月		国の第五次環境基本計画を閣議決定
平成 31 年 3 月	生駒市環境基本計画(第 3 次)策定 生駒市環境モデル都市アクションプラン(第 2 次)策定	第 3 次奈良県エネルギービジョン策定
令和元年 7 月	SDGs未来都市に選定	
令和元年 9 月	生駒市農業ビジョン策定	
令和元年 10 月	生駒市SDGs未来都市計画策定	
令和元年 11 月	ゼロカーボンシティを宣言	
令和2年10月		国が2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことを宣言 地球温暖化対策計画を閣議決定
令和3年3月	生駒市 SDGs 未来都市計画改定 生駒市地域公共交通計画策定	奈良県環境総合計画(2021-2025)策定 奈良県がゼロカーボンシティを宣言
令和3年6月	生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和3年年度～令和12年度)策定	
令和4年4月		改正地球温暖化対策推進法施行
令和5年4月	脱炭素先行地域に選定	
令和5年10月		奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行
令和6年3月	生駒市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定	
令和6年4月	第3次生駒市環境モデル都市アクションプラン策定	

6 令和5年度環境関連経費決算額

図表9「環境行政組織図」のうち、環境行政を中心的に担う地域活力創生部 SDGs推進課及び市民部環境保全課の所管の内、環境関連経費として計上された令和5年度歳入及び歳出決算は以下のとおり、歳入が1,303百万円、歳出が5,054百万円となった。

生駒市全体の一般会計決算額は歳入が45,602百万円、歳出が43,706百万円となっており、その中で環境関連経費については、歳入が2.86%、歳出が11.56%を占めている。

〔歳入〕

款	項	目	節	決算額(円)	内容
14 使用料及び手数料	1 使用料	3 衛生使用料	1 保健衛生使用料	14,408,790	火葬場使用料
	2 手数料	3 衛生手数料	1 保健衛生手数料	3,455,274	犬の登録手数料等
			2 清掃手数料	287,107,923	家庭系・事業系ごみ処理手数料、し尿処理手数料
15 国庫支出金	2 国庫補助金	3 衛生費国庫補助金	1 保健衛生費補助金	871,724,000	循環型社会形成推進交付金
21 諸収入	4 雑入	4 雑入	4 雑入	126,717,166	汚泥処理負担金、ペットボトル等売却収入等

合計 1,303,413,153 円

〔歳出〕

款	項	目	決算額 (円)	内容
4 衛生費	1 保健衛生費	4 環境衛生費	91,095,504	環境美化、愛がん動物の適正管理推進等
		5 環境保全対策費	107,668,627	再生可能エネルギーの普及、生活環境保全、環境啓発等
	2 清掃費	1 清掃総務費	110,918,396	清掃事務費等
		2 ごみ処理費	1,009,693,723	ごみ収集運搬費用等
		3 ごみ処理施設費	3,287,601,710	ごみ焼却施設管理業務費用等
		4 し尿処理費	102,212,212	し尿収集運搬費用等
		5 し尿処理施設費	345,649,080	衛生処理場運転管理業務委託料等

合計 5,054,839,252 円

生 駒 市 の 環 境
《令和6年度版》

令和7年1月

編集発行：

生駒市 地域活力創生部

SDGs推進課・環境保全課

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

TEL:(0743)74-1111

FAX:(0743)75-8125